

史跡旧見付学校附磐田文庫保存活用計画
～愛される「見付の五階」をめざして～

2024年3月

磐田市教育委員会



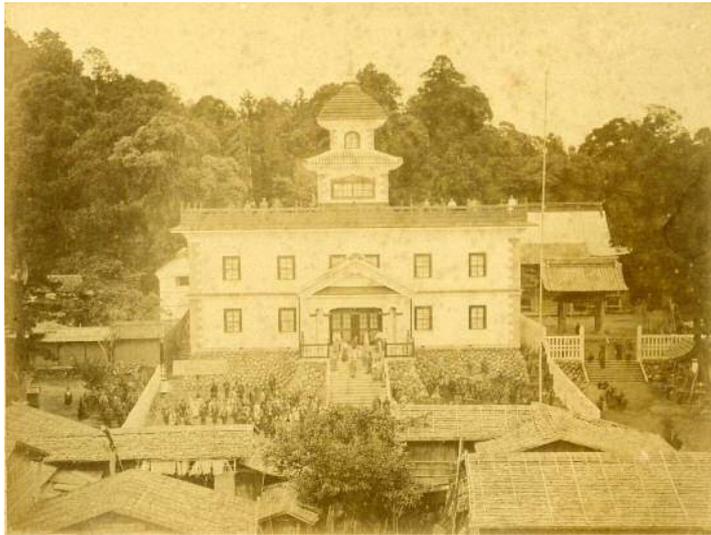
旧見付学校現況 令和3年5月



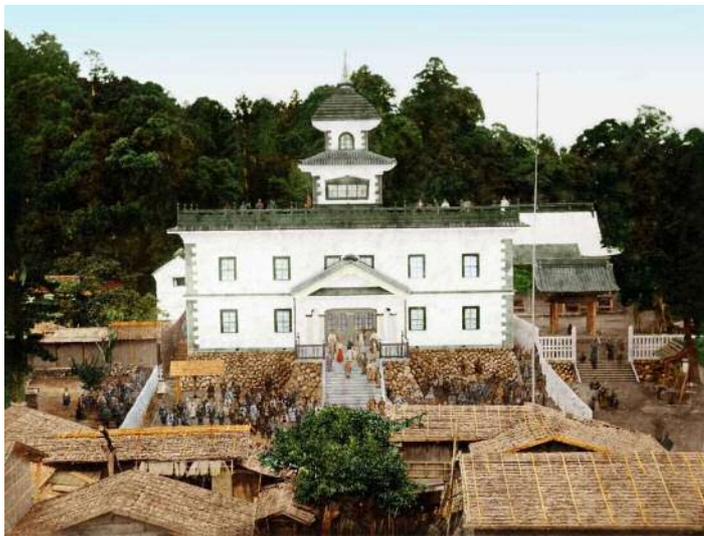
同上 令和4年2月



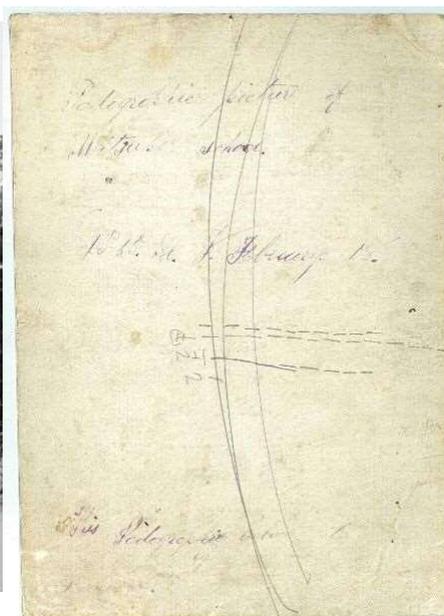
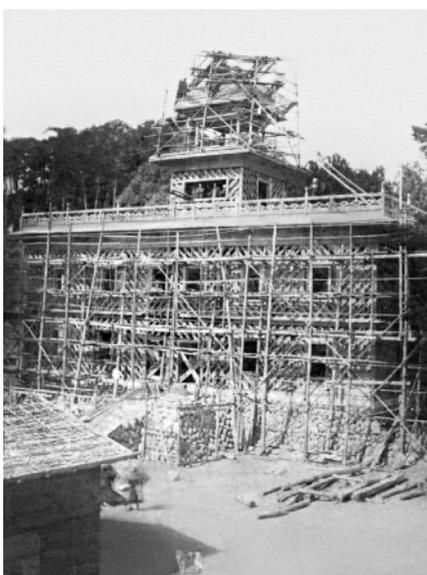
磐田文庫現況 平成 27 年



開校式当日の見付学校
(明治8年[1875]8月)



同上 カラー補正写真



建設中の見付学校
と裏書（明治8年
[1875]2月）

Podographic Picture of
Mitsuke school
2535.A.J. February 18.
This Podographic
belook to
F□□□□□



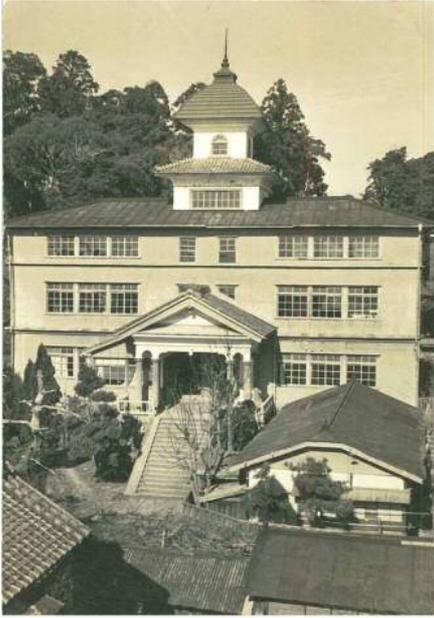
明治後期から大正初期
の見付学校
(絵葉書)



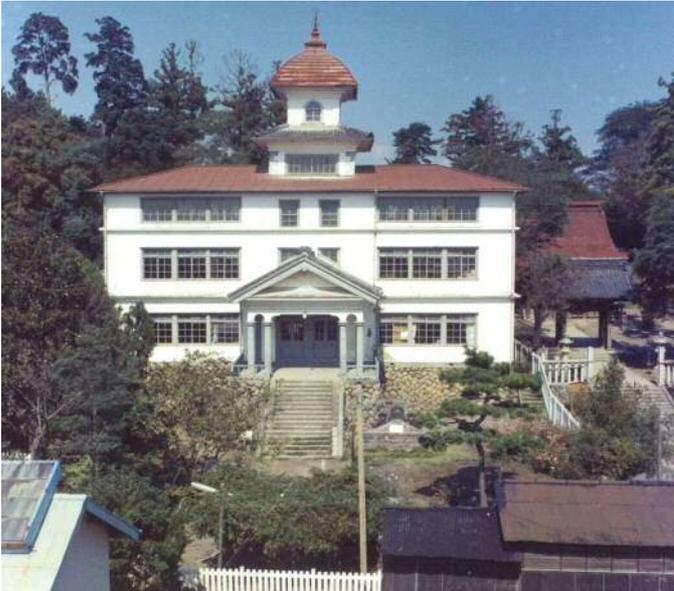
大正 10 年 (1921) ごろの見付学校



見付高等裁縫女子青年学校
時代 (昭和 13 年 [1938] 3
月卒業記念写真帖より)



市立郷土館 昭和40年（1965）ごろ



解体修理前の郷土館
昭和49年（1974）



環境整備事業完了後の郷土館
昭和53年（1978）

例言

1. 本書は史跡旧見付学校附磐田文庫の保存活用計画である。
2. 本書は磐田市旧見付学校附磐田文庫保存活用計画作成協議会の指導のもと、磐田市文化財保護審議会及び磐田市旧見付学校協議会の審議を経て作成した。
3. 本文は磐田市教育委員会教育部文化財課が執筆・編集した。
4. 本書をまとめるにあたり、文化庁及び静岡県より助言をいただいた。第一副築の移築建物に関する調査や資料の提供については、古山晴海氏・鈴木けい子氏・鈴木節子氏の協力を得た。沿革誌の借用及び複写については磐田北小学校より協力を得た。また、以下の方々より多大な協力、教示を得た。厚く感謝申し上げます。
(大久保家、伊藤敦之・紘子)(見付天神矢奈比売神社・淡海国玉神社、久野隆 見付三社崇敬者会)
(名倉慎一郎)(小杉達)(見付宿を考える会、寺田伊勢男)(松浦美恵子)
5. 本書の一部は以下の文献を参考にし、一部引用または再構成した箇所がある。
開校百年特別委員会編 1974年『開校百年』磐田市立磐田北小学校
旧見付学校展示解説図録編集委員会編 2000年『解説 旧見付学校』磐田市
財団法人文化財建造物保存技術協会編 1977年『国指定史跡 旧見付学校々舎修理工事報告書』磐田市
財団法人文化財建造物保存技術協会編 1993年『史跡 旧見付学校附磐田文庫修理工事報告書』磐田市
特定非営利法人静岡県伝統建築技術協会編 2015年『磐田市指定文化財 淡海国玉神社本殿修理工事報告書』宗教法人淡海国玉神社
見付天神裸祭保存会編 2010年『国の重要無形民俗文化財 見付天神裸祭の記録 ―「以前の裸祭」の記録―』見付天神裸祭保存会
6. 第3章第5節は専門機関に委託した調査業務の報告書を再編集・加筆したものである。
7. 本文中で「現況」としたものは令和3年度に調査または撮影したものであり、その他については時期を可能な限り明確にした。
8. 読み手の便宜を図るため昭和63年(1988年)までは西暦を付した。
9. 本書でいう「文化財」は、『磐田市文化財保存活用地域計画』に準じ、指定の有無を問わず文化財保護法に規定される6種類(有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群)の文化財や埋蔵文化財、文化財の保存技術の他、歴史的・文化的価値を有するさまざまな文化財を範囲とする。
10. 本書では史跡指定地をさす場合は「旧見付学校附磐田文庫」、建造物をさす場合は「旧見付学校校舎」、現在の市の組織をさす場合は「旧見付学校」、明治時代の初等教育組織をさす場合は「見付学校」と標記することを原則とした。

史跡旧見付学校附磐田文庫保存活用計画 本文目次

- 序章
 - 第1節 計画作成の背景と目的
 - 第2節 本計画の位置づけ
 - 第3節 官民協働によるまちづくりの提言
 - 第4節 作成協議会の設置・協議経緯
- 第1章 史跡の概要
 - 第1節 史跡の名称及び所在地
 - 第2節 指定の経緯
 - 第3節 史跡の管理団体
 - 第4節 本計画の区域
 - 第5節 指定理由
 - 第6節 見付地区の沿革
 - 第7節 見付学校の沿革
 - 第8節 淡海国玉神社（総社）と大久保家
 - 第9節 磐田文庫の沿革
- 第2章 史跡の本質的価値
 - 第1節 史跡の本質的価値の整理
 - 第2節 本質的価値を構成する諸要素とその他の諸要素
- 第3章 保存の現状と課題
 - 第1節 南エリアの保存の現状（旧見付学校校舎周辺）
 - 第2節 南エリアの保存の現状（磐田文庫）
 - 第3節 中央エリアの保存の現状（淡海国玉神社）
 - 第4節 北エリアの保存の現状
 - 第5節 各種調査
 - 第6節 課題
- 第4章 活用の現状と課題
 - 第1節 現状
 - 第2節 課題
- 第5章 整備の現状と課題
 - 第1節 南エリアの整備（旧見付学校校舎周辺）
 - 第2節 南エリアの整備（磐田文庫）・他のエリアの整備
 - 第3節 課題
- 第6章 運営・体制の整備の現状と課題
 - 第1節 経過

- 第2節 現状
 - 第3節 課題
- 第7章 大綱及び基本方針
 - 第1節 大綱
 - 第2節 基本方針
- 第8章 保存の方向性と方法
 - 第1節 方向性
 - 第2節 保存管理
 - 第3節 防災・防犯対策
 - 第4節 現状変更の取り扱い方針と取り扱い基準
 - 第5節 旧見付学校校舎および磐田文庫の保存管理
 - 第6節 史跡の追加指定の方針
- 第9章 活用の方向性と方法
 - 第1節 方向性
 - 第2節 史跡の活用
 - 第3節 旧見付学校校舎および磐田文庫の活用
 - 第4節 調査研究
 - 第5節 情報発信
- 第10章 整備の方向性と方法
 - 第1節 方向性
 - 第2節 方法
- 第11章 運営・体制の整備の方向性と方法
 - 第1節 方向性
 - 第2節 方法
- 第12章 計画期間と実施計画
- 第13章 経過観察

挿入図版目次

- 図 1 磐田市の位置
- 図 2 旧見付学校附磐田文庫の位置
- 図 3 本計画の位置づけ
- 図 4 土地区分図
- 図 5 本計画周辺図
- 図 6 周辺地籍図
- 図 7 指定地公有地化経過図
- 図 8 遠州三大学校
- 図 9 古墳～平安時代の見付・中泉地区
- 図 10 見付学校変遷模式図
- 図 11 大久保家系図
- 図 12 エリア区分図
- 図 13 見付学校建設予定地区
- 図 14 南エリア全体図
- 図 15 現況立面図
- 図 16 現況平面図
- 図 17 管理棟実測図
- 図 18 ポンプ小屋実測図
- 図 19 昭和 54 年度防災施設工事平面図
- 図 20 土砂災害警戒区域
- 図 21 磐田文庫平立面図
- 図 22 基礎設計図
- 図 23 中央エリア全体図
- 図 24 淡海国玉神社本殿平立面図
- 図 25 淡海国玉神社拝殿・幣殿平立面図
- 図 26 中門立面図
- 図 27 淡海国玉神社社務所設計図
- 図 28 北エリア全体図
- 図 29 幼稚園（第二副築）推定図
- 図 30 見付体育会コート推定図
- 図 31 塔之壇テニスコート跡平面図
- 図 32 相観植生図
- 図 33 オルソ画像の浄書図面
- 図 34 入館者数の推移
- 図 35 昭和 53 年度環境整備工事平面図

- 図 36 トイレ実測図
- 図 37 正門・裏門立面図
- 図 38 周辺環境整備工事等平面図
- 図 39 文化財課組織図
- 図 40 大綱・基本方針模式図
- 図 41 石垣構成礫の破損状況
- 図 42 大久保家周辺図
- 図 43 大久保家 1 階平面図・南面立面図
- 図 44 旧見付学校を取り巻く環境と価値づけのイメージ

表目次

- 表 1 旧見付学校附磐田文庫保存活用計画作成協議会委員名簿
- 表 2 旧見付学校附磐田文庫指定地一覧
- 表 3 旧見付学校附磐田文庫周辺地一覧
- 表 4 見付学校沿革表
- 表 5 本計画の構成要素分類表
- 表 6 日常管理（史跡）チェックリスト
- 表 7 日常管理（旧見付学校校舎および磐田文庫）チェックリスト
- 表 8 史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則に基づく標識等の設置基準
- 表 9 現状変更等の許可を必要とする行為
- 表 10 現状変更等の許可を必要としない行為
- 表 11 現状変更等の取り扱い基準
- 表 12 散策マップ（史跡）表示項目
- 表 13 散策マップ（周辺文化財）表示項目
- 表 14 沿革誌一覧
- 表 15 整備基本計画の検討項目とめざす方向性
- 表 16 保存事業一覧
- 表 17 活用事業一覧
- 表 18 整備事業一覧
- 表 19 運営体制事業一覧

写真目次

巻頭写真

旧見付学校現況

磐田文庫現況

開校式当日の見付学校

同上 カラー補正写真

建設中の見付学校と裏書

明治後期から大正初期の見付学校

大正 10 年ごろの見付学校

見付高等裁縫女子青年学校時代

市立郷土館

解体修理前の郷土館

環境整備工事完了後の郷土館

写真 1 平成 7 年度報告書

写真 2 平成 10 年度報告書整備後イメージ
図

写真 3 旧見付学校附磐田文庫周辺航空写
真

写真 4 大見寺絵図

写真 5 伝馬朱印状

写真 6 阿多古山一里塚

写真 7 脇本陣門

写真 8 大正時代の見付の町並み

写真 9 子ども厄除け地蔵での慰霊祭

写真 10 大久保忠利

写真 11 女子児童たち

写真 12 見付高等小学校職員

写真 13 明治 36 年ごろの配置

写真 14 鐘鑄塚校舎

写真 15 城之腰校舎

写真 16 城之腰校舎の現況 磐田北小学校

写真 17 授業料領収証 明治 32 年度

写真 18 障害物競争 明治 43 年

写真 19 大久保家文書

写真 20 旧見付学校

写真 21 磐田文庫

写真 22 前庭

写真 23 境内地

写真 24 旧幼稚園及び園庭

写真 25 教科書

写真 26 卒業証書

写真 27 磐田文庫書目録

写真 28 昭和 51 年度 修理工事直後の校
舎内部

写真 29 四隅の黒漆喰

写真 30 玄関

写真 31 天井と方杖

写真 32 上げ下げ造りの窓

写真 33 外階段

写真 34 3 階に残された塔屋の柱

写真 35 石灯籠

写真 36 管理棟・ポンプ小屋・放水銃

写真 37 敷地南側

写真 38 北側側溝

写真 39 集水桝 玄関東

写真 40 污水管 敷地南

写真 41 防火水槽

写真 42 駐車場

写真 43 昭和 54 年度 ポンプ小屋設置工
事状況

写真 44 平成 28 年度消火設備改修工事既
存配管敷設状況

写真 45 磐田消防署と連携した消火・放水
訓練

写真 46 防犯カメラ

写真 47 磐田文庫

写真 48 磐田文庫古写真 昭和 31 年

写真 49 修理工事前 平成 4 年

写真 50 修理工事後の磐田文庫

写真 51 第一副築平面図

写真 52 淡海国玉神社社殿全景

写真 53 旧磐田市農業協同組合前野出張所

- 写真 54 本殿
写真 55 明暦 3 年の銘がある擬宝珠
写真 56 淡海国玉神社社殿
写真 57 鳥居及び標柱
写真 58 移転前の鳥居・標柱
写真 59 中門・石段・玉垣
写真 60 兎像
写真 61 井戸小屋及び手水舎
写真 62 手水鉢
写真 63 御札納所石柱及び石灯籠
写真 64 玉垣
写真 65 中門脇の説明・案内板
写真 66 淡海国玉神社社務所外観
写真 67 神社倉庫
写真 68 馬場町防災倉庫
写真 69 ポンプ格納庫及び遊具
写真 70 淡海国玉神社境内側溝
写真 71 第二副築平面図
写真 72 テニス風景
写真 73 テニスコート跡現況 北西より
写真 74 テニスコート跡現況 南東擁壁
写真 75 竣工時のテニスコート
写真 76 昭和 56 年のパンフレット
写真 77 『解説 旧見付学校』
写真 78 復元教室
写真 79 校長室
写真 80 ライトアップされた旧見付学校校舎
写真 81 昭和 53 年度環境整備工事
写真 82 トイレ現況
写真 83 案内看板現況
写真 84 門柱付近現況
写真 85 案内看板現況
写真 86 環境整備工事竣工状況
写真 87 北側擁壁の現況
写真 88 駐車場の現況
写真 89 竣工当時の本通り広場
写真 90 旧見付学校協議会の様子
写真 91 見付宿たのしい文化展
写真 92 淡海国玉神社本殿の倒木
写真 93 大久保家
写真 94 大久保家内部
写真 95 「学制」公布 150 年と令和の教育展
写真 96 リニューアルした 3 階スペース
写真 97 令和 3 年度歴史文書館企画展「歴史資料から見た磐田の近代教育」
写真 98 昔の授業体験
写真 99 緋の着物で撮影散策
写真 100 入館者 50 万人記念式典
写真 101 地元中学校とのコラボレーションによる企画
写真 102 見付宿歴史講座風景
写真 103 復元教室を使った演奏会
写真 104 沿革誌
写真 105 「しずおか遺産」ロゴマーク
写真 106 旧見付学校だより
写真 107 磐田 TV での情報発信の例
写真 108 ボランティアによる運営補助
写真 109 静岡文化芸術大学地域連携演習

序章

第1節 計画作成の背景と目的

(1) 背景

磐田市は日本の大動脈といわれる東海道の真ん中にあり、静岡県西部の中央に位置している。面積は163.45k㎡である。その範囲は東西11.5km、南北27.1kmあり、東西に比べて南北に細長い形状をしている。気候は温暖で年間平均気温は16.3℃、年間降水量は1,800mm、日照時間は年間平均2,200時間を超えて全国的に見ても長い。人口は167,375人（令和5年3月末現在）で県内第5位・県西部第2位である。全国でもトップクラスの製造品出荷額等を誇る中核都市として発展してきた。



図1 磐田市の位置

歴史・文化においては、^{とおとうみ}遠江国（静岡県西部）の中心都市として、特に古墳時代から中世に至るまで栄え、その繁栄は史跡や埋蔵文化財の豊富さにつながっている。本市ではこうした文化財の保護のために、昭和30年代から専門職員を配置して発掘調査に対応すると同時に、昭和28年（1953）には市立郷土館（現・旧見付学校）、昭和62年（1987）には埋蔵文化財センター、平成20年には公文書館を兼ねた歴史文書館を開館するなど、他の自治体に先んじて市民への文化財の啓発活動を進めてきた。平成17年度にスタートした特別史跡遠江国分寺跡の再整備事業も令和3年度に本格的な工事を開始し、展示会や講演会など市民の関心が高まるような企画を行っている。

また、令和3年7月に文化庁より県内初となる磐田市文化財保存活用地域計画の認定を受けた。これをもとに、散逸や滅失の恐れが懸念される中、文化財を適切に保存し、次世代に継承していくとともに、歴史文化の魅力を活かして観光振興や地域振興に結び付ける取組が求められている。しかし、少子高齢化・人口減少社会の進行による文化財の担い手の減少や、以前から予測されている南海トラフ地震をはじめ、地球温暖化の進行によるこれまでに経験のない風雨災害を想定する必要性が生じており、その対策が大きな課題となっている。

(2) 目的

史跡旧見付学校附磐田文庫は市の中心市街地である見付地区のほぼ真ん中であって、古くから市民にも周知された文化遺産である。磐田北小学校・富士見小学校の前身であり、年間約2万人の来場者を迎える、市を代表する観光地でもある。しかし、昭和51年（1976）

の全解体修理から40年以上が経過し、一部に老朽化が見られること、入場者数が減少傾向にあることなどから、新たな価値の創造や今後の保存活用の方向性を定めることが求められている。また、隣接する大久保家は淡海国玉神社の神官家にあたり、見付学校や磐田文庫の設立に大きく関与していることから、史跡の範囲についても再検討する必要がある。

本計画において、こうした個々の文化財の保存状態や管理状況等を整理し、次世代への継承に向けての課題を整理し、保存・活用を図るために必要な事業等の実施計画を定め、これに基づいて中長期的な観点からの取組を進めていく。

そして、保存・活用の考え方や市等が取り組んでいく具体的な取組の内容を位置づけた、文化財の保存・活用を進めていくための指針とする。

これにより、磐田市が目指すまちづくりの大きな柱の一つである、「市民が誇れる自然と歴史・文化のまち」という将来像の実現が達成され、これまで以上に旧見付学校の五階校舎が市民に愛され、郷土に誇りが持てることを目的とする。

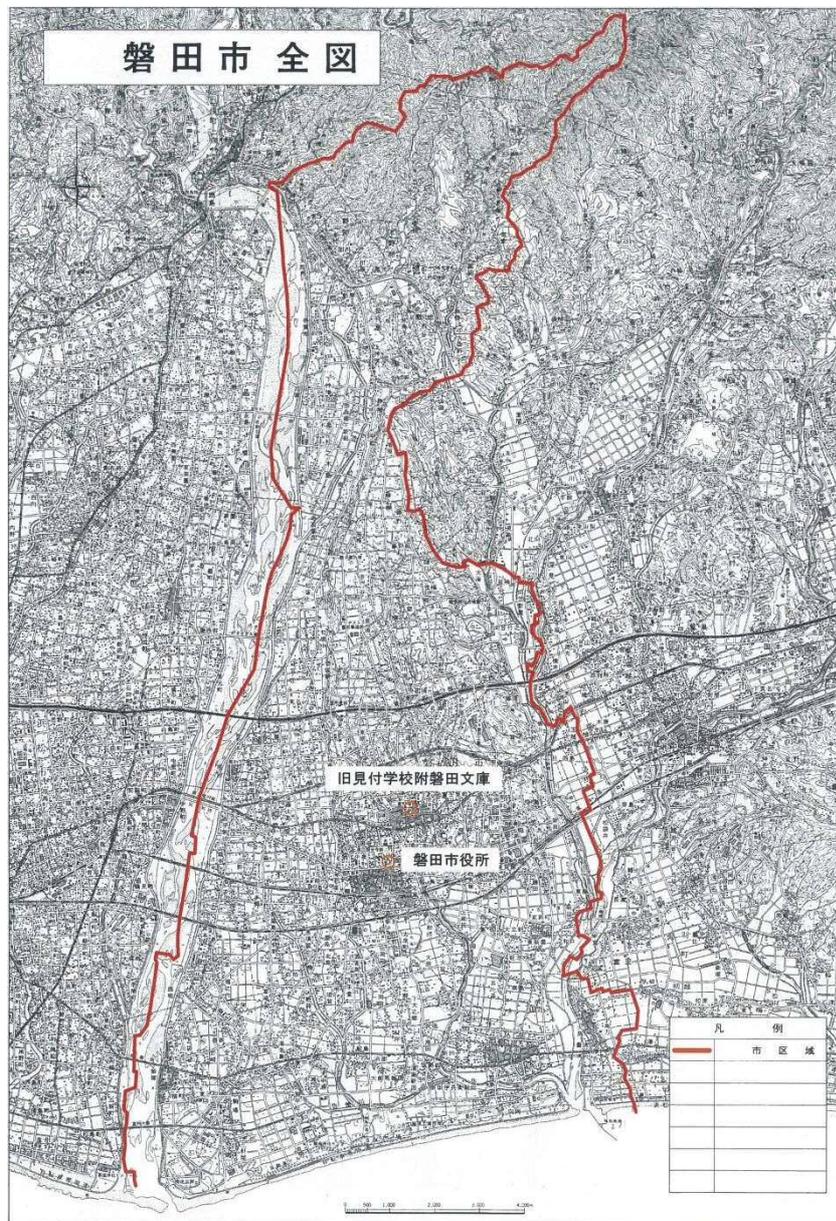


図2 旧見付学校附磐田文庫の位置

第2節 本計画の位置づけ

本計画は、文化財保護法で規定されている保存活用計画として、静岡県文化財保存活用大綱に基づいて作成した。

○静岡県文化財保存活用大綱 令和2年3月策定

静岡県における文化財の保存と活用の基本的な方向性を明らかにしたものであり、基本方針として「文化財の確実な保存」「文化財を支える多様な人材の育成」「文化財の効果的な活用」の3つを掲げ、広域の市町の連携ネットワークの推進や、人材育成などによる市町への支援を行うこととしている。この「大綱」は県における文化財行政の基本的な方向性を明らかにしたものであり、本計画はこれを反映し、対応させて整合を図る。

さらに、市の上位計画を反映させ、整合を図る。

○磐田市の上位計画

『第2次磐田市総合計画』平成29年3月策定 計画期間：平成29年度～令和8年度

「文化財の保全・整備・活用を進めます」の小項目として、「旧見付学校等の文化財関係施設や資料公開の充実」を挙げ、文化財を総合的に保護する施策を掲げている。なお、令和8年度までの第2次磐田市総合計画に引き続き、第3次磐田市総合計画においても整合が図れるよう調整する。

『磐田市文化財保存活用地域計画』令和3年7月認定 計画期間：令和3年度～令和11年度

指定文化財や市の歴史についての記載で触れている他、保存・活用に関する措置のうち方針1・施策2「磐田市総ぐるみの取り組みの推進」として旧見付学校におけるソフト事業の取り組みを掲載し、継続して行っていくとしている。また、方針3・施策1「保存活用・整備計画の作成」の中で大久保家の調査・研究を行い、追加指定をめざすことを明記している。さらに、市内を9地区に区分し、見付地区については「遠府の地 守護所から自治都市」と名付け、保存活用区域として設定した。旧見付学校などの施設の安全性や耐震補強、大久保家の取り扱いを最優先の事業とした。

また、以下の関連計画との連携を図る。文化財は市政の中で一定の位置付けがされている。本計画は、これら関連計画との連携も踏まえて作成するとともに、関連計画が更新される際には、策定担当部局に積極的に働きかけを行い、文化財の保存・活用の位置づけと連携をより強固に、明確にしていく。

『磐田の教育』令和4年8月発行（毎年度発行）

磐田市教育委員会が掲げる教育の目標と方針・施策を示した『磐田の教育』では、「方針2 子どもの成長を支える『地域力』をさらに活用します」のうち「施策1 地域の学習資源を活かした教育活動の推進」として、旧見付学校の活動を紹介するとともに小中学校を対象とした学習支援を行っていること、「方針3 市民が活用しやすい『学びの場や環境』を整備します」のうち、「施策4 歴史遺産の整備・活用」として、本計画の作成を含め、

文化財の調査・保存・整備・活用を行うと明記されている。

○磐田市に関連計画

関連計画として、以下の4つの計画を挙げる。

『磐田市景観形成ガイドプラン』平成23年3月策定

「貴重な歴史文化を景観形成に活かす」として、市内を北部・中央部・南部の3地域に分け、中央部エリアでは「旧見付学校や遠江国分寺跡、旧赤松家等については、文化財としての適切な保全・整備を図るとともに、地域のシンボルやランドマークとしての活用を図る」としている。また、見付・池田・掛塚地区等の歴史的市街地については、各地域の歴史文化資源の保全・活用を図りながら、歴史を感じる街並み形成を進めるとしている。

『磐田市観光まちづくりビジョン』平成29年策定 計画期間：平成29年度～令和3年度

「古くは遠江国分寺（が建てられて）栄え、東海道見付宿としてにぎわった磐田市ならではの歴史と文化を観光資源として大切に、広く伝えていきたい」としている。

『磐田市都市計画マスタープラン』平成19年度策定、平成30年3月改訂

計画期間：平成30年度～令和19年度

大きな目標の4項目の一つに「地域の特性を活かした官民連携による都市づくり」を挙げ、「見付地区・池田地区や掛塚地区では、地域の歴史的・文化的資源と調和した街並みの保全を図ります。特に見付地区では、歩行者の安全性の確保や商業地としての魅力づくりに配慮しながら、地区内に数多く点在する社寺や土蔵等の資源を活かした宿場町や旧東海道筋をイメージさせる街並みの形成を図ります」としている。その上で、地域別構想では市内を10地域に区分して、見付地区では「旧街道沿道では宿場町の面影が残るほか、旧見付学校等の歴史・文化的資源が豊富に存在しています」としている。

『第2次磐田市環境基本計画』平成30年3月策定 計画期間：平成30年度～令和9年度

「歴史文化とふれあう機会の創出・活用」として、旧見付学校の写真を掲載し、歴史文化遺産の保全、歴史的・文化的遺産の保護顕彰、歴史・郷土資料の展示、継承・学習、公開・学習機会等の充実などを挙げている。

第3節 官民協働によるまちづくりの提言

平成7年度、市役所内でまちなみ整備計画の策定が計画され、熊切正次氏を会長として市役所の担当者を含め17名で構成される策定委員会による報告書『平成7年度 東海道見付宿まちなみ整備計画策定事業』が完成した。この中では5か所の整備エリアが選定され、指定地周辺は「塔之壇と旧見付学校周辺エリア」と規定され、「旧見付学校を中心に見付本通り広場公園と塔之壇公園、大久保家を活用し、これらと周辺の歴史財を散策路で結ぶ。磐田市の歴史文化のシンボル、核とするため、駐車場確保を含め一体的な整備を目指す。」とした。

平成9年度にはこの活動を「見付宿を考える会」が引き継ぎ、『ふらっと見付しみじみ見付 ―歴史が風にそよぐまち―』が刊行された。「名物部会」「水の部会」「佇まい部会」「磨き上げ部会」の4部会に分かれて内容のさらなる検討を行った。中でも「佇まい部会」では指定地周辺を「学びの里」と位置づけ、イベントや周知、集客に関する提言を行った。

平成10年度には寺田以氏を会長として地域住民・市職員・オブザーバー・コンサルタント計20名からなる旧見付学校周辺整備調査検討委員会

が組織され、『平成10年度旧見付学校周辺整備調査 ふるさとの歴史が見える塔之壇―歩いてみませんか！この丘から―』を刊行した。より一層具体的な整備方法が示され、塔之壇公園の大規模な整備と見付本通り広場公園の再整備、大久保家の整備などをあわせて周辺エリアの活性化を図るものであった。

3つの報告はいずれもテニスコートについては国指定史跡の範囲であり、現状変更が難しい点が考慮されていないが、塔之壇公園を整備する必要があること、見付本通り広場公園も再整備する必要があること、大久保家についても現指定地と一体化した整備を行う必要があることなどがうたわれている。本計画も、これらと整合が取れる内容となるように心がけた。

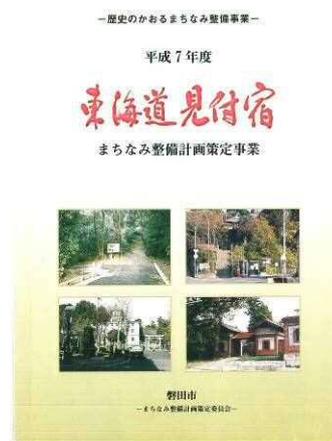


写真1 平成7年度報告書

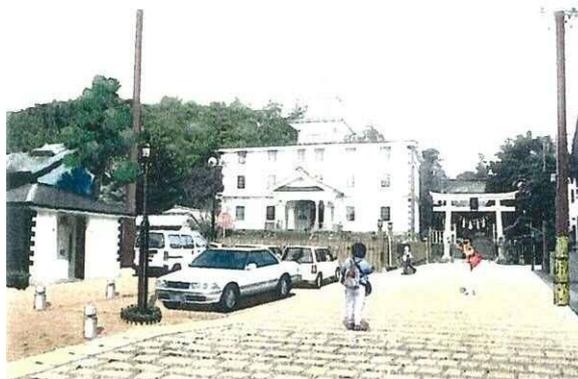


写真2 平成10年度報告書
整備後イメージ図

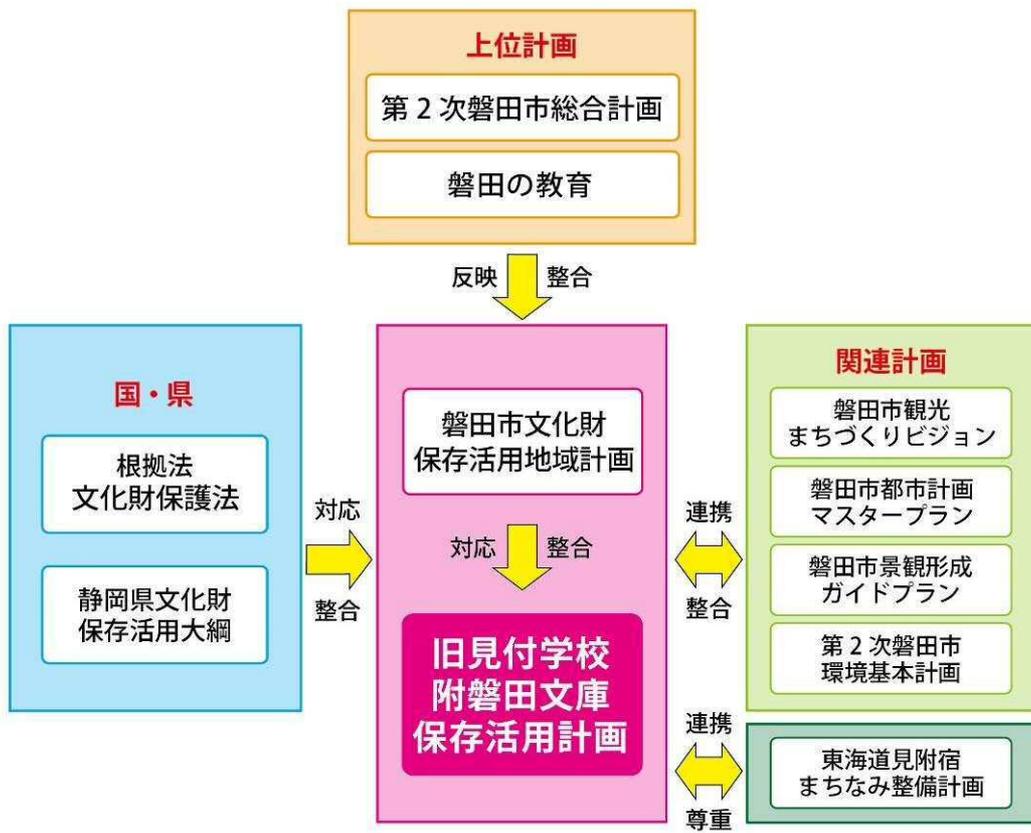


図3 本計画の位置づけ

第4節 作成協議会の設置・協議経緯

本計画の作成にあたっては作成協議会を設置し、協議を行った。

また、文化庁及び静岡県との協議を行った。

表1 旧見付学校附磐田文庫保存活用計画作成協議会委員名簿

任期：令和4年10月1日～令和5年9月30日

分野	氏名	役職等	備考
大学准教授	松尾 由希子	静岡大学教職センター 准教授	臨時委員 部会長
大学教授	山下 廉太郎	朝日大学教職課程センター 副センター長 教授	臨時委員
地方文化財保護審議会	平野 吾郎	磐田市文化財保護審議会会長	
地方文化財保護審議会	鈴木 敬雄	磐田市文化財保護審議会委員	
保存活用支援団体	寺田 伊勢男	見付宿を考える会 会長	臨時委員
史跡所有者	久野 隆	淡海国玉神社 代表役員	臨時委員
有識者	伊藤 敦之	大久保家代表	臨時委員
観光協会	森 美久	磐田市観光協会事務局長	臨時委員

協議経過

令和2年10月27日 文化庁調査官現地視察・指導

令和3年8月16日 素案完成、県に送付

9月7日 県の修正案を国に送付

10月7日 文化庁調査官現地視察・指導

12月15日 令和3年度第1回磐田市文化財保護審議会

令和4年8月30日 令和4年度第1回磐田市文化財保護審議会

10月21日 第1回旧見付学校附磐田文庫保存活用計画作成協議会

12月20日 文化庁指導

令和5年3月20日 修正案送付 4月7日返却

5月25日 県現地視察・指導（事前に修正案送付）

7月18日 文化庁指導

8月28日 令和5年度第1回磐田市旧見付学校協議会

10月28日 第2回旧見付学校附磐田文庫保存活用計画作成協議会

● パブリックコメント 募集期間：●年●月●日～●年●月●日

第1章 史跡の概要

第1節 史跡の名称及び所在地

名称 旧見付学校附磐田文庫
 史跡指定 昭和44年(1969)4月12日 文部省告示第134号
 指定基準 特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準
 (昭和二十六年文化財保護委員会告示第二号)
 四. 学校、研究施設、文化施設その他教育・学術、文化に関する遺跡
 所在地 磐田市見付2452番1外7筆

指定地の内訳は表2のとおりである。また、周辺地についても指定地と密接な関係にあるため、現況に即して分類し表3に示した。

表2 旧見付学校附磐田文庫指定地一覧

	地番			現況	地目	地積(m ²)	所有者
北エリア	磐田市見付	塔ノ壇	2426-1-2	塔之壇公園	学校敷地	971.00	磐田市
南エリア	磐田市見付	宮小路	2452-1	校舎南・前庭	学校敷地	471.00	磐田市
中央エリア	磐田市見付	宮小路	2452-2	社務所	境内地	348.00	淡海国玉神社
中央エリア	磐田市見付	宮小路	2453-1	神社境内	境内地	3,158.00	淡海国玉神社
南エリア	磐田市見付	宮小路	2453-2	校舎北	学校用地	348.00	磐田市
南エリア	磐田市見付	宮小路	2578	前庭	宅地	89.25	磐田市
南エリア	磐田市見付	宮小路	2579	前庭	宅地	82.64	磐田市
南エリア	磐田市見付	宮小路	2586	前庭	学校用地	82.00	磐田市
南エリア	磐田市見付	宮小路	無地番	木柵外側	(水路)		(財務省)
	指定地計					5,549.89	

※エリアの区分については図11を参照

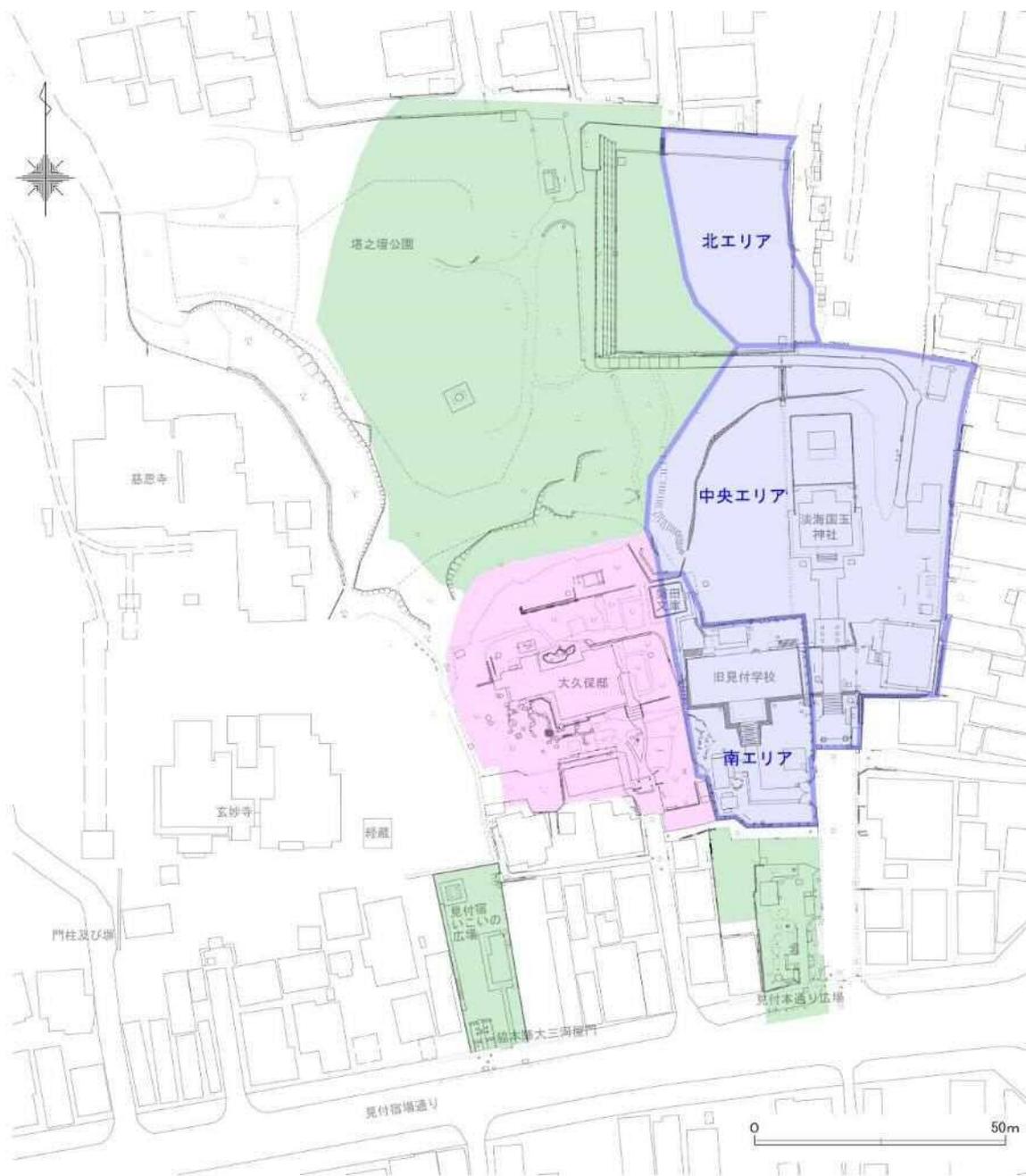


図4 土地区分図



図5 本計画周辺図



図6 周辺地籍図

表3 旧見付学校附磐田文庫周辺地一覧

地番	現況	地目	地積(㎡)	所有者
磐田市見付 宮小路 2450-2	磐田文庫西	宅地	30.76	磐田市
磐田市見付 宮小路 2444	大久保家	宅地	46.28	個人
磐田市見付 宮小路 2446-2	大久保家	宅地	15.30	個人
磐田市見付 宮小路 2447	大久保家	宅地	66.11	個人
磐田市見付 宮小路 2450-1	大久保家	宅地	2,088.23	個人
大久保家住宅他計			2,246.68	
磐田市見付 塔ノ壇 2451	塔之壇公園	山林	1,983.00	磐田市
磐田市見付 塔ノ壇 2428-1	塔之壇公園	保安林	2,845.00	淡海国玉神社
塔之壇公園計			4,828.00	
磐田市見付 宮小路 2577の一部	見付本通り広場	公園	268.76	磐田市
磐田市見付 宮小路 2581-1	見付本通り広場	公園	9.91	磐田市
磐田市見付 宮小路 2581-2	見付本通り広場	公園	29.75	磐田市
磐田市見付 宮小路 2582の一部	見付本通り広場	公園	63.88	磐田市
見付本通り広場計			372.30	
磐田市見付 宮小路 2593-1	見付宿いこいの広場	宅地	95.22	磐田市
磐田市見付 宮小路 2594-1	見付宿いこいの広場	宅地	86.11	磐田市
磐田市見付 宮小路 2594-2	見付宿いこいの広場	宅地	89.25	磐田市
磐田市見付 宮小路 2594-3	見付宿いこいの広場	宅地	59.30	磐田市
磐田市見付 宮小路 2593-2	見付宿いこいの広場	宅地	131.07	磐田市
見付宿いこいの広場計			460.95	

※「大久保家住宅他」には市が大久保家から取得した土地を含む

第2節 指定の経緯

旧見付学校校舎は昭和21年（1946）から磐田病院として使用されていたが、病院が昭和27年（1952）3月に新築移転すると、文化財としての活用が検討された。昭和28年（1953）9月1日付で文化財保護委員会宛て建造物保護指定の申請を行った記録が残る。このときは重要文化財への指定を企図したものであったが、築年数の不足（当時は築200年以上）という理由で指定にはならなかった。昭和31年（1956）6月にも文化財保護委員会と協議しているが、「まず県指定文化財としたらどうか」との助言があった。こうした経緯で昭和32年（1957）5月13日に旧見付小学校校舎（1棟）として静岡県指定有形文化財（建造物）に指定された。

その後、昭和43年（1968）9月に史跡指定申請書を提出し、昭和44年（1969）4月12日付庁保記第9の18号により隣接する磐田文庫とともに史跡に指定された旨の通知があった。官報告示は文部省告示第134号（昭和44年[1969]4月12日付）である。なお、国・県で異なる類型での指定となったため、昭和46年（1971）1月に県と協議し、昭和46年3月19日付静岡県教育委員会告示第7号により県指定文化財の指定は解除された。



写真3 旧見付学校附磐田文庫周辺航空写真
（昭和56年[1981]ごろ）

第3節 史跡の管理団体

管理団体の指定を受けている団体はない。

指定地の所有者は磐田市と宗教法人淡海国玉神社および国（財務省）で、それぞれが所有地を管理している。

第4節 本計画の区域

本計画の区域は図4のとおりである。

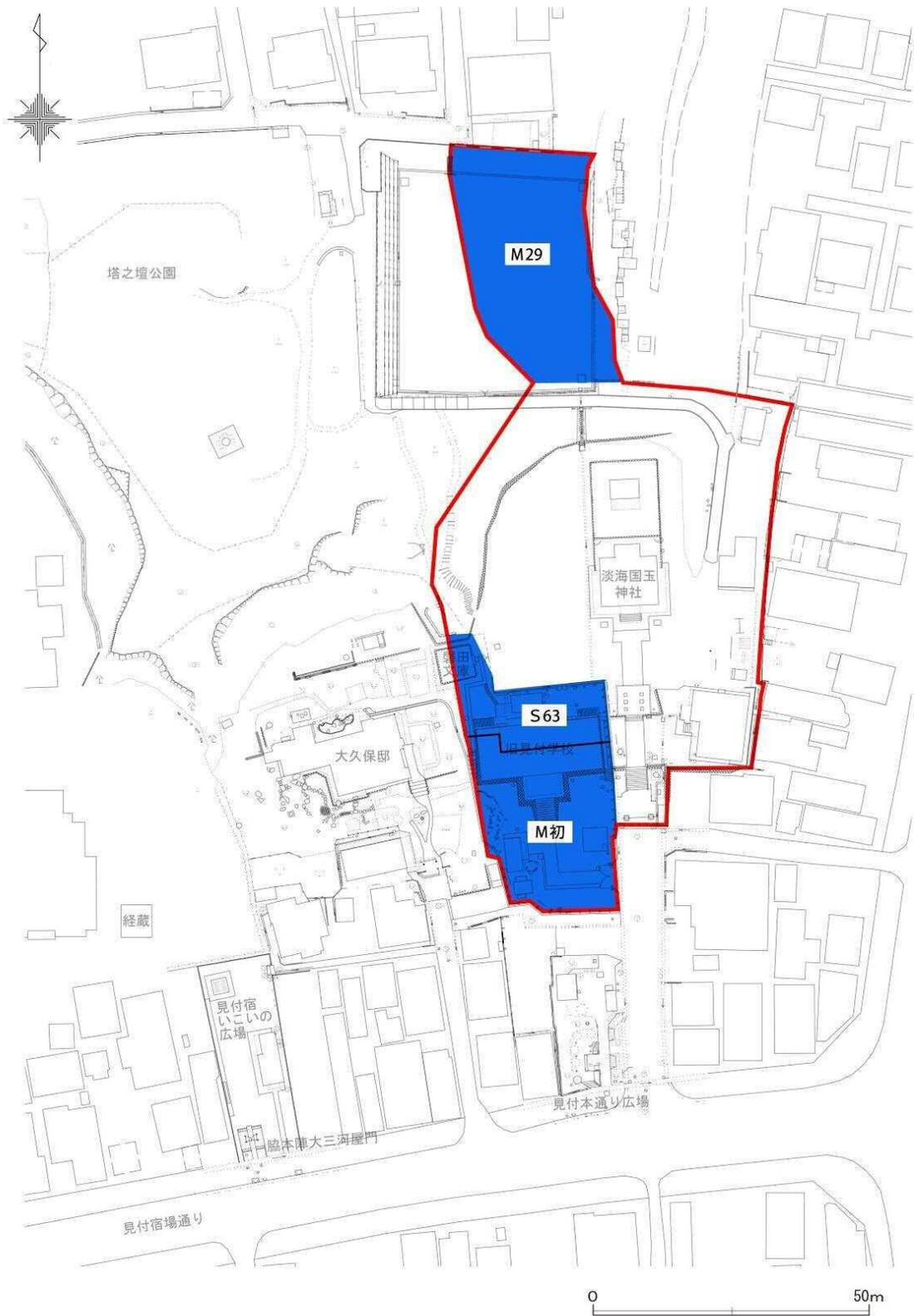


図7 指定地公有地化経過図

第5節 指定理由

昭和44年(1969)4月12日付の史跡指定の際に庁保記第9の18号にて文部大臣名で磐田市長・淡海国玉神社宛に通知された指定理由は以下の通りである。(図や西暦は参考資料として補記・掲載。明らかな誤字以外は原文のままとした)

見付学校は、明治5年(1872)の学制発布をうけ、明治7年(1874)10月に着工、翌8年(1875)7月落成開校した、日本でもっとも古い小学校のひとつであり、同時期に建設された坊中学校(磐田市鎌田)、西之島学校(井通小学校 磐田郡豊田村)とともに遠州3大学校と称されたが、このうち建物が現存するのは、見付学校のみである。学制によって浜松県は第2大学区に属し、見付は第2大学区の「第12番中学区第1番小学見付学校」と称された。

当時、地区有志は学校開設につとめ寺院を仮校舎とし、明治6年(1873)8月、開校したが、同時に新築校舎の資金調達にかかり、惣社淡海国玉神社より境内地の寄附をうけ、同社の磐田文庫に隣接する地に校舎を建設し、明治8年(1875)1月、上棟式を行い8年7月、落成とともに直ちに学校を寺より移転したのである。

校舎は、基礎石垣の上に洋風木造2階建、屋上に二層の楼を重ねた1棟で、玄関にはエンタシス式の柱を配し、外壁面は漆喰塗り、床板は斜張りとし、内部は中央階段で、その左右に教室等を設けた。

明治9年(1876)9月生徒数の増加により、東側に1棟を増築したが現存せず、16年(1883)8月、さらに本館2階天井裏を改造して3階を増築し、二層の楼をその上にあげて屋根を寄棟造瓦葺に改め、ほぼ現状のごとき校舎となった。俗に「見付の5階」と称される所以である。明治18年(1885)の生徒数男390、女263、計653人に達したが運動場は校前のわずかの敷地にとどまり、つねに淡海国玉神社の境内を仮用していたから、明治24年(1891)9月、あらたに多峯山上に運動場を造成した。

明治41年(1908)4月に至り、義務教育年限延長にともなう学校組織の変更により、見付学校は廃止されたが、新築校舎の完成する大正11年(1922)まで本校舎は新組織の学校として使用され、その後県立見付中学校(現磐田南高校)の仮校舎、見付高等裁縫女学校、准教員養成所、見付練武館をへて戦時中は陸軍病院、戦後は市立病院となり、昭和28年(1953)まで使用されたが、現在は郷土館として保存されている。



図8 遠州三大学校

以上の期間中若干の内部改装、窓枠の変更等はあったが、なおよく旧態をのこしている。

磐田文庫は淡海国玉神社の神宮大久保忠尚が元治元年（1864）4月に設立したもので、忠尚は自宅に門生をあつめ、和漢の書を講じ、また遠州報国隊の首領として維新に活躍したが、見付学校の設立代表者たる古沢脩はその門生であり、女婿の忠利も見付学校の誘致に力を入れ、明治8年（1875）2月、父祖伝来の境内地を学校用地として浜松県令に寄附した。このように磐田文庫は遠州国学の象徴であり、見付学校設立ときわめて関係がふかく、現在も学校裏手に遺存している。

今回指定するものは、見付学校、磐田文庫の遺存する旧学校用地・運動場および神社境内地をあわせた地域である。

以上のように学制の発布から学校の建設に至る経緯が年次を追って丁寧に説明されており、よく旧態を残した建造物が遺存する土地としての価値を述べたものである。同時に、増築校舎、明治24年（1891）における運動場の造成の経緯などについても説明されている。これは指定された史跡の範囲の意味を説明するものとなっている。

磐田文庫についても、建造物が遺存する土地としての価値が説明されている。淡海国玉神社や大久保家、遠州報国隊などのキーワードとともに、忠尚の事績だけではなく忠利と見付学校との関係も同時に述べられ、磐田文庫だけではない史跡指定地と大久保家とのつながりが述べられている。

第6節 見付地区の沿革

(1) 原始・古代・中世

本地区は縄文時代の貝塚や古墳などが所在し、古くから人が住んでいた。地区の南側の今之浦地区はかつて潟湖であり、そこで捕れるシジミを狙って地区の南端に見性寺貝塚が造られた。見性寺貝塚は縄文時代後・晩期の遺跡であるが、弥生時代後期や古墳時代中期の土器も出土しており、継続して人々の生活が営まれていたことがわかる。古墳時代中期には地区の外れに兜塚古墳（直径 80m、静岡県最大の円墳）が造られていることから、有力者の拠点になっていたことがわかる。

奈良時代には隣接する中泉地区に遠江国府が置かれ、両地区の境に遠江国分寺が置かれた。遠江国府は平安時代以降に見付地区に移ったことが「東関紀行」などの書物によってわかる。

今之浦は万葉集に見える「大之浦」に比定され、磐田原台地の南側から袋井・掛川方面をつなぐ舟運が発達していた。磐田市南東部に位置する元島遺跡からは中世の交易を示す資料が出土している。こうした水陸両方の利便性が見付地区繁栄の基礎となり、中世以降も守護所として遠江国の政治文化の中心としての役割を果たしてきた。

南北朝時代には足利氏の一族である今川範国が尊氏に従って戦功を挙げ、遠江・駿河2国の守護となり、見付地区にあった守護所で政治を行った。範国の二男・貞世（了俊）が九州探題を解任されて失脚した後は、長男の子孫も駿河国に本拠を移し、遠江守護は同じく足利家一族の斯波氏が務めることになった。斯波氏はその最盛期には幕府管領と越前・尾張・遠江3国の守護を兼ねていたが、寛正6年（1465）に始まる義敏と義廉の間での家督争いが応仁の乱の契機のひとつとなり、勢力が衰えた。そして、範国から数えて7代目（または8代目）の今川家当主氏親は遠江国に侵攻し、20年余にわたって斯波氏等と戦い、永正5年（1508）に遠江国守護に任命された。永正14年（1517）には斯波義

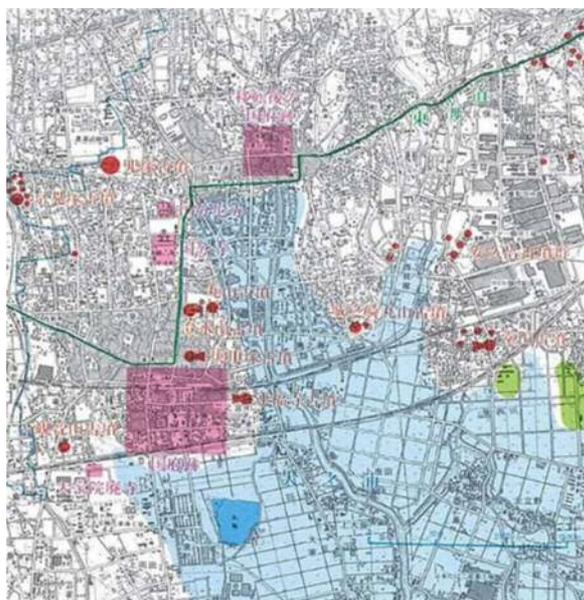


図9 古墳～平安時代の見付・中泉地区



写真4 大見寺絵図（見付端城）

敏の孫義達と戦い、これを捕虜として、遠江国を支配下に置いた。戦国大名へと成長した今川氏親の領国はその子氏輝・義元、義元の子氏真へと引き継がれた。

見付地区には引き続き国府・守護所が置かれ、大永年間（1520 年代）には見付城に遠江今川氏（分家筋・堀越氏）が居住し、連歌師宗長が訪れている。

今川氏の支配下での見付地区は、今川義元の天文 10 年（1541）の印判状によると「年貢 100 貫文のところもう 50 貫文余分に納める代わりに代官を置かないでほしい」との訴えを容れたことがわかっており、自治都市として発展していた様子がわかる。しかし、今川義元が桶狭間の戦いで討ち取られた後、今川氏は衰え、永禄 11 年（1568）末、徳川家康・武田信玄両軍から攻撃を受けて滅亡した。家康は遠江を押さえると、翌年本拠地を見付に決め、城之崎に新しい城の造営にとりかかった。しかし元龜元年（1570）に織田信長の意見に従い本拠を引間（浜松）に移し、侵攻する武田軍と市内の一言坂の戦い（元龜 3 年[1572]）と直後の三方ヶ原の戦い（浜松市）で敗れたが、翌年の武田信玄の死によって勢力を回復し、支配を安定させていった。

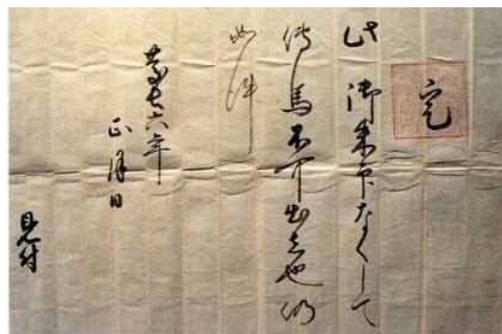


写真 5 伝馬朱印状（市指定文化財）

（2）近世から幕末

慶長 5 年（1600）、関ヶ原の戦いで勝利者となった徳川家康は、翌年東海道の江戸・京都間に宿場を制定した。見付は品川から数えて 28 番目の宿場となり、天保 13 年（1842）には本陣 2 軒・脇本陣 1 軒、人口 3,900 人余の東海道有数の宿場町として栄えた。また、見付地区を東側から見渡せる高台の地に阿多古山一里塚が築かれた。



写真 6 阿多古山一里塚（市指定史跡）

幕末には遠州国学を学んで勤王の精神を持った神職が門人のネットワークを使った「遠州報国隊」が結成され、見付の人々に大きな関わりを持った。



写真 7 脇本陣門（市指定有形文化財）

慶応 4 年（1868）、薩摩・長州藩等の諸藩兵からなる討幕軍が江戸に向けて進軍した。この有栖川宮熾仁親王を東征大総督とする討幕軍への参加をめざしたのが遠州報国隊である。総員は 306 名で、うち 280 余名が神職であったが、多くは脱落し、実際に従軍（留守部隊を含む）したのは 98 名であった。大久保家は淡海国

玉神社が屯所となるなど川東組（中東遠）の中心となり、当主の忠尚だけでなく長男初太郎（春野）は5人いた取締（合議制の意思決定機関）の一人となって活躍した。大久保は隣接する駿河にも働きかけを行い、駿州赤心隊が結成された。そして、軍事訓練を行い、今切口や天竜川の警備を行いながら討幕軍への従軍を志願し続けた。駿府城にて参謀西郷隆盛が引見し、3月22日に念願の従軍許可が下りると、討幕（東征）軍に従って江戸に入り、江戸城の警備などに従軍した。その後、一部の隊員によって明治2年（1869）の招魂社（現・靖国神社）の設立や第1回の招魂祭の社司の拝命、招魂社祭典取締局（後の皇典講究所。国学院大学の前身）の設立がなされた。

遠州報国隊は、幕末に地方の領主を兼ねていた神職たちによる討幕運動として大きな意味を持つと同時に、明治政府内での神祭活動や勤王思想の高揚に関わり、日本の近代史上重要なできごとと位置付けられる。

（3）近代

この時期に本書で扱う旧見付学校校舎が建設された。見付地区は、明治22年（1889）に市内でもいち早く見付町として町制が敷かれ、昭和15年（1940）に中泉町などと合併して磐田町となった。太平洋戦争は市内にも大きな傷跡を残し、見付地区には昭和20年（1945）5月19日の空襲によって亡くなった見付国民学校（見付学校の後身）の訓導（先生）1名、生徒28名の慰霊碑が建てられている。また、現・かぶと塚公園（戦後は静岡大学農学部）に中部129部隊が駐屯した。

（4）戦後

戦後、昭和23年（1948）に磐田市が市制施行した。昭和30年（1955）から32年（1957）にかけて8村が磐田市に合併し、また、福田町・竜洋町・豊田村（昭和48年[1973]町制）・豊岡村が誕生した。平成17年4月には磐田市・福田町・竜洋町・豊田町・豊岡村の1市3町1村が対等合併し、新たな磐田市が誕生した。



写真8 大正時代の見付の町並み



写真9 子ども厄除け地蔵での慰霊祭
令和4年5月

第7節 見付学校の沿革

(1) 開校まで

a 学制と小学区画章程

明治5年(1872)8月3日に「学制」が發布され、近代教育制度の確立を目指す第一歩が踏み出された。

浜松県では、学制の実施には慎重を期して、まず明治6年(1873)2月県下に40名の学区取締を任命した。学区取締の任務は、就学の勧誘、学資金の調達、訓導や授業生の観察などで、このとき任命された磐田市域の学区取締は、青山徹、前島嶼一、古澤五平、伊藤淳岳の4名であった。

また、浜松県は明治6年、『小学区画章程』という施行規則を公布した。小学区画章程では、県内に82校の小学校を設置することとし、学校は必ずしも新築しなくてもよく、相応の寺院などを利用して構わないという、地域の経済実情に配慮した内容であった。

b 仮校舎による開校

明治6年(1873)5月には教師の任命、就学札の発行など開校の準備を進め、仮校舎として使用する寺院との交渉を行い、同年8月に宣光寺や省光寺などを仮校舎として開校した。

c 校舎の新築

開校と同時に校舎新築の計画が進められ、まず資金調達に着手した。校舎の敷地は、総社(淡海国玉神社)神官大久保忠利の寄付により総社境内南側に校舎を新築することが決まり、明治7年(1874)10月に新築工事が着工された。

明治8年(1875)1月11日、上棟式が行われ、8月7日に落成した。

d 開校当初の学校を支えた人々

上棟式の棟札には、区長兼学区取締古澤脩を始め、学区取締前島嶼一、見付学校幹事柴田喜平・福田甚八、祠官大久保忠利、世話取扱古澤七平ほか9人の名が記されている。また、裏面には大匠伊藤平右衛門、小工鬼頭与助ら7人と、見付駅職人齊藤清次郎以下26人の名が記してある。

いとうへい えもん
伊藤平右衛門

棟梁は名古屋の宮大工の棟梁伊藤平右衛門(後の9代目伊藤平左衛門)であった。

平右衛門は、明治5年(1872)東京で洋風建築物を視察し、今までの宮大工としての経験に新しい技術を巧みに取り入れて、新たな洋風木造校舎の建築に挑み、まず見付学校の建築を手掛けた。

大久保忠利

淡海国玉神社神官であった大久保忠利は、学校の新築にあたり、磐田文庫に隣接する淡海国玉神社敷地の一部を学校用地として寄付した。明治9年(1876)には見付学校幹事並

びに世話係に任命され、その後も見付町長となるなど、長年にわたって学校の運営に尽力した。

古澤脩

古澤脩は、学校創立の主唱者であり、明治8年(1875)見付第一小区区長を務め、同年学区取締並びに見付学校幹事に任命され、学校の基盤づくりに大きく貢献した。

e 建築資金の調達

明治7年(1874)より寄付金の積立が始まった。見付学校世話係であった福井和三郎の記録した『時明治九年丙子五月改新築学校法方』によると、校舎新築に要した経費は、4,854円であったことが分かる。新築資金のうち、金額が最も多いのは大代山の売払金である。大代山は、現在島田市金谷町にある官有林であるという説と、もっと近い場所に見付宿所有の大代山という山林があったという説がある。その他、金400円(補助金)があった。

(2) 見付学校の教育

a 就学状況

明治14年(1881)見付学校の就学児童は、学齢期を迎えた児童の約66%だった。このため、開校当初から児童に「就学札」を与え、見付学校に就学していることを証明するとともに、榮譽の象徴とした。就学札の上部には穴が開いていて、この穴に紐を通して帯(三尺)に結びつけ、学校の内外を問わず常に着用させて、不就学児童の就学を促した。

就学状況を見ると、男子児童に比べ女子児童の就学率が低いことがわかる。学校側も入学説明会を行い、就学を奨励した。明治30年代後半になると飛躍的に就学率が向上し、明治40年頃には男女とも町内学齢児童の98%を越す児童が小学校へ通うようになった。

b 教員

明治6年(1873)開校当初の正教員は、中等教授の志賀安固と菅沼定志、上等助教の古田桂所、一等授業生の山内天見の4名で、このほか臨時の雇教師が7名いた。当時は教員免許を持たない授業生(代用教員)や、寺子



写真10 大久保忠利



写真11 女子児童たち
明治40年(1907)



写真12 見付高等小学校職員
明治29年(1896)

屋の師匠がそのまま教員となるなど、学力や資格、年齢の諸条件が追いつかず、教員採用は当初難航した。

そこで、浜松県では教員不足を解消するために、明治8年（1875）に浜松瞬養学校を開設した。

c 校舎の変遷

見付学校新築の翌年9月に、隣接する淡海国玉神社境内に第一副築校舎を増築した。その後も明治16年（1883）に見付学校の3階部分を増築、明治18年（1885）に第一副築校舎の2階を増築、明治30年（1897）には塔之壇に第二副築校舎を増築するなど、就学児童の急増に伴う教場の不足に対応したため、校舎は実に複雑な変遷をたどった。

五階校舎（本館 第一館）

「見付学校」の名称は、明治20年（1887）7月に「見付尋常小学校」に変わったが、五階校舎は明治41年（1908）4月、見付高等小学校として使用されていた鐘鑄塚校舎（梅屋の学校）に尋常科が充用（「見付尋常高等小学校」と校名変更）されるまで、本校として使用された。同年、五階校舎は見付女子尋常高等小学校となり、大正2年（1913）城之腰校舎が新設されると、その後は分校として大正11年（1922）まで男子児童の一部が使用した。

第一副築（第二館 お官の校舎／現淡海国玉神社社務所）

明治9年（1876）9月に平屋建の第一副築校舎が淡海国玉神社境内に増築され、明治18年（1885）に2階建となった。明治29年（1896）見付高等小学校が第一副築校舎を使用（翌年鐘鑄塚校舎へ移転）し、その後校舎は大正時代に城之腰へ解体移築され、さらにその後、校舎は見付清水町公会堂に譲渡された。なお昭和31年（1956）2月には長野農協前野支所（昭和41年[1966]から磐田市農協前野出張所）であったという。農協建物であった時期は昭和23年（1948 農協設立年）ごろから40年代後半にかけてであったと推定されるので、清水町にあったものを移築したと考えられる。

第二副築（第三館 塔之壇校舎、山の学校／塔之壇テニスコート跡地）

見付尋常小学校附属運動場として使用されていた塔之壇学校用地に、明治30年（1897）平屋建の第二副築校舎が増築された。

鐘鑄塚校舎（梅屋の学校）

明治30年見付高等小学校として新築され、明治41年（1908）学校制度の改革により見付尋常高等小学校（このとき男子校・女子校の2校に分かれた。これはそのうちの男子校）

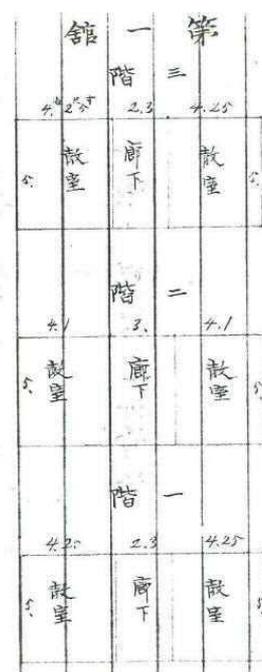


写真13 明治36年（1903）
ごろの配置『沿革誌』より

となった。

大正 11 年（1922）男女共学になると、主に見付町内西地区の児童が通うことになり、校名は見付第一尋常高等小学校（第一校）に変わった。大正 14 年（1925）には第一校及び第二校が統合され、城之腰へ移転したため、閉校となった。

城之腰校舎（現磐田市立磐田北小学校）

大正 2 年（1913）五階校舎の使用をやめて、城之腰に見付女子尋常高等小学校が新築された。大正 11 年（1922）男女共学に伴い、見付第二尋常高等小学校（第二校）と校名変更されたが、大正 14 年（1925）には第一校児童を全員受け入れ、本校 1 校のみが見付町の小学校として使用されるようになった。

大善坊校舎（現見付駐車場）

明治 21 年（1888）に豊田・山名・磐田・三郡立見付高等小学校として新築された。その後、数度の校名変更を経て、明治 29 年（1896）高等小学校移転に伴い、校舎は中遠簡易農学校として使用され、明治 42 年（1909）農学校の中泉移転に伴い、校舎は磐田郡立実践高等女学校（後の見付高等女学校、現県立磐田北高校）として使用された。

d 授業・試験

明治 5 年（1872）の『小学教則』によると、小学校を下等・上等に分け、下等小学を 6 歳から 9 歳まで、上等小学を 10 歳から 13 歳までとした。また、上等小学、下等小学をそれぞれ 8 級に分け、毎級 6 ヶ月の課程を編成して、授業時間は毎週 30 時間とした。

小学教則では、各級別の教科を設け、各教科の毎週授業時間数、授業内容、教科書等を具体的に指示している。下等小学第八級を例にあげると、教科は、綴字・習字・単語読方・洋法算術・修身口授・単語諳誦となっている。最初の綴字について見ると、『智恵の糸口』『うひまなび』『絵入智恵の環』などの教科書を使用することが指示されている。

試験については、毎級の終わりに定期試験を行い、合格すれば進級でき、不合格の場合は留年となった。卒業時には大試験を行い、また毎月末には評定のための小試験を行った。

e 授業料



写真 14 鐘鑄塚校舎
見付高等小学校開校時 明治 30 年
(1897)



写真 15 城之腰校舎
見付女子尋常高等小学校開校時
大正 2 年（1913）9 月



写真 16 城之腰校舎の現況
磐田北小学校（西門）

授業料は、一人当たり約2銭6厘で、家庭事情により無料となる場合もあった。国や県の規定の授業料に比べると少額で、なるべく多くの児童が就学しやすいように配慮されていた。そして、明治34年(1901)以降は、尋常科では授業料無料が原則となった。

f 休日

明治24年(1891)の休日は、日曜日・祭日(神武・孝明天皇祭、紀元節・天長節、春季・秋季皇霊祭、神嘗祭・新嘗祭)の他、正月(1週間)、製茶休業(14日間)、産神祭日(陰暦8月の5日間・7月の3日間)、学年試験後1週間、暑中休業11日間、歳末1週間となっていた。また、皇族や著名な政治家・軍人の葬儀、風水害等による被害のあった日も休校となった。

g 生徒指導(児童心得)

明治14年(1881)静岡県学務課は全文17条から成る『児童心得』を定め、その励行を徹底させた。児童心得には、児童の一日における生活規範を細部にわたって記してあり、これにならって明治15年(1882)には見付尋常小学校でも、生徒心得が作成された。見付尋常高等小学校では「朝の心得」から始まる18の大項目からなる「児童心得」が制定されたが、「ヨソミヲスルナ」「手ヲアラヘ」「兄弟仲良クセヨ」など、年少の児童にもわかりやすい内容になっている。

h 役員

教室役員として明治27年(1894)の例規では級長1名・組長4名が、明治35年(1902)の例規では級長・副級長各1名が、学期ごとに児童の互選によって選出された。敬礼の合図などの任務が記載されている。明治36年(1903)の規定では「級長交代式規定」が加えられ、学期始期に全生徒を集めて氏名を告知し、規定の朗読や校長による訓誡が行われた。

また、尋常科10学区・高等科9学区に通学取締1名・副取締若干名が置かれた。任期は第一学期間及び第二・三学期間の2期で、教師が任命し、毎日通学の取締と日誌の提出が命じられていた。

i 賞罰

明治27年(1894)の見付尋常小学校校規には、褒状を授与することが定められている。精勤賞状は皆勤1等などに分けられた。見付尋常高等小学校では「操行学業優等ナルモノ」「勤勉ノ状顕著ナルモノ」「特ニ善良ナル行為アリタルモノ」には学年末に賞状と賞品が授与された。

一方、同規程では「訓誨若クハ命令ニ従ハス其他凡テ不都合ノ行為アリタルモノ」は譴責・停権(1週間以内)・直立(教室内で20分以内)・留置(放課後1時間以内)・出席停止の5種類の処分があった。

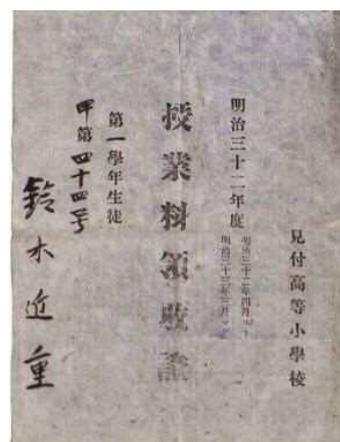


写真17 授業料領収証
明治32年度

j 昼食・給食

開校当初から1日5時限であったので、昼食は麦飯（麦と米の混ざったもの）をおむすびにしたり、木製の弁当箱に詰めて持ってきたりしていた。

昭和11年（1936）の見付尋常高等小学校弁当副食物調査によると、弁当のおかずは沢庵、鰯、鮭、削り節、梅干し、煮豆などであった。昭和13年（1938）からは児童約100人を対象に、おかず（きんぴらごぼう、野菜のてんぷらなど）だけの学校給食を開始した。1食2銭であった。

（3）学校行事

a 運動会

体操の科目が取り入れられた明治9年（1876）頃から、当時の児童は狭い運動場で、球竿体操や唾鈴体操、徒手体操などを行ってきた。

当時は運動会と遠足の区別がなく、陸・海軍戦勝記念日に磐田原や鎌田神明宮などに遠足に出かけたり、擬戦運動会と称して戦争ごっこやパン割りを行った。また、明治40年（1907）2月12日、見付町に大雪が降ったときは、臨時場外運動会と称して男子児童のみによる雪合戦を行った。



写真 18 障害物競争
明治43年（1910）

b 父兄懇談会と学芸会

明治時代後期には、通告表や通信簿における家庭欄など、学校と父母の連携も密接なものになった。父兄懇談会では、校長や首席訓導の講話のほかに、学芸会も行われた。

学芸会では、生徒が修身で習った話の朗読や、算術で習った九九の暗唱、掛図を使った講義など、授業で培った学習の成果を父母の前で発表した。

c 卒業旅行・修学旅行

明治30年頃、卒業旅行や修学旅行（全校生徒）が県下の小学校で行われるようになった。

しかし、明治34年（1901）静岡県通達により、卒業旅行は日帰りのできる範囲で、翌日の授業の妨げとならないように指導され、女子だけの宿泊旅行を禁止した。明治30年度の旅行は午前5時出発、舞阪・弁天島に行き午後6時に帰るというハードな日程であった。大正9年度の高等科の旅行は方広寺から豊川・豊橋を見学する1泊2日の旅程であった。

d 同窓会

「沿革誌」には大正3年（1914）に「第一回同窓会を開会ス」とあり、大正6年（1917）に「第四回同窓会及び石田訓導勤続満十五年謝恩会を挙行ス」大正9年（1920）に「卒業生同窓会を開ク 講師 陸軍少将 山下五三郎氏 全員出席 七十名俟」とある。

（4）学校校舎のその後

校舎は、大正11年（1922）3月をもって見付尋常高等小学校が移転し、その後は小学校

舎として使用することはなかった。しかし、その後も戦前は教育施設として活用された。中でも、見付高等裁縫女学校（当初私立校、昭和2年〔1927〕から町立、昭和10年〔1935〕以降は見付町立高等裁縫女子青年学校と改称）は大正14年（1925）から昭和14年（1937）までと、比較的長期間にわたって使用された。その後も准教員養成所（昭和17年〔1942〕から磐田郡高等国民修練所と改称）などに使用され、戦後すぐには国民健康保険組合立磐田病院として使用された。

磐田病院移転後は資料館としての活用が決まり、昭和28年（1953）から磐田市立郷土館として使用され、平成4年に磐田市旧見付学校と改称されて現在に至っている。

表4 見付学校沿革表

年 月	西暦	見付学校の沿革	教育関係法令	教育年限
明治	5.8	1872	M5 学制発布(太政官布告第214号) 小学教則	
	6.8	1873		
	7.10	1874		
	8.1	1875		下等小学4年 上等小学4年
	8			
	9.9	1876		
	12.9	1879		
	15.1	1882	M12 学制廃止、教育令公布(翌年改正) M15 小学校教則綱領 小学校を初等、中等、高等に分ける	初等科3年 中等科3年 高等科2年
	16.8	1883		
	18.9	1885		
	19.4	1886		
	20.7	1887	M19 小学校令公布 小学校を尋常科4年・高等科4年に分ける (尋常科が義務教育となる)	
	23.10	1890		
	24.9	1891	M23 小学校令改定 尋常3~4年 高等2~4年	尋常科3~4年 高等科2~4年
	30.3	1897	M24 小学校設備準則 M33 小学校令改定 尋常4年、高等2~4年	
	35.4	1902		
	36.7	1903	M36 小学校令改正 教科書の国定制度	
	37.	1904	M37 尋常科の授業料徴収を廃止 M40 小学校令改正、 義務教育年限を6年に延長	
	40.3	1907		
	41.4	1908		
	42.4	1909		
大正	2.9	1913		
	3.7	1914		
	4.	1915		
	11.4	1922		尋常科6年 高等科2~3年
	4			
	8			
	14.3	1925		
昭和	10.4	1935	青年学校令公布	
	14.9	1939		
	16.4	1941	国民学校令公布	
	17.4	1942		
	20.4	1945		初等科6年 高等科2年
	21.5	1946		
	22.3	1947		
	23.4	1948	教育基本法・学校教育法公布 義務教育を9年に延長	
	28.9	1953		
	30.12	1955		
	32.5	1957		小学校6年 中学校3年
	44.4	1969		
	52.3	1977		
平成	3.2	1991		
	4.1	1992		
	12			

年月	場所	宣光寺・省光寺	見付学校	鐘鑄塚校舎	城之腰校舎
明治 6年 8月		仮校舎			
7年 10月			見付学校新築工事着手		
8年 1月			上棟式		
	8月		見付学校		
20年 7月			見付尋常小学校		
41年 4月			2校となる 見付女子尋常高等小学校	見付尋常高等小学校 (男子部)	
大正 2年 9月				見付尋常高等小学校 (男子部)	→ 移転 見付女子尋常高等小学校
3年 7月			見付尋常高等小学校 (男子の一部)		
11年 4月			静岡県立見付中学校	尋常科児童を男女共学とし2校となる 見付第二尋常高等小学校	見付第一尋常高等小学校
11年 8月			大日本見付練武館(柔道場)		
14年 3月			見付高等裁縫女学校 (高等裁縫女子青年学校)		合併 見付町立尋常高等小学校
昭和14年 9月			准教員養成所		
	4月				磐田町立見付国民学校
17年 4月			磐田郡高等国民修練所		
20年 4月			浜松陸軍病院見付臨時分院		
21年 5月			国民健康保険組合立磐田病院		
22年 3月					磐田町立見付小学校
23年 4月					磐田市立磐田北小学校
28年 9月			磐田市立郷土館		
平成 4年 1月			磐田市旧見付学校		

図 10 見付学校変遷模式図（赤が小学校組織、緑が見付学校校舎使用の変遷）

第8節 淡海国玉神社(総社)と大久保家

(1) 総社としての淡海国玉神社

中世末期における淡海国玉神社(総社)・大久保家の位置づけについては義江彰夫氏の論に詳しいので、「国府から宿町へ――の谷遺跡を手懸りに見る中世都市見付の構成と展開一」『東京大学教養学部人文科学科紀要第87輯 歴史と文化16 歴史学研究報告第20集』、1988年より、関連する箇所を①～③までに分けて抜粋提示する。

※本書では「総社」の漢字で統一しているが、引用部分については「惣社」の漢字を用いて義江氏の用法を尊重した。また文も原則としてそのまま引用し、意味が通らない場合を除き修正していない。

a 鎮座の経緯

「まず淡海国玉神社であるが、同社はもと同郡内向坂郷(向笠村)にあったが、ある段階から、見付におかれ、惣社といわれるようになった。寛政元年(1789)成立の『遠江国風土記伝』が、同社につき、磐田・豊田両郡の各巻で

称惣社。斎国玉神一座。…。

向坂人曰、以磐田社還于国府。故磐田社祭日見付人群参トイヘリ。遷社時代不伝。

向坂郷磐田明神也。後移于見付号惣社。

と記していることから、以上の経緯が近世まで伝えられていたことを知る。この惣社がさきに国府推定の素材となった惣社であることはいまでもない。したがって惣社という名を与えられて国府に遷ってからは、一貫して当該地即ち前述国府庁域の西隣接地にあった。一般に惣社は、国守が平安中期の十世紀ごろ一国内式内社のすべてを国府に合祀するようになるに伴ない、国内諸社を統括するにふさわしい有力社にその機能と指称を与えて生まれるものと見られる。とすれば、一国守護にふさわしい淡海国玉神社が惣社に指定されたのは必然のいきおいであり、又惣社への指定と国府への遷座は、当該見付国府の建設と相前後する頃であったと見てよからう。つまり、同国惣社は、諸国惣社が登場する十世紀ごろ、おそらく見付国府移転と不可分の形で、前後して、国内諸社合祀の機能を帯びて当該地に遷座・成立し、以後一貫して同地に鎮座していたのである。」

b 中世における惣社の宗教的統治

「平安末から鎌倉初期の間当国小国神社が一宮として一国惣鎮守の地位に登るに従い、惣社淡海国玉神社の一国統轄力は減退し、かわって府中惣鎮守として限定された空間内での統轄力を強めるに至ったと考えられるのである。したがってこの時代は、そのような紐帯としての惣社が求められるほどに当該国府見付が都市的の一体性をもつようになってきた時代でもあったといえよう。このばあい、府中中枢につながる部分の神社が独自性を奪われ、惣社の手足に転じてしまうのは、その部分が即ち国庁・留守所を中心に各種の「所」＝在庁官人屋敷やそれに従属する雑人の住まう国府の基本的部分であり、それらが惣社をおさえる国守の指揮の下に統一的に動かねばならない事情が生じていたからであり、又それを前提としてやや後に常陸国で詳細に検証されたように、在庁官人層の中に惣社を紐帯

とする都市的共同体が形成されてきたからであろう。したがって、他の外縁部の神社に対しては、逆にこれほど強い進退に及ばなくてもよかったが、国府に関わりながら、惣社と同じ独自性を与えていれば、府中を分裂させる結果になりかねず、そこから前述のような間接統轄が生じたと考えられるのである。」

c 今川期における役割

「…年貢を百貫文という定納で納入できるように町人側の自治組織の発達であり、地下請朱印状獲得によって、その組織は百五十貫文を納入する主体となっただけでなく、代官にかわって町を一円領掌する自治組織の主体となった。」

とし、文禄4年(1595)・慶長10年(1605)に徳川家康が発給した文書に「歳寄拾人」「見付老若キ共ニ」の文言があること、慶長15年(1615)の文書に40人から成る「惣談合」という組織があったこと、永禄12年(1569)に徳川家康が認めた見付柵座の員数が12人であったことなどから、当時の自治組織がある程度推定できるとした。

「このようにして構成される年寄と若者は、他の町同様それぞれ相互に平等な資格と権限をもって共和的に自治を運営したと考えられるが、同町にはこの中にこの老若惣談合を統括するものが存在した。上掲天文10年(1541)5月5日義元朱印状に付けられた文政8年(1825)6月20日付付箋に

此御朱印之義、当家ニ納リ有之事、今川天下之時代、見付宿一体ニ当家ニおゐて執事役いたし候故也。

とある「執事役」がそれであり、その機能は「見付宿一体ニ…執事役いたし」という表現と、地下請を認める義元朱印状が当該家に与えられて後世に及んだという事実からみて、年寄・惣談合によって行われる町政全般を最終的に総括し、外とりわけ今川氏に対する窓口となって年貢納入・文書授受をはじめ外交万般をとりしきるものであった。しかも注目すべきことに、この家は「今川天下」の当該期を通してある家に固定的に継承されたのであるが、その家とは当該朱印状を惣社関係文書とともに近世・否現代まで伝えた惣社神主家に他ならないのである。すでに論じたように惣社は、平安末・鎌倉初期以降、府中惣鎮守としての性格を強め、所管の神社への進退を介して府中全域を祭祀の面で一元的に掌握していた。この惣社は当初においては国守の進退に属し、したがって国守の府中支配の有効な手段であったが、守護の国司機能吸収にともない守護の進退に属するに至った。そして、室町期に守護の代官支配の行詰まりの下で、町人とともに見付の寺社をその強い支配下に置けなくなってきたこともすでに述べた。とすれば、この発展上に生まれた町人の自

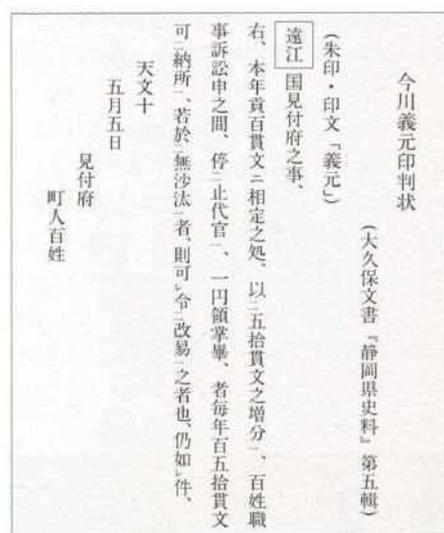


写真 19 大久保家文書
『図説 磐田市史』より

治において、惣社がその統括者として登場するのは、この間の変動の中で、惣社の府中統括機能が、種々な対立を孕みながらも共和的に結合して自治を築こうとする町人百姓から、祇園・天神など怨霊系の高次な反権力神社を包括しているゆえに、その結合の紐帯としてとりわけ尊重され、その中で在庁官人として国守・守護の府中支配の手足であった在来の惣社々家の性格が変質し、惣社を紐帯に結合する町人百姓の自治の総括者に転化したことを意味するものであろう。そしてかかる歴史をもつ惣社々家であるゆえに、今川側もその伝統に従いこの社家を自己への窓口にしたのである。惣社々家の町人自治の統括者としての再生は、この意味で見付がこの間に国府・府中という行政都市から宿町という町人自治町に決定的な変貌を遂げたことを象徴的に物語っている。」

(2) 大久保家

大久保家は、元は宇都姓で、忠成のとき三河国渥美郡大久保邑に移り住み、『見付総社神職大久保家譜略』によれば天文初年に忠成の曾孫忠省が今川義元の命により淡海国玉神社の神職となった。義元の兄氏輝が亡くなった天文5年(1536)から、義元が見付端城に堀越氏を攻めて落城させた翌6年(1537)ごろに命じられたものであろう。また天文19年(1550)には忠省の養嗣子忠尹(千法師、神太郎)が同じく今川義元の命により淡海国玉神社の神職となったことがわかっている。今川期における自治都市・見付の運営は主として宇都忠省・忠尹によって成し遂げられたものと言えるだろう。

徳川期における大久保家の系譜は上記とは異なり、忠省の又従兄弟にあたる忠興の子(忠成の高孫)である宇都忠武は松平清康(家康祖父)に仕え、その命により大久保姓に改姓した。忠武の孫にあたるのが忠佐で、徳川家康に仕え、元亀元年(1570)家康より淡海国玉神社の祭典を司るよう命じられ、あわせて遠州代官職を命じられた。今川期における神職であった宇都氏と親戚筋であることが考慮されたと考えられる。忠佐はその後、兄忠世(後、小田原藩主)とともに長篠の戦い、小牧・長久手の戦いなどで戦功を立て、関ヶ原の戦いの後に沼津藩2万石の藩主となったが嫡男は早世し、大名としては改易となった。

忠佐の孫忠光は成長した後神職を継ぎ、江戸時代を通じて神職は大久保家に代々引き継がれた。忠光の孫吉次は西尾氏を名乗るようになったが、吉次の高孫忠照は文政8年(1825)大久保氏へ復姓した。忠照の子が忠尚で、

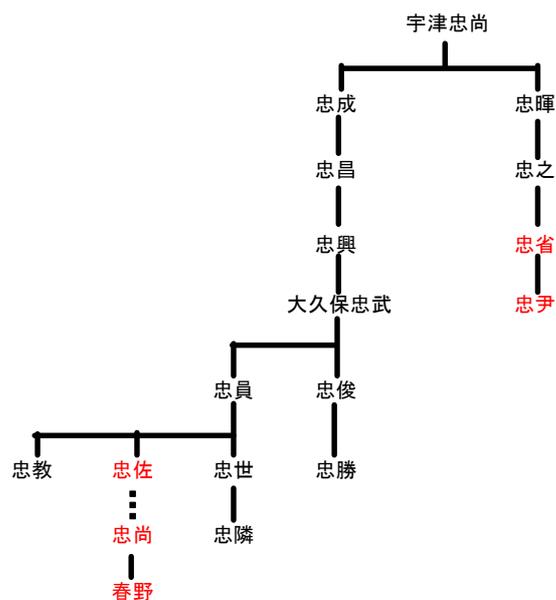


図 11 大久保家系図

幕末から明治期にかけて遠州報国隊を結成し、また磐田文庫を創設するなど活躍した。明治期には海軍少書記官にまで昇進した。忠尚の二子はいずれも神職は継がず、長男春野は陸軍大将・男爵となった。郷里では長女の夫である忠利が神職を継いでいる。忠利は見付学校の敷地を寄付し、幹事を務めるなど学校運営に尽力した。見付町長を務め、淡海国玉神社社司も大正7年（1918）に死去する直前まで務めていたと考えられる。忠佐から数えて13代で神職は大久保家を離れた。忠利の子初太郎は東京帝国大学農学部を卒業後、日露戦争に歩兵中尉として従軍し、その後黒川農学校（宮城県大和町 現・黒川高校）長や文部省高等官を歴任した。現在の当主は初太郎の孫にあたる。

第9節 磐田文庫の沿革

幕末の大久保家当主・忠尚が元治元年（1864）に建設したとされる。

大久保家住宅の北東に位置し、現在は学校敷地との間に隙間がないが、もとはもう少し東側まで大久保家の敷地であり、大久保家側からも出入りが可能な空間があった。学校敷地の選定にあたって、あえて磐田文庫の東側に沿った箇所を分筆したものかもしれない。

敷地は淡海国玉神社の所有であったが、旧見付学校校舎の北側が淡海国玉神社所有地に及んでいたことから、昭和 63 年度に学校敷地であった社務所周辺の土地と交換された。その際、磐田文庫の東半も市有地となった。しかし、文庫西半は大久保家の所有地であったため、市は平成 2 年度にこれを取得し、文庫敷地はすべて市有地となった。

慶応 2 年（1866）作成の『磐田文庫書目録』という蔵書目録 4 冊があり、その記載によると 600 部、5,168 冊 + α の蔵書があったことが推察される（+ α とは巻数の記載がないものを 1 冊としたため）。これらの蔵書の一部は見付学校およびその後身の学校に寄付された。記録が残るのは明治 9 年（1876）・12 年（1879）であるが、その後も何回かに分けて寄付があったようである。

また、矢奈比売神社には大久保忠尚が慶応 2 年に作成した「遠江国府惣社文庫」へ書物の寄付を呼び掛けるチラシの版木が残っており、遠州一帯の人々に呼びかけを行ったことが知られる。

文庫の管理は昭和 31 年（1956）まで見付三社氏子崇敬者会が行っていたようであるが、その経緯は不明である。昭和 31 年 3 月に同会から市に管理委任された。同年 8 月の文庫内書籍の目録が残っているが、慶応 2 年（1866）の目録にない書籍もあることから、蔵書もさまざまな変遷をたどったのであろう。

幕末には日本各地で近代図書館の先駆けともいえる施設が建設されるが、その数は極めて少ない。愛知県では国学者で神官でもある羽田野敬雄により羽田八幡宮文庫が造られており、磐田文庫もこれと同様の、学者による図書の蓄積・公開活動の一例と位置づけられる。

第2章 史跡の本質的価値

第1節 史跡の本質的価値の整理

旧見付学校附磐田文庫の本質的価値は前章第5節で示した指定理由を踏まえ、以下の通り整理される。

学校敷地が当時のまま残り、校舎・副築の他、前庭、運動場、神社境内を含めた明治時代の配置が遺存する場所としての価値

国内でも極めて早い段階で建てられた小学校(近代建築遺産)としての価値

学校移転後もさまざまな用途として使われたが、よく旧態を残した建造物としての価値

学校設立とかかわりが深い神官家が創設した文庫が当時のまま遺存する価値

第2節 本質的価値を構成する諸要素とその他の諸要素

(1) 本質的価値を構成する諸要素と本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素

前節で示した史跡の本質的価値を構成する諸要素と、本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素を、校舎及び前庭と呼ばれる南側の広場（南エリア）、及び中央の淡海国玉神社境内（中央エリア）、北側台地上の第二副築（幼稚園）跡地（北エリア）の3つに分けて記載する。

南エリア 本質的価値を構成する諸要素として、指定名称にもなっている旧見付学校校舎及び前庭、磐田文庫が挙げられる。

本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素のうち、史跡指定時に存在していた諸要素としては石灯籠がある。指定後に付加された諸要素として、管理棟、ポンプ小屋及び放水銃・ホース、トイレ、案内板、復元された門・木柵、側溝及び集水枥・電柱及び防犯カメラ・水道管、近年植栽された樹



写真 20 旧見付学校



写真 21 磐田文庫



写真 22 前庭

木や防火水槽、磐田文庫裏の擁壁が挙げられる。うち、トイレ及び門・木柵、磐田文庫裏の擁壁、建造物の案内板は整備に伴うものである。

中央エリア 淡海国玉神社があるエリアである。本質的価値を構成する諸要素として、第一副築の跡地であり、学校児童が体操や遊戯を行った境内地（遊歩場）があげられる。

本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素のうち、指定時に存在していた諸要素として、社殿



写真 23 境内地（遊歩場）

及び中門、鳥居・社号碑・石段及び石段標柱・玉垣、石灯籠・兎像・井戸小屋及び手水鉢、納札所標柱、案内板、社務所、神社倉庫・電柱・社叢・舗装路・側溝が挙げられる。指定後に付加された諸要素として、馬場町が所有する倉庫2棟や遊具と、近年に植栽された樹木を挙げることができる。

北エリア 本質的価値を構成する諸要素として、旧幼稚園及び園庭・第二副築跡があげられる。本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素はすべて指定後に付加された諸要素であり、テニスコートやそれに伴うフェンス・観覧席、舗装された通路、排水溝や擁壁が挙げられる。



写真 24 旧幼稚園及び園庭

(2) 周辺地域

指定地の周辺地域を構成する諸要素として、北エリアの西側にある塔之壇公園、南エリアの西側にある大久保家及びその南側の見付いこいの広場、南エリアの南側にある駐車場及び見付本通り広場が挙げられる。

塔之壇公園にはパーゴラ及びトイレ、大久保家には門・主屋・離れ、庭園や電柱・側溝などの建造物・構造物、見付宿いこいの広場には脇本陣大三河屋門、いこい茶屋及び四阿、見付本通り広場には北側の駐車場、街灯・側溝等の要素がある。

(3) 関連する諸要素

本質的価値を構成する諸要素に密接に関連する諸要素として、建造物の棟札や運営に関わる文書、学校が発行した卒業証書などの文書、学校備品、児童が使用した教科書を含む学用品などが挙げられる。磐田文庫の図書目録及び蔵書も本質的価値を構成する諸要素に密接に関連する諸要素である。



写真 25 教科書



写真 26 卒業証書

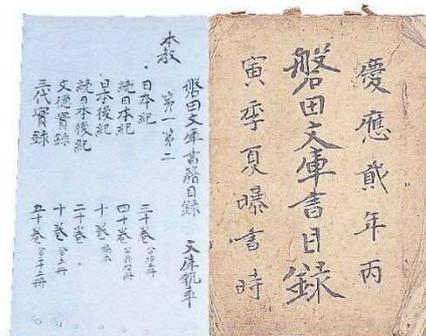


写真 27 磐田文庫書目録

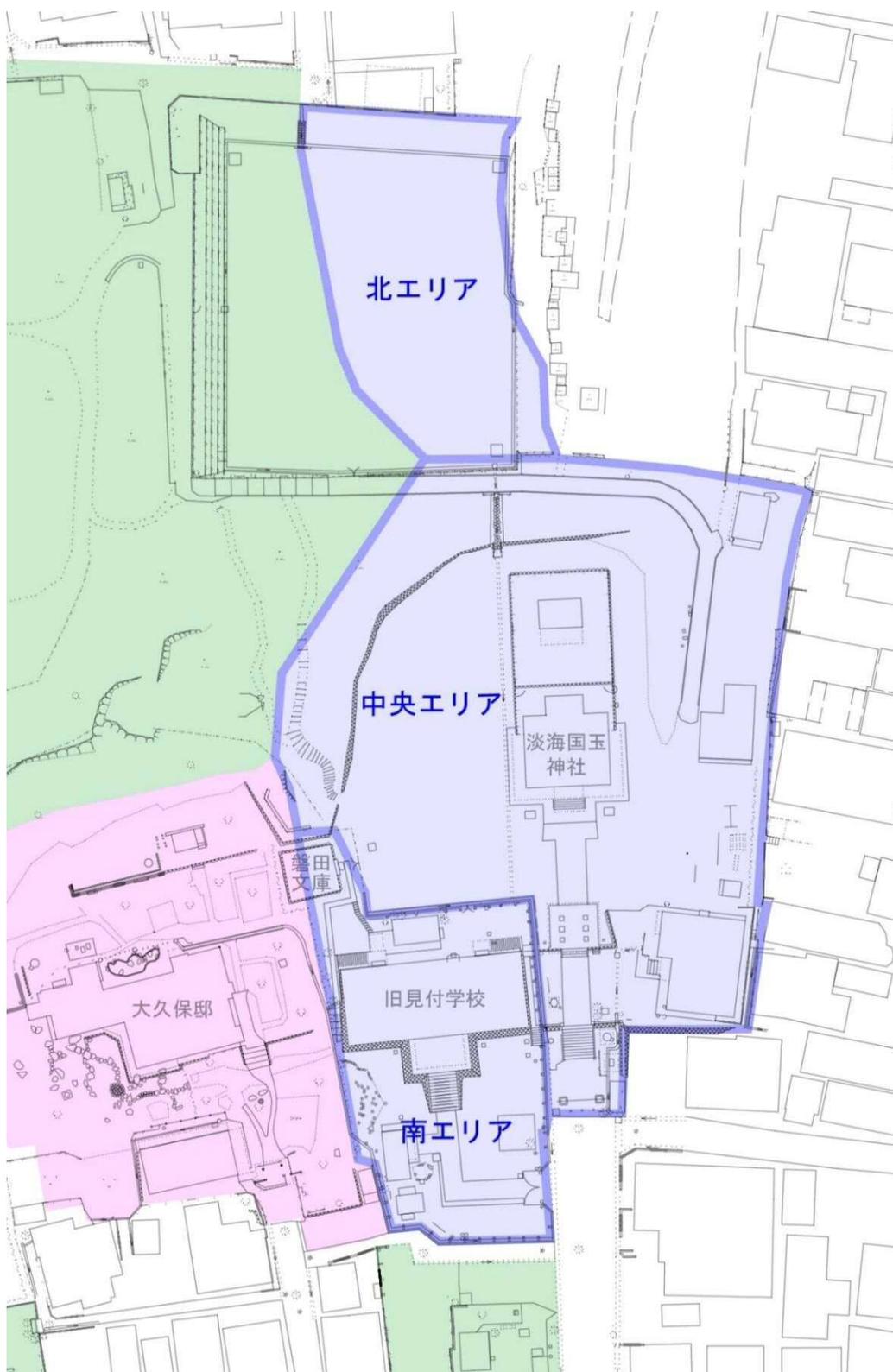


図 12 エリア区分図

表5 本計画の構成要素分類表

指定の別	エリア	要素の種別	事例	記載場所		
史跡指定地	南エリア	本質的価値を構成する諸要素		旧見付学校校舎 前庭	第3章第1節 (1)・(2)	
		本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素	指定時に存在していた諸要素	石灯笼	第3章第1節(3)	
			指定後に付加された諸要素	管理棟 ポンプ小屋・放水銃 側溝・集水桝・電柱 防犯カメラ 水道管 植栽樹 防火水槽	第3章第1節(3)	
			指定後に付加された諸要素(整備)	トイレ 案内板 門及び木柵	第5章第1節(2)	
		南エリア	本質的価値を構成する諸要素		磐田文庫	第3章第3節
			本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素	指定時に存在していた諸要素	なし	
	指定後に付加された諸要素(整備)			案内板 擁壁	第5章第2節(2)	
	中央エリア	本質的価値を構成する諸要素		第一副築跡 遊歩場	第3章第5節	
		本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素	指定時に存在していた諸要素	社殿・中門 鳥居・社号碑 石段・石段標柱 玉垣 石灯笼・兔像 井戸小屋・手水舎 納札所標柱 案内板 社務所・神社倉庫 電柱 社叢 舗装路・側溝	第3章第5節 (1)～(3)・(5)	
			指定後に付加された諸要素	倉庫・遊具 植栽樹	第3章第1節(4)	
		本質的価値を構成する諸要素		幼稚園舎 (第二副築)跡・ 園庭跡	第3章第6節(1)	
	北エリア	本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素	指定時に存在していた諸要素	なし		
			指定後に付加された諸要素	テニスコート跡 フェンス・観覧席 舗装路・排水溝 擁壁	第3章第6節(2)	
		関連する要素		学校・教育関連資料 磐田文庫関連資料		
	周辺地域		駐車場 見付本通り広場 見付宿いこいの広場 塔之壇公園 大久保家			

第3章 保存の現状と課題

第1節 南エリアの保存の現状(旧見付学校校舎周辺)

本エリアは北側の校舎底地と、その南側の前庭に分かれる。

大久保家に伝わる文書によれば、学校敷地はもともと3筆（神社境内・大久保家屋敷及び南側の貸地）で構成されており、それぞれの筆の一部を割いて合筆したものであることがわかっている。このうち、淡海国玉神社に属する箇所は丘陵先端部であったと思われる。また、南側の借地は住宅があった可能性があり、とすれば東海道と標高を同じくする低地か、もしくは丘陵先端部を削平したものと推測できる。したがって、旧見付学校校舎は淡海国玉神社敷地に属する丘陵部の先端部に建ち、南側の低地に石垣を築いてエントランスとした、地形を巧みに利用した建造物であると推定できる。

(1) 本質的価値を構成する諸要素 (旧見付学校校舎)

概要

見付尋常小学校沿革誌（明治36年度）

敷地坪数 1,324 坪（約 4,369 m²） 建物

坪数 168 坪（約 554 m²）

運動場坪数 1,156 坪（約 3,815 m²）

普通教室数 12 ヶ 242.14 坪（約 799 m²）

特別教室数 1 ヶ 12 坪（約 40 m²）

職員室 12 坪（約 40 m²） 応接、宿直

両室 2 2.25 坪（約 7 m²）

「校舎ハ第一館、第二館、第三館ノ三棟アリ。」と記されている。

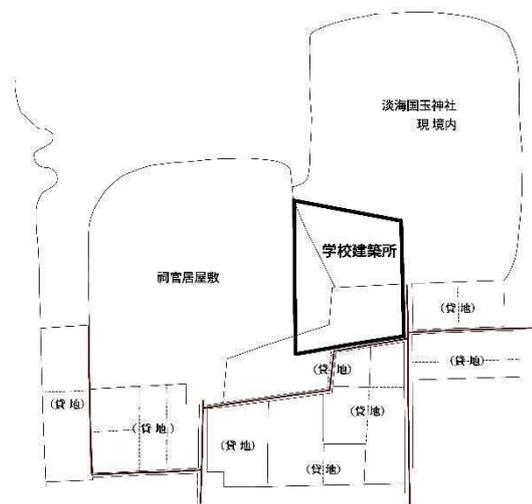


図 13 見付学校建設予定地図
(大久保家文書を清書)

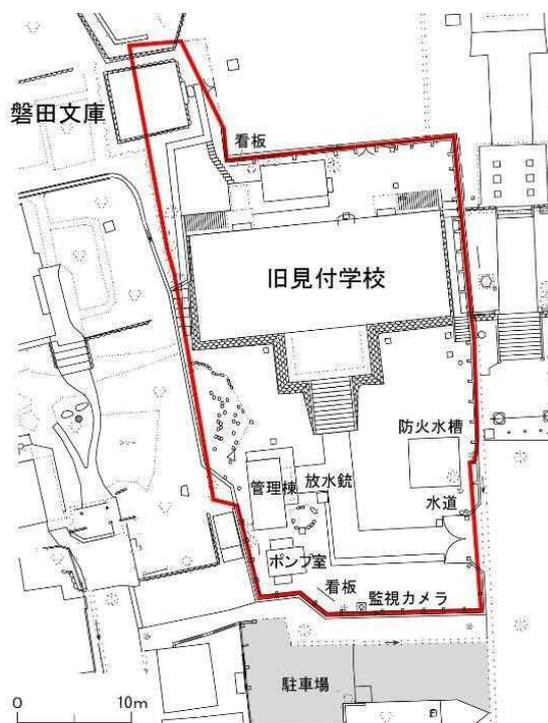


図 14 南エリア全体図

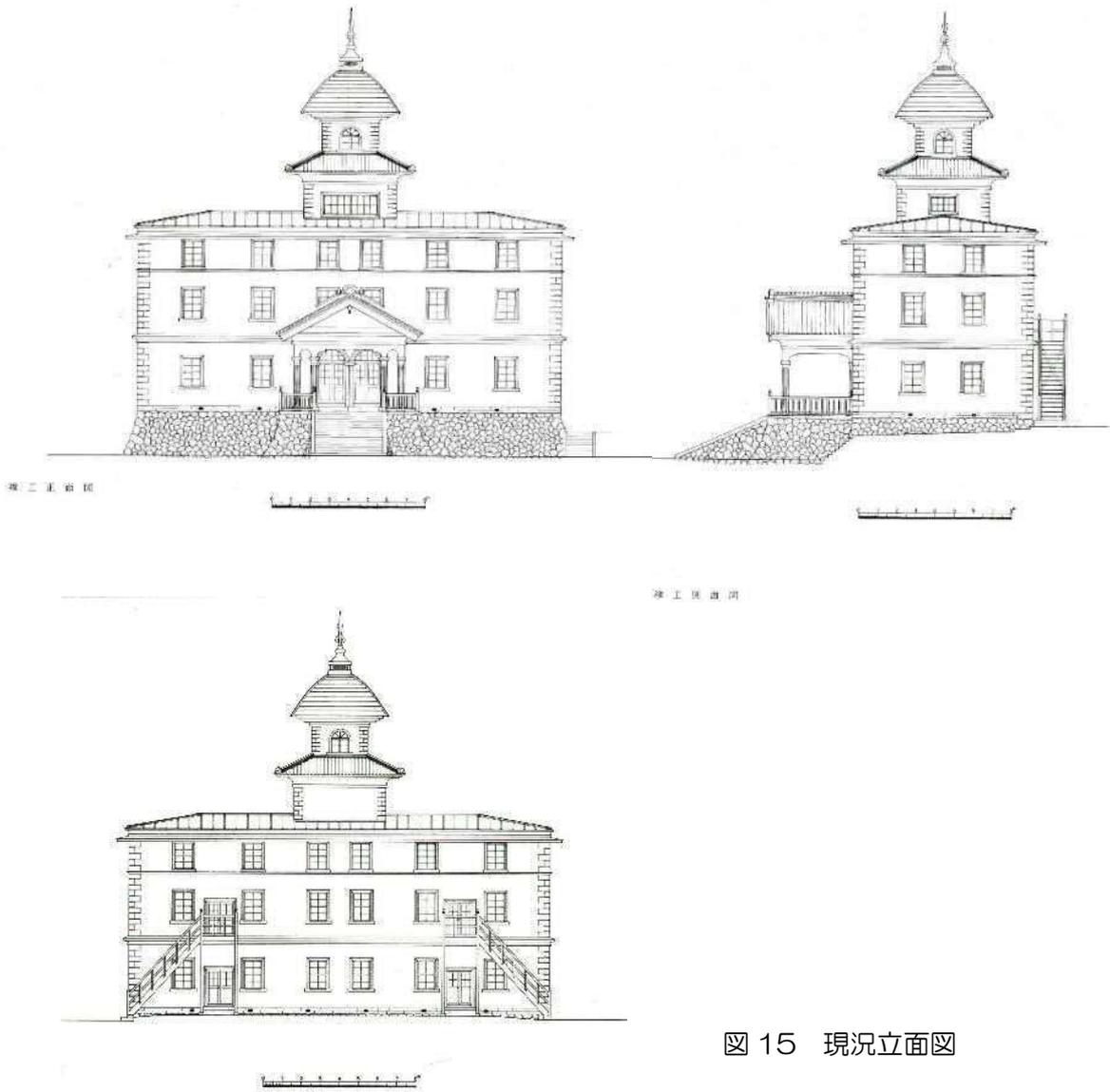


图 15 现状立面图

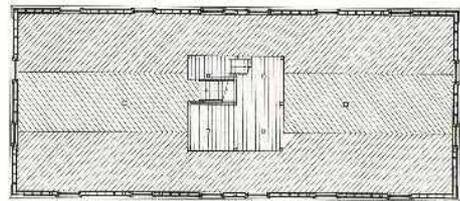
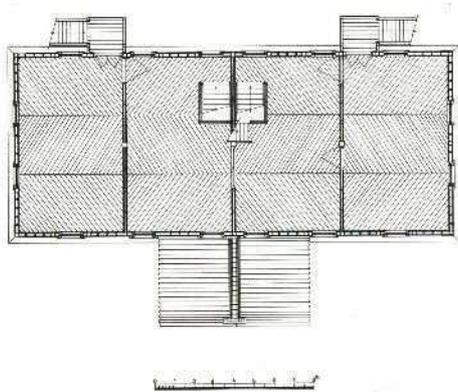
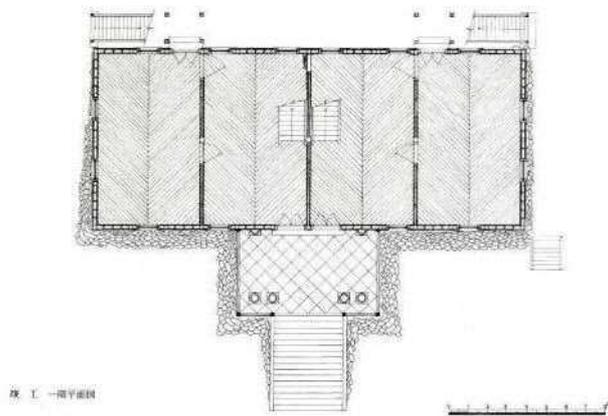


図 16 現況平面図



1階



3階



塔屋 2階

写真 28 昭和 51 年度
修理工事直後の校舎内部

見付尋常高等小学校沿革誌（大正3年度）

亜鉛板葺 五階造1棟 東西12間（21.816m）、南北5間（9.09m）、188坪（620㎡） 外
庇12坪（40㎡） 便所10坪（33㎡）

以下は保存修理工事報告書を一部加筆・修正したものである。

本屋

桁行 21.816m、梁間 9.050m、3階建寄棟造、銅板瓦棒葺、平入南面建。国土座標と比
べて約6°西偏しており、磁北（座標と比べ約7°西偏）を基準として設計されたと推定
できる。

基礎 川石の自然石基壇積上に加工布石二重積。間仕切及び大引束石は自然石据付。

基礎石垣は約1,000個積まれており、高さは約2.4mある。この石は、明治2年（1869）
藩政廃止により廃城となった横須賀城（国指定史跡 現・掛川市）の基礎石垣で、明治6
年（1873）に払い下げられたものである。

遠くからでも望み見られるように、町の街道筋より一段高い総社境内の街道に面した突
端に、町並みの方へ張り出すようにして基礎石垣を築き上げている。

石垣上部に積まれた石は淡青色ないし淡緑色の棒石で、凝灰岩である。伊豆石と表記さ
れているが、伊豆石とは色合いが異なる石である。

階段に使用されている石は安山岩で、いわゆる伊豆堅石と呼ばれているものに類似する。

建物の所見

外部 各階軒蛇腹、壁下地各面共角平瓦筋違張白漆喰大
壁塗、四隅は軒下まで黒漆喰石目塗、目地付。窓は1、
2、3階共分銅付上げ下げガラス戸、窓枠は木製ペンキ
仕上。出入口の扉、正面、背面共両開き腰付ガラス戸で、
額縁は木製ペンキ塗仕上。

内部 1階床張り上に縁甲板筋違張の二重床、1階平面
を玄関中央にて梁行に太鼓張り板壁で2区分し、階段を
2箇所にて設け、2区分の東側と西側を3間置に内法まで
の板壁で間仕切り、計4室としている。2階床縁甲板筋
違張、間取は1階同様、2区分境東室より3階への階段、
3階大教室中央部に塔屋昇り口階段となっている。
天井は1、2階は紙張天井、3階は竿縁天井
である。壁は間仕切以外各階共漆喰大壁、側廻り
窓、枠縁木製ペンキ塗。3階は窓上枠下端より床
上端間板張り。各室の出入口は片開き棧唐戸とす
る。

塔屋 四角造、1階一辺 4.545m、屋根平瓦葺。
2階一辺 2.727m、ドーム屋根銅板葺。



写真 29 四隅の黒漆喰



写真 30 玄関

東西南北四面に1階北側にのぞき窓を設け、2階窓は枠付半円欄間付、両開きガラス戸ペンキ塗。1階正面は窓枠付引違ガラス戸ペンキ塗両側同開き。壁は平瓦筋違白漆喰大壁塗隅黒漆喰石目塗。軒蛇腹は白漆喰塗、1階屋根は平瓦下屋葺。2階屋根はドーム型銅板葺で、屋根露台上に尖頭飾を設け、尖頭に避雷針を取付けている。

内部構造

玄関 桁行 3.636m、梁間 5.454m

正面階段 16 級。基壇積上建、胡麻殻決柱、頭飾付。柱頭飾よりアーチ壁。上部軒蛇腹にて切妻々入屋根を受ける。木製の菱組天井である。柱下部は礎盤である。土間はコンクリート打セメントモルタル仕上とする。木部はペンキ塗、その他は漆喰仕上とする。

玄関天井は、薄板の透かし斜め格子となっている。玄関ポーチに6本ある柱はエンタシス様式の飾り柱である。

建築時、1・2階の東西は相互の出入りができなくなっており、男女が混じらないような工夫であったと考えられる。男子教室が東側、女子教室が西側であったと言われる。また正面玄関は明治時代には正面玄関を使用していたが、大正時代ごろに児童の使用が禁じられ、東西の通路を抜けて北側から出入りしていたという。

方杖 建物の重量を支えるため、1階と2階の各教室の上部に、「方杖」と呼ばれる、構造を堅固にする支えが施されている。

斜め張りの床 床板は、分厚い板の上に、さらに厚さ3cmほどの板が斜めに張ってある。地震にも耐えられるように、頑丈な二重構造となっている。

窓 窓枠の内部に分銅が吊るしてある上げ下げ造りとなっている。

ただし、故障しやすい点と室内の採光（明るさ）不足が難点であった。

天井・壁 天井は明治建築独特の小幅板を斜めに交差させてあり、その上には室内の明るさを補うために真っ白な和紙が張ってある。

壁の内部は下地が斜めに張ってあり、その上に白い漆喰を塗ってある。漆喰壁は古くからの工法で、見た目が美しく特に頑丈な壁である。

使用した釘と金具 基本的な工法は純日本風である。そのため、使用した部品は和釘、かすがい、逆目針、豎樋持などの日本の伝統的な部材が使われている。



写真 31 天井と方杖



写真 32 上げ下げ造りの窓

外階段 校舎北側2箇所を外階段が付けられている。一見、非常階段のようにも見えるが、これは、児童が校舎裏側から教室へ出入りしていたため、2階教室への出入り口として設けられたものである。



写真 33 外階段

3階に残された塔屋の柱 当初、2階2層の4階建てだった学校の屋上は、緩やかな傾斜の屋根の上に手摺りで囲われた露台となっていた。明治8年（1875）8月7日落成開校式の写真には、屋上に立つ児童の姿が映っている。しかし、就学児童の増加に伴い、明治16年（1883）に2階の屋根裏を改造して3階部分を増築し、その際塔屋の柱が3階の中央にそのまま残された。



写真 34 3階に残された塔屋の柱

4階・5階 3階部分が増築されてからは、それまでの3階・4階部分が4階・5階となり、「五階の学校」「見付の五階」などと親しみを込めて呼ばれるようになった。

4階は、応接室や校長室であったといわれているが、時代によって色々な用途で使用されていたようである。5階は太鼓楼で、開校から大正6年（1917）までの間は徳川家康の家臣・酒井忠次がたたいたと伝えられる太鼓が置いてあり、早朝の登校の合図や正午の時報として打ち鳴らされていた。

（2）本質的価値を構成する諸要素（前庭）

南側の前庭部分の南半は80～90㎡の枝番のない3筆に分かれており、建設当時の写真には建物が写っている。このことから、学校建設時は前庭がかなり狭く、後に更地にして前庭の一部としたものであろう。前庭には児童が集められ、体操を行ったり、階段上に立つ教員からの訓示を聞いたと伝わる。現状は平坦で、砂利敷である。

（3）本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素

指定時に存在していた諸要素として石灯籠が挙げられる。その他は指定後に付加された諸要素であり、保存管理に関わるものとして管理棟・ポンプ小屋・側溝・植栽樹等・防火水槽等について記載する。

石灯籠

管理棟北側。山灯籠である。管理棟建設以前にあった池（御大典記念庭園）の古写真にも似た山灯籠が写っているの、この時に設置されたものであろう。



写真 35 石灯籠

管理棟

前庭西側に平成3年1月29日から3月20日にかけて建設工事が行われた。当初は敷地南東隅に東西方向に建てるよう予定されていたが、直前になって景観を損なうという理由で現在地に変更された。以前は池があった箇所を埋め立てて建てられたものである。木造平屋建瓦葺切妻造。16.14 m²。

ポンプ小屋及び放水銃

管理棟の南側。木造平屋建。7.08 m²。昭和54年(1979)の防災施設工事の際に新築された。同時に放水銃が4箇所(前庭1基・淡海国玉神社境内2基、大久保家敷地1基)に設置された。うち大久保家敷地内の1基は指定地外である。



写真 36 管理棟(右)・ポンプ小屋(左奥)放水銃(左手前)

側溝等

その他の要素として側溝や電柱・防犯カメラ、排水管・集水桝等がある。また、指定地境界付近に樹木がある。樹木は近年植樹されたもののみであると思われる。

防火水槽

昭和44年度に校舎南東の家事教室(のちに磐田病院住宅)跡地で防火水槽の設置工事を行った。4.0m×4.0m、深さ2.5mの大型地下式タンクである。現在も使用され、現況はコ

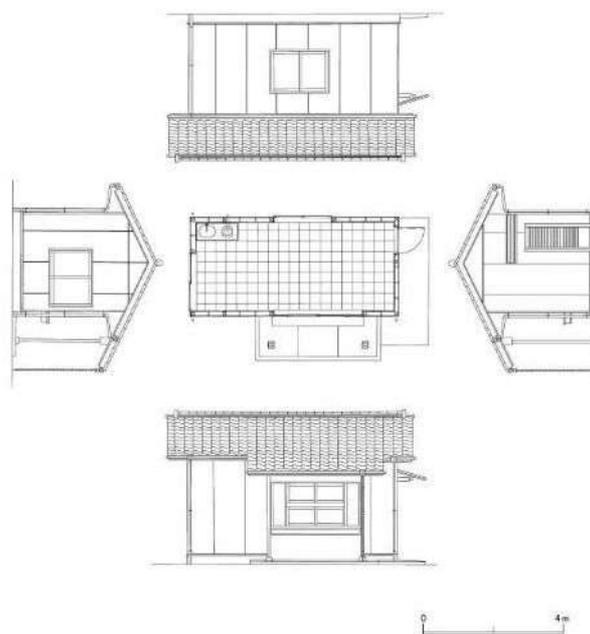


図 17 管理棟実測図

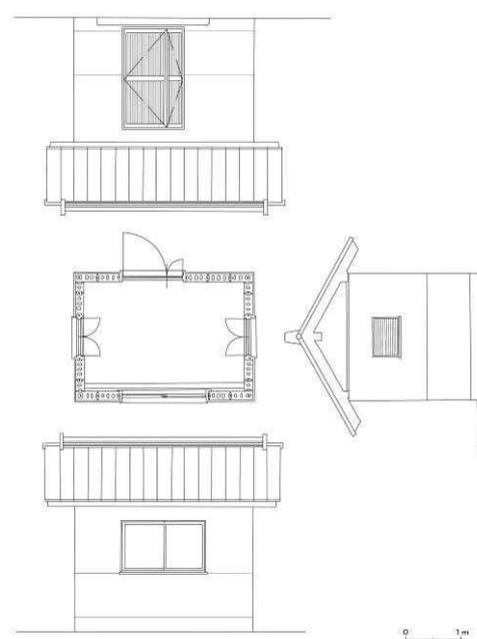


図 18 ポンプ小屋実測図

ンクリートが露出している。

(4) その他

駐車場

駐車場は指定地外であるが、一体利用されているので本節で述べる。南側にアスファルト舗装された3台分の駐車場があるが、これに加えて平成17年8月より南西側の土地167.53㎡を借り受け、6台分の砕石敷き駐車場として整備した。



写真 37 敷地南側（里道）



写真 38 北側側溝



写真 39 集水枡 玄関東



写真 40 汚水管 敷地南



写真 41 防火水槽



写真 42 駐車場

(5) 史跡の保存管理

日常的な管理として、朝夕の鍵の開閉時に、周辺の清掃および見回りを行っている。

(6) 防災・防犯対策

昭和54年度は12月から2月にかけて防災施設工事としてポンプ小屋（木造平屋建て・7.08 m²）及び動力ポンプ・放水銃4か所の設置、屋内への消火栓の取り付け工事を行った。ポンプ小屋の基礎は地表下60 cmまで掘削した。これらは老朽化のため平成28年度に改修工事を行っている。



写真43 昭和54年度
ポンプ小屋設置工事状況

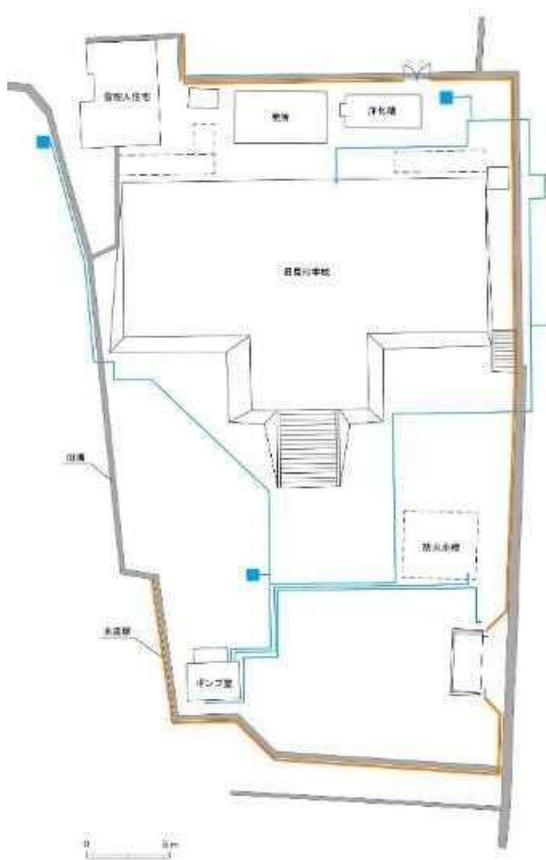


図19 昭和54年度防災施設工事平面図



写真44 平成28年度消火設備改修工事
既存配管敷設状況



写真45 磐田消防署と連携した
消火・放水訓練（令和3年1月）

施設の対策として、文化庁の「重要文化財（建造物）等防災施設整備事業（防災施設等）指針」に基づいて改修を行う。警報設備・消火設備・避難設備・被雷設備等について最新の機器を選択し、設置後は作業マニュアル

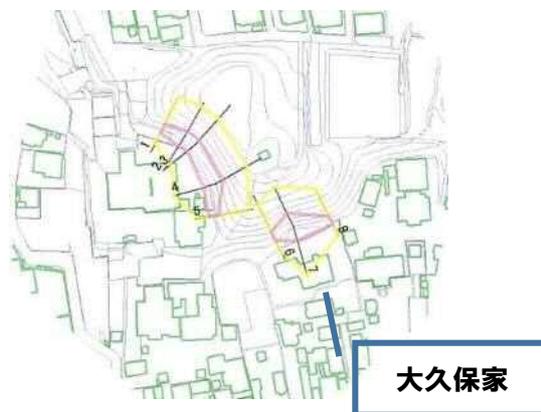
の作成を行うとともに、機器について定期的な点検や訓練による動作確認を行う。また、消防署による巡回点検を行う。昭和 47 年度は県のモデル防火訓練の対象となり、県防災課・社会教育課の主催で行われた。当日は市消防本部の協力を得て 140 名以上の署員・団員・隊員が出動し、普通消防ポンプ車 6 台・梯子車 1 台・水槽付消防ポンプ車 1 台等による消火訓練を行った。修理工事竣工後の昭和 53 年(1978) 1 月 25 日にも消防署と連携し、90 人が参加する大規模な消防訓練を実施した。近年は毎年 1 月 26 日の文化財防火デーにあわせ、消防署も参加しての消火・放水訓練を行っており、同時に見学客の避難誘導訓練を行ってきた。また、平成 24 年度から AED 機器をリースして設置していることから、災害時における救急救命講習会の受講を行った。



写真 46 防犯カメラ（屋内モニター）

また、平成 26 年度には展示ケースのガラスの飛散防止フィルムの貼付や、転倒防止器具の取り付けを行い、災害時における見学者等の被害軽減を図った。

防犯対策としては、昭和 56 年度まで管理人を置いて対応していたが、それ以降は夜間警備を委託して対応している。また、平成 28 年度から防犯カメラを設置した。同時に「防犯カメラの設置及び利用に関する規程」を 5 月 1 日付で制定し、個人情報の保護との整合を図った。



（7）周辺地域の土砂対策

現在の指定地の外側にある大久保邸北側の斜面は以前より急傾斜地として認知されており、静岡県崖条例の適用範囲であり、新たな建築はできない。

また、静岡県により土砂災害（特別）警戒区域の指定を受けている。崖が崩落した場合、磐田文庫にも影響がある可能性がある。

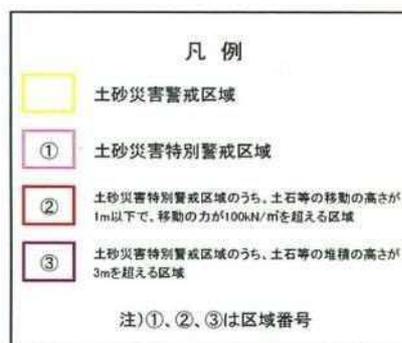


図 20 土砂災害警戒区域

第2節 南エリアの保存の現状(磐田文庫)

(1) 現状

エリアとしては学校敷地の北側に位置する。

建築物についての所見は、以下修理工事報告書から抜粋する。

概要 土蔵造、桁行3間、梁間2間、切妻造、前面に桁行3間、梁間1間の片流れ蔵前付、棧瓦葺き。桁行5.454m、梁間5.660m。平面積は蔵前を除く土蔵のみで19.831㎡である。

基礎 玉石積基壇、正(東)面柱位置及び側背面基壇上に自然石葛石を廻す。中央八角柱礎石自然石、大引受石玉石、床下土間叩き。

蔵前 玉石積基壇、正面と梁行4通りに切石布石を伏せる。大引受石玉石、床下土間叩き、中央間土蔵際及び前面に叩き階段1級ずつ。うち中央間土間と叩き階段は漆喰仕上げ。

平面 2階建、1, 2階床は拭板敷。1階正(東)面中央間に出入口付き。出入口内側に引き分け腰付格子戸2枚、2階南側面に小窓、裏白戸・格子戸片引き。

蔵前 両脇間床は拭板敷。中央間土間叩き漆喰仕上げ、中央間両側腰付格子戸引違い、同正(東)面腰付格子戸内開き。

軸部 外周に土台。大引3通り、根太7通り。正(東)面中央間両側と背面中央間北側に角柱通し柱、正(東)面中央間南柱は2階床までとする。中央に八角形通し柱、側廻りは校木を積み上げて壁体

を作る。2階床組は、2階梁3通り、根太3通り、八角柱にて、2階梁、小屋牛梁、棟木を受ける。正背面の桁より登梁を2通り架け、牛梁上で組み、交点にて棟木を受ける。ま



写真 47 磐田文庫 (平成4年 12月修理竣工時)



写真 48 磐田文庫古写真 昭和31年 (1956)



写真 49 修理工事前 平成4年

た、棟木の前後に母屋を一通りずつ渡し、登梁に渡腮で組む。

蔵前 土台は土蔵より一段低く正面と梁行4通りに配する。中央間両側に上り框。両脇間、大引・根太。土蔵壁面に付柱を立て、折釘で土蔵に打ち止める。正（東）面通り角柱。貫を3筋まわし内部を見せ貫とする。角柱柱頭から付柱に繫梁を架ける。付柱頂部に垂木掛けを乗せ、繫梁中央に母屋束を立てて母屋を1通り渡す。正（東）面側通りに桁を繫梁に渡り腮で乗せる。

屋根 内部は化粧流し板葺、土居葺はスギ皮葺割竹押さえ、棧瓦葺で、螻羽に丸瓦2筋ずつを伏せる。棟は熨斗瓦を6段積み、雁振瓦を乗せ、両端に鬼瓦を置く。鬼瓦は波文様の鱗付き。熨斗瓦目地ひも漆喰塗。螻羽漆喰塗込め。鬼瓦漆喰陰盛り。

蔵前 化粧垂木に化粧裏板羽重ね打ちで、土蔵と同様の棧瓦葺き。螻羽に丸瓦2筋ずつを伏せ、土蔵取付部に際熨斗瓦を2段積む。目地ひも漆喰塗。螻羽漆喰塗込め。

その他 西面・北側面壁下部に換気口を1個ずつ配する。蔵前正（東）面出入口及び土蔵2階南西窓に銅板葺庇付き。土蔵内部に箱階段付き。側廻り下見板張り型腰板壁付。

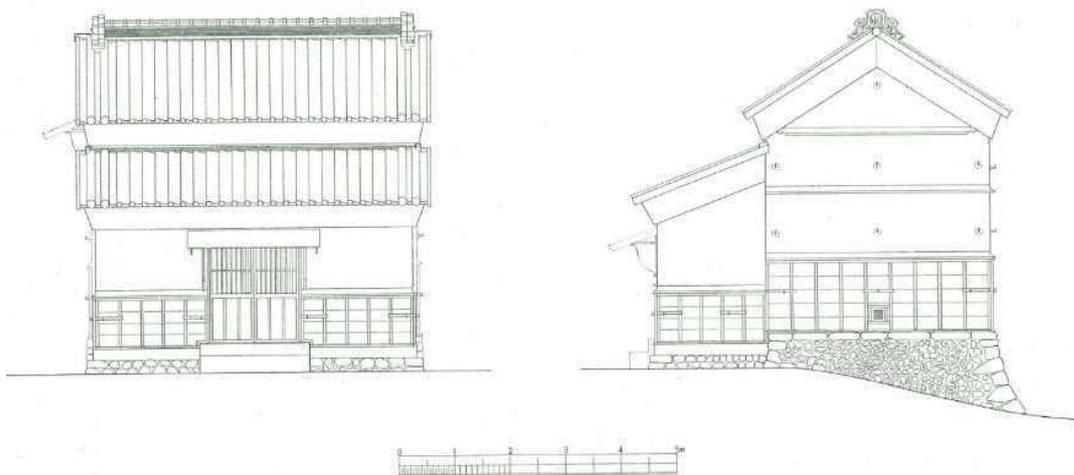


図 21 磐田文庫平立面図



玄関



1階

写真 50 修理工事後の磐田文庫

(2) 保存管理

磐田文庫は平成3～4年度の解体復元工事の際に基礎の状態の確認を行った。その後、基礎石の再設置を行っている。

日常管理としては、鍵の開閉時の点検・清掃や周辺の見回りを行っている。

昭和62年度に基本設計を行い、これに基づいて解体修理工事を実施した。工期は平成2年11月から平成3年3月まで（解体工事）と、平成3年8月から平成4年12月まで（復元工事）の計22か月で、総事業費は48,427千円である。工事に際しての調査で建設年代が明治期に下ること、昭和期に大きな改修を行っているこ

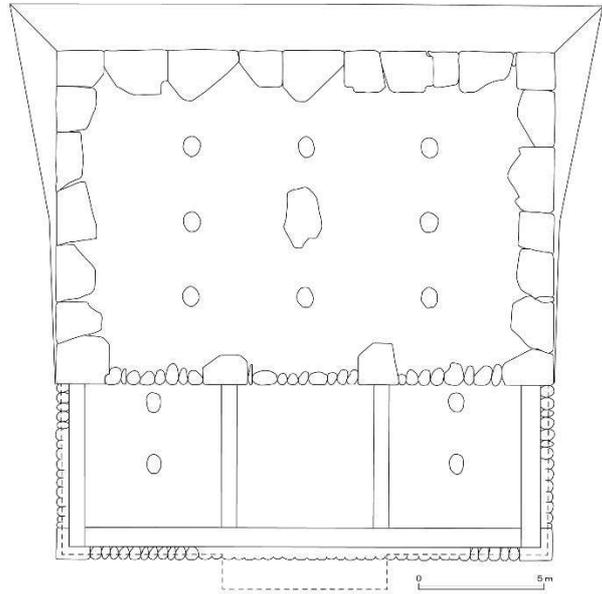


図22 基礎設計図

とが明らかになった。現状変更の骨子は以下の通りである。

1. 蔵前の整備を古写真や残存部材によって行う。
2. 周囲鉄板張りを撤去し、大壁及び正面建具を現すと共に腰壁板を整備する。
3. 土蔵二階の背面化粧野地を流し板張りに改める。
4. 屋根棧瓦葺の目地漆喰を古写真に倣い整備する。

第3節 中央エリアの保存の現状(淡海国玉神社)

(1) 沿革

本エリアは指定地の中央に位置し、見付学校の第一副築があった場所であると同時に、遊戯や体操を行った「遊歩場」として位置づけられていた。第一副築は現在の社務所の位置にあったと伝えられているが、その正確な位置は不明である。

第二館（第一副築、東副築 通称・お宮の校舎）は明治9年（1876）に校舎狭隘のため建設され、さらに明治18年（1885）に2階が増築された。

規模は東西4間（約7.2m）×南北10間（約18.1m）で、1階は3室に分かれ、大正2年（1913）には職員室と教室2室として使用していた。東側の教室にはオルガンが置かれており、音楽室として周知されていたようである。

その後解体され、清水町公会堂に譲渡されたとされるが、昭和31年（1956）2月作成の「五階校舎ト見付小学校ノ沿革」と題された年表では前野農協（正式には長野農業協同組合前野支所、その後磐田市農業協同組合前野出張所）となっており、再移築されたいい。

史跡内の建築物・構造物としては、淡海国玉神社に係るものが大半である。神社は旧県社で、明治40年3月15日神饌幣帛料供進指定。祭神は大国主命である。明治6年(1873)の合併により瓊瓊杵尊他15柱を合祀する。静岡県神社庁より昭和56年（1981）7月1日付で8等級神社とされた。『日本三代実録』卷第十・貞観七年五月八日戊子「授(略)遠江国正六位上淡海石井神従五位下」(「石井」は「岩田(磐田)」の誤りか)とあるのが淡海国玉神社とされ、貞観7年（865）以前に鎮座したものと考えら



写真51 第一副築平面図
（『沿革誌』より）



写真52 淡海国玉神社社殿全景



写真53 旧磐田市農業協同組合前野出張所
昭和43年（1968）

れている。『遠江風土記伝』
 (内山真龍著、寛政元年
 [1789])には「惣社と称す、
 国玉神一座を齋く、元禄高
 帳書に云ふ、朱符の神田の
 高七十二石九斗六升は、惣
 社明神領、祇園舞車領なり
 と、舞車の所由は僅に猿楽
 の謡物の詞に見ゆ、向坂の
 人曰ふ、磐田社を以って国
 府に遷す、故に磐田社の祭
 日には見付人群参すと」と
 記されており、向笠地区に
 あった「磐田社」が遷った
 神社であると考えていたら
 しい。

現在でも「中のお宮」「惣
 社さま」として地元の人々
 に親しまれており、7月13
 日から15日まで行われる
 例祭は祇園祭と呼ばれ、参
 詣の人々で賑わっている。

13日は宵祭、14日が例祭、15日は終祭とする。昭和48年(1973)には余興として納涼花火大会があると記されている(『淡海国玉神社社誌(案)』、1973年1月)。国指定重要無形民俗文化財である見付天神裸祭では矢奈比売神社を出発した神輿が真夜中に渡御する神社であり、祭典の重要な儀式の舞台として知られる。

(2) 本殿

静岡県指定文化財(建造物)平成27年12月8日指定 指定書番号688

明暦3年(1657)再建

棟札 明治6年(1873)6月(建物不明、新造)

明治25年(1892)4月16日(葺替及び箱棟新造)

明治41年(1908)10月(屋根修繕)

明治42年(1909)4月20日(箱棟葺替)

昭和34年(1959)2月15日(屋根葺替)

昭和55年(1980)6月(修復)

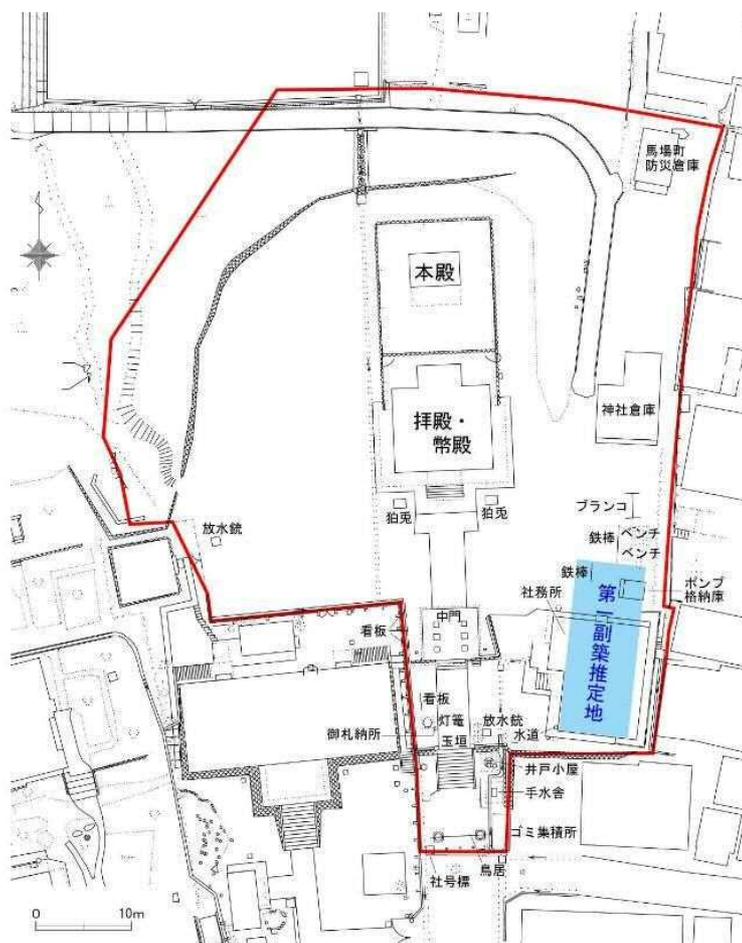


図23 中央エリア全体図



写真 54 本殿

概要 三間社流造、檜皮葺き。桁行 5.00m、梁行 5.27m、床面積 26.35 m²を測る。

平面 亀腹を設けた礎石上にほぼ南面して建ち、手前を外陣とし、奥に中央及び両脇に板唐戸を設えた横長一室の御神座とする。身舎側面北端両脇に脇障子を建て、刃高欄付の切目縁を四周させる。正面には5級の木階を備え、登高欄上下に擬宝珠を立てる。

軸部 身舎は亀腹上に据えた礎石上に土台を廻し円柱を立てるが、床下の見え隠れ部分は八角形に造る。向拝には几帳面取りの方柱を立てる。周囲に切目縁を付し、身舎柱は切目長押、側背面に腰長押・内法長押を四周させ頭貫にて繋がれる。向拝両側面は身舎柱頭から向拝柱頭に海老虹梁を架け渡し、向拝柱上組物頂部に籠彫の手挟を付設する。柱頭から木鼻を突き出すが、身舎桁行木鼻は頭貫の造り出しとする。組物は平三斗として丸桁及び虹梁を受ける。柱間頭貫上に彫刻付の臺股を配する。切目縁は礎石上に面取方柱の束を立て、頂部を縁葛、下部を貫で繋ぐ。

柱間装置

外陣 正面中央に両開きの棧唐戸を吊込み、両脇を格子組上部跳上げの蔀戸とする。両側面には両開きの板唐戸を吊込む。

御神座 正面中央及び両脇に両開きの板唐戸を吊込み、上部に彫刻欄干を付す。壁は横板を落とし込んだ板壁とする。

天井 杉板仕上り厚2分、短手（梁間方向）に張り込んだ平天井とする。

妻飾 丸桁に絵様彫刻を施した虹梁を架け渡し、笈形を付した大瓶束を立て、頂部に木鼻を出して



写真 55 明暦3年の銘がある擬宝珠

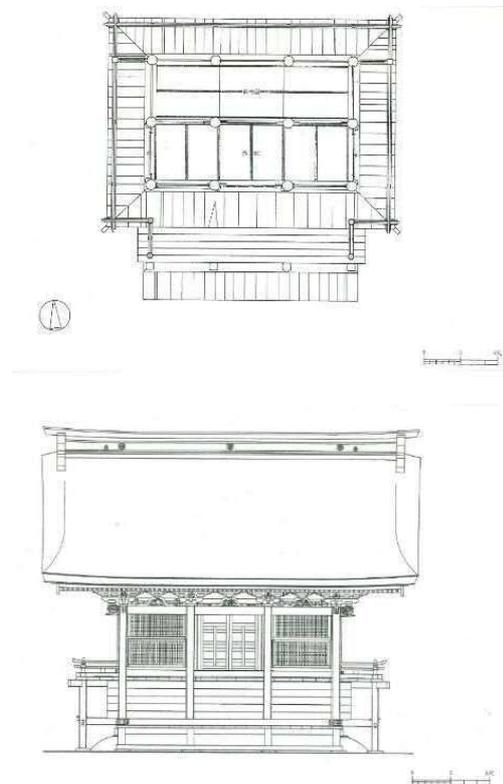


図 24 淡海国玉神社本殿平面図

三斗組とし、実肘木にて化粧棟木を受ける。破風板の拝み及び丸桁木口には猪目懸魚を吊る。

軒 正面は二軒繁垂木、身舎地垂木木負より向拝丸桁に打越にて向拝地垂木を配し、飛檐垂木を付す。背面は二軒繁垂木とする。中央柱間十六枝割、両側柱間十四枝割、枝外垂木十三枝割でその外に破風板が位置する。

屋根 切目裏甲上に厚7分杉の裏板を付け、奥行幅1尺2寸、中央6寸、隅部7寸厚に桧皮を積み重ねて軒付とし、水切銅板と上目皮を取り付ける。平葺部分は葺き足4分、厚3寸の檜皮葺きとする。箕甲は扇形に拵えた道具皮で平葺きに連れ葺きし、箱棟下を品軒付積とする。鬼板は側面と背面、箱棟は棟と屋根板及び障泥板を銅板包みで他は木部顕し塗装仕上げとする。箱棟側面には正・背面とも3か所ずつの亀甲に剣花菱の神紋棟飾りと2か所ずつの吊環を付す。



写真 56 淡海国玉神社社殿
(大正2~3年[1913~1914])

(3) 拝殿・幣殿

磐田市指定文化財（建造物）

昭和 54 年（1979）11 月 3 日（旧磐田市による指定）

平成 17 年 11 月 21 日（市町村合併後の指定）

平成 28 年 3 月 28 日

（本殿が県指定文化財になったことによる指定）

棟札

文久 3 年（1863）9 月

明治 6 年（1873）6 月（建物不明、新造）

明治 25 年（1892）4 月 16 日（拝殿幣殿箱棟新造）

（昭和 33 年 [1958] ごろ 屋根鉄板葺替棟札欠失）

昭和 55 年（1980）6 月（修復）

棟梁として棟札に名前が残る立川昌敬（宮坂常蔵、享和 2 [1802]—文久 3 [1863]）は立川氏の同族宮坂氏の生まれで、初代立

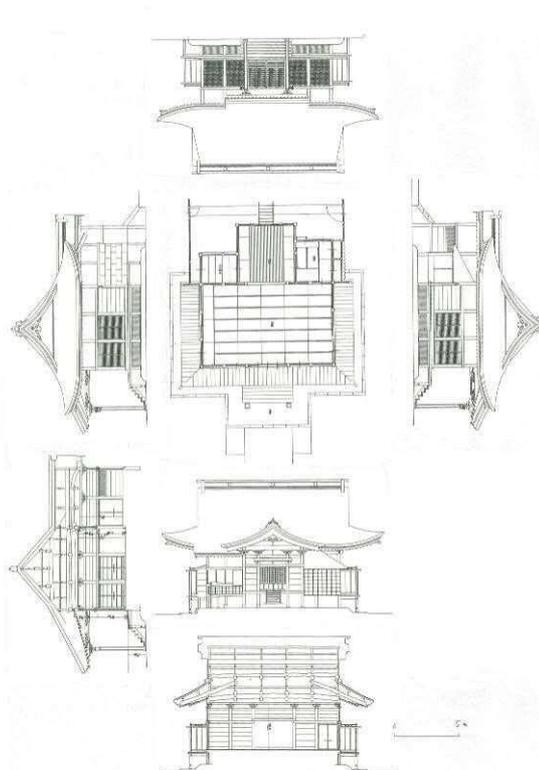


図 25 淡海国玉神社拝殿・幣殿平立面図

川和四郎（富棟）の娘みちを母にもつ。伯父の二代和四郎（富昌）に建築彫刻を学び、富昌の片腕として一門を率いた。

拝殿は入母屋造檜皮葺、桁行5間・9.239m、梁行3間・6.363m、床面積58.79㎡を測る。拝殿の背面に切妻造で桁行4.514m、梁行3.543m、床面積15.983㎡の幣殿を接続させた凸字形平面を持ち、正面には1間の向拝を設けている。柱は方柱で頭貫に木鼻を付け、組物は平三斗で中備に墓股を置く。墓股には十二支の彫刻を付けている。軒は二軒疎垂木、妻は粗い木連格子、屋根は現在銅板葺きだが、もとは柿葺きであった。柱間装置は正面が中央板扉、ほか四間蔀戸、両側面は前二間が舞良戸引違い、後端間が板壁である。内部は一室で、床は畳敷き（幣殿は1段上る）、天井は出桁を廻らして竿縁天井を張っている。向拝は柱に水引虹梁を架けて顔を斜め前に向けた獅子鼻を付け、組物は出三斗（大斗は皿付）として組物間には子連れの竜の彫刻を置く。本屋とは虹梁でつなぐ。

（４）その他の構造物・建造物（神社関係）

a 鳥居 金属製の鳥居であり、中央の神額には「惣社大神」の文字が掲げられる。

下部に付けられたプレートに「昭和63年12月吉日 見付三社氏子崇敬者会」とある。なお元は東海道沿いにあったもので、平成8年に北側に奥まった現在地に移転したことが『天神だより』（矢奈比売神社発行）に記載されている。

b 社号碑（標柱） 花崗岩製で高さ265cm、幅32cmを測り、「遠江國総社 淡海國玉神社」と刻む。裏面は以下の通り。

昭和拾壹年九月 寄附者 松本菊次郎 大橋仁平 石川儀一 鳥居政一

森上徳蔵 大津富次郎 石川丞以 殿本よし

以前は「式内県社 淡海國玉神社」と刻まれ、東海道沿いにあった鳥居の脇に建てられていた。現在のものは平成18年に再築したものである。

c 中門 明治5年(1872)6月に再建された。大工は伊藤平右衛門で、見付学校の建築に関わることになったきっかけになったものである。

四脚門で総円柱、礎盤付。以前は扉があったものと推定されるが現在は無扉である。間口1間3尺6寸、奥行1間2尺6寸である。

d 石段 鳥居と中門の間地点、玉垣手前に10段の石段が設けられている。9段は伊豆石かと思われる棒石を並べたもので、最下段の1



写真57 鳥居及び標柱



写真58 移転前の鳥居・標柱
(昭和52年[1977]ごろ)

段はモルタル製。袖石付。両側の石垣は現在も残るが、旧見付学校のものによく似ており、竣工写真にも見られることから、学校建設時に同時に施工したものかと思われる。西側にステンレス製手摺付。

中門前にも3段の石段が設置されている。モルタル製。

e 石段標柱 花崗岩製。

(西) 寄附者 高塚善三郎 山形栄太郎 柴田文八
柏原源吉 昭和十四年 卯九月十日

(東) 寄附者 松本菊次郎 石川ゑ以 殿本よし
栄原きく 石工 松尾松口(埋没)

※松尾松口は遠江国分寺跡史蹟指定記念碑や住吉神社の社名標に記載がある松尾松龍のことではないかと思われる。

なお、松尾の名前は矢奈比賣神社の社名標に「中泉町 石工 松尾□□」とあり、また同社の悉平太郎由来碑にも「松尾芳泉鑿」と見えるが、関係は不明。

f 兎像 花崗岩製。

(東) 奉納

又一庵 鈴木康元 馬場町
加藤喜一郎 二番町 内海雄
二番町 石原尚

竣工 平成十八年七月八日
協賛 遠州中央農業協同組合

(西) 奉納

制服の金原 天王町 長谷川
裕 馬場町 磯部克介 大日
堂印刷 松本直希

竣工 平成十八年七月八日 協賛 磐田信用金庫

プレート 「製造から施工まで (有)丸吉 吉田石材
岡崎市上佐々木町中切 67 番地 4 (以下電話・ファックス等)」

g 井戸小屋 トタン葺の建屋の中にある。コンクリート製。

h 手水舎 四脚を下広がりとした手水舎。瓦葺の建屋は間口1間5寸、奥行5尺5寸で、中に手水鉢を設置する。手水鉢は高さ59cm 幅89cm神紋入り、凝灰岩製か。銘は以下の通り。

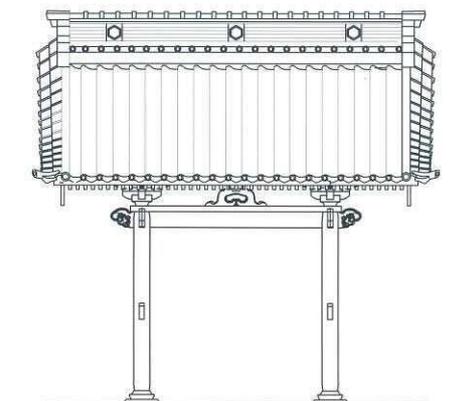


図 26 中門立面図



写真 59 中門・石段・玉垣



写真 60 兎像

弘化二年歳次乙巳六月吉旦

願主 稲葉屋大吉 吉田屋金治

石工 庄太郎

※稲葉屋は神社の西側にあった旅籠である。



写真 61 井戸小屋及び手水鉢



写真 62 手水鉢

i 納札所標柱 花崗岩製の角柱で高さ 147 cm 幅 25 cm。下部の埋設部分が大きく露出していることから、移設したものか。銘は以下の通り。

奉納 御札納所 大正十五年五月

見付彌次喜多旅行會 大社参拝記念

發起人 磯部仙吉 大川逸司 平野富三

世話人 □□□八 石川儀一 太田□助 国松久次郎

j 石灯籠（2基一対） 花崗岩製の角柱の上部に木製の灯火部を付けたものである。

（西）磐田 松謡会 天王町 坂尻正明 （東）元倉町 小杉和久 天王町 堀内健男
竣工 平成 18 年 7 月 8 日

k 石灯籠（1基） 花崗岩製の春日灯籠である。「献燈」「大正四年十一月建之」の銘があり、高さ 255 cm、幅 60 cm。昭和 50 年代の写真から元は 2 基一対であったものであることがわかるが、現在は西側の 1 基のみが残る。安全のため鉄柵で囲われている。

これとは別に石灯籠（1基）があった。現在は逸失した。明治 8 年（1875）の開校式の写真には、現在水屋がある場所に石灯籠が写っている。西側には見えず一対ではない。

なお現在、水屋内の井戸の蓋の重しとして石灯籠の蓮華座が置いてある。また石段の西側に六角形の灯籠基礎が残存している。いずれも花崗岩製だが前述した現存する石灯籠とは大きさが異なる。

1 玉垣 明治期の古写真を見ると、元は木製の玉垣があったものと推定される。棟札には明治 25 年（1892）に修繕、明治 42 年（1909）に新造とある。現在は大正 2 年（1913）



写真 63 御札納所石柱及び石灯籠

に造られた花崗岩製の玉垣となっており、石段を上った前面のみに建つ。以下の紀年銘・奉納者名が刻まれている。

(東)「大正二年七月改築 山内清一郎 桑原傳七 金田市太郎 水野信之 大橋熊太郎 前島亮治 倉田治五兵衛 土居善吉 吉田庄太郎 小川定七 宮城仁平 小田吉蔵」

(西)「大正二年七月改築 村松直一郎 戸塚源三郎 栗田茂平 柴田佐平 磯部儀作 大場儀一郎 匂坂勝蔵 栗田長一郎 石工 近藤新吉」

※近藤新吉は熊野神社石灯籠にも名前が見え、『東海道見付宿屋号調べ』に宿町の石屋として見えるものと同一かと思われる。なお『見付町誌』の大正14年(1925)末現在の商家一覧にも「石材類1軒」と記されている。

m 案内板 市で設置した神社の説明板及び神社が設置した社記及び寄付芳名板(平成18年)が南北に並列し、やや南側に離れて掲示板1基がある。

n 社務所 第一副築の跡地に建設されている。大正4年(1915)6月23日上棟の棟札がある。社司大久保忠利、社掌川出新一郎、大工棟梁は大場喜六で、「御即位大礼記念奉上册社務所改増築」と記されている。旧見



写真64 玉垣(東側)



写真65 中門脇の説明・案内板

付学校校舎修理工事の際に写り込んだ



図27 淡海国玉神社社務所設計図



写真66 淡海国玉神社社務所外観

写真から、南北に長い切妻造の建物で、西側中央に破風を持つ玄関がある建物だったことが知られる。現在の社務所は昭和 57 年(1982)に改築されたものである。木造平屋建コロニア葺で床面積 106.82 m²の建物である。

中央の玄関より北側は床の間を持つ 10 畳×2間の会議室や御札場などで構成されたパブリックスペースとなっており、南側は6畳の管理人室及び台所・トイレ・浴室を備えたプライベートスペースとして区分されている。

○ **神社倉庫** 境内敷地の北東側にある。平屋造。

(5) 神社関係以外の構造物・建造物

a **馬場町防災倉庫** 指定地北東隅に建設されている。平屋造。

b **馬場町自主防災会ポンプ格納庫** 指定地南東隅に建設されている。平屋造。

c **遊具** 鉄棒2基(小・中及び大)及びブランコ(二人用)1基が設置されている。

(6) その他

a 社叢

境内の北側を中心として樹木の繁茂が見られる。一部はアジサイ、ツツジなどの低木で、後世の植栽であるが、カシ、エノキ、マキなど社叢を構成すると考えられる樹木がある。

b その他施設

電柱、水道管、側溝、放水銃及び舗装路がある。側溝は北エリアから境内中央を南北に通している。また、舗装路は境内入口及び北エリアへの通路に見られる。

境内西側から北側にかけてL字型に続く崖地には、玉石による石垣が設けられている。

(7) 保存管理

日常管理として、氏子による定期的な除草を行っている。

建造物の管理として、指定後の昭和 55 年(1980)10月25日から翌年5月30日にかけて



写真 67 神社倉庫



写真 68 馬場町防災倉庫



写真 69 ポンプ格納庫及び遊具



写真 70 淡海国玉神社境内側溝

本殿の半解体修理、および拝殿・幣殿の軒回りの一部補修および屋根葺替修理事業を行っている。昭和 57 年（1982）には社務所の改築を行った。前年 12 月 16 日に理事会に改築案が承認され、2 月 12 日より工事に着手、3 月 17 日上棟式、6 月 19 日竣工。また、平成 23 年 9 月に本殿が台風被害によって破損したため、全解体修理工事を行った。工事は 2 期に分けて行い、第一期工事は平成 25 年 2 月 5 日から 3 月 29 日まで、第二期工事は同年 6 月 7 日から平成 27 年 3 月末までの工期で行った。

その他、中央エリア南東から北エリアに通じる私道は、途中で本殿を上から見下ろすような位置にあり、本来なかったものと思われるが、設置された年代は不明である。現在、参道やこれらの私道はアスファルトやコンクリートによる舗装がされているが、少なくともこれは指定後のものであろう。

第4節 北エリアの保存の現状

指定地の最も北側に位置するエリアである。本エリアは個人から明治29年(1896)4月10日に見付町に寄付された土地で、明治30年(1897)3月に完成した見付尋常小学校付属幼稚園の園舎及び園庭があった。しかし、中途から見付尋常小学校の第二副築として使用された。『沿革誌』によると、第二副築教場前が退校時の集合場所であった。さらに昭和期に園庭を含めテニスコートとして大きく改変された。

(1) 幼稚園・第三館(第二副築 通称：山の学校)

現在確認されている、淡海国玉神社境内で撮影された卒業写真の後ろにわずかに写っている古写真から、幼稚園舎(第二副築)は南寄りに建てられたと推定される。その規模は『見付町誌』『沿革誌』両方を勘案すると瓦葺平屋造、東西3間3尺(約6.0m)×南北10間(約18.1m)、35坪(115.5



図28 北エリア全体図

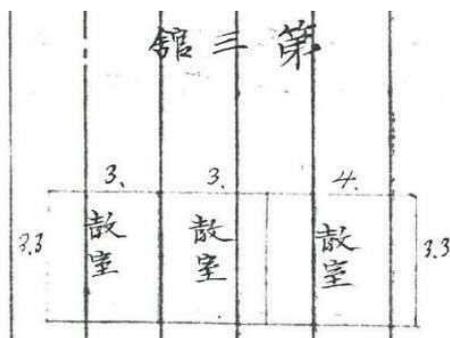


写真71 第二副築平面図(『沿革誌』より)

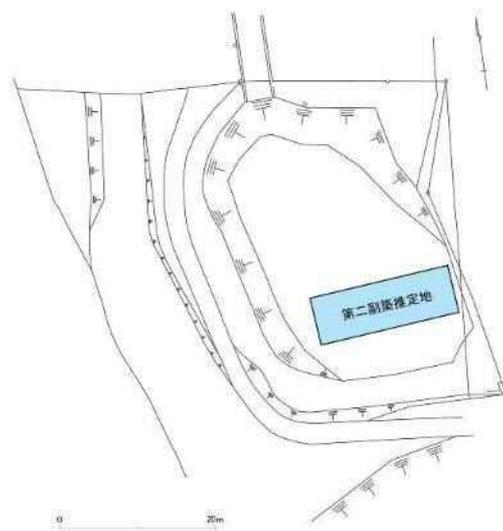


図29 幼稚園(第二副築)推定図
明治30年

m²)である。3室で構成され、外庇が3坪あり、便所に使用した、となっている。障子張りであったという証言があるが、ガラス窓もあったらしい。「暗い教室」だったという思い出を語る人が多い。

当時の在校生だった石川博敏氏（明治45年[1912]生）の回想によれば、「(大正9年度の第2学年時は)山のテニスコートの場所で二教室ぼろぼろ校舎でした。」とあるようにかなり傷んでおり、大正10年(1921)以降に取り壊されたと思われる。

(2) テニスコート

大正11年(1922)に見付体育会コートとして造成された(ただし完成時期は『磐田市体育史一創立30周年記念一』磐田市体育協会、1981年によった。同書では場所は「見付総社裏の掃射場跡地」としている。)、市内初の本格的なテニスコートであり、「山のコート」と呼ばれて親しまれた。当該地は昭和46年(1971)の塔之壇テニスコート造成前の測量図によれば、南北約30m、東西15~20m程度の楕円形状の窪地のような場所であったと推定され、ダブルス用コート(23.77m×10.97m)1面分が余裕をもって設置できる。

昭和31年(1956)2月作成の「五階校舎ト見付小学校ノ沿革」と題された年表

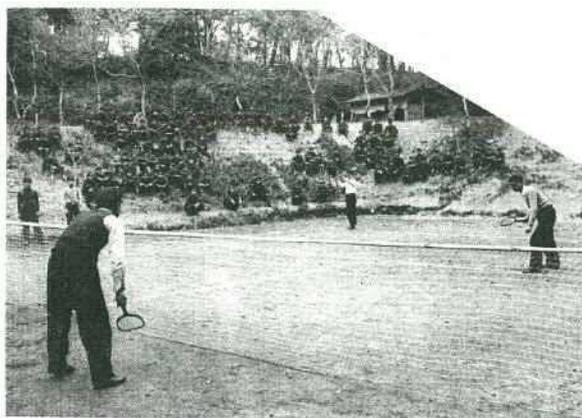


写真72 テニス風景

昭和16年(1941)3月
准教員養成所卒業記念写真帖か



図30 見付体育会コート推定図
大正11年(1922)

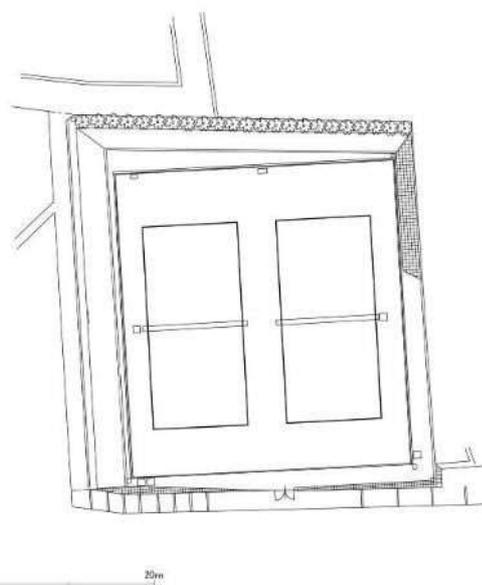


図31 塔之壇テニスコート跡平面図
昭和47年(1972)

には「塔之壇中段庭球コート跡」と記載されている。昭和46・47年度に塔之壇テニスコートとして造成された。コートは敷地面積1,400㎡で2面のコートを持ち、昭和47年(1972)7月にオープンした。昭和53年(1978)6月には夜間照明施設も完成した。

現在は建設部都市整備課の所管である。常時ではないが地元要望に応じて広場として活用している。



写真73 テニスコート跡現況 北西より



写真74 テニスコート跡現況 南東擁壁

(3) 保存管理

北エリアは明治30年(1897)3月に完成した見付尋常小学校付属幼稚園の園舎と園庭跡である。建物は第二副築として使用され、その後、大正11年に見付体育会コートとして造成され、准教員養成所時代(昭和14年[1939]9月～15年[1940]3月)に生徒の作業によって改修された。なお、西側には弓道場らしい施設があったらしい。

テニスコート跡地は、戦後は使用されず放置されていたらしい。昭和46・47年度に塔の壇テニスコート造成事業によって現在の地形に改変された。史跡指定後わずか2、3年後の出来事であり、無許可での現状変更にあたる。この工事によってどの程度かは不明であるが、明治期の運動場・大正期のテニスコートの姿が改変された。なお、同じ47年度に西側の塔之壇公園も整備され、パーゴラや外柵の設置工事が行われている。

平成28年度にテニスコートの廃止に伴い、現状変更の許可を受け12月21日から3月21日まで支柱や照明基礎の撤去、樹木の伐採工事を行った。



写真75 竣工時のテニスコート
(昭和47年[1972])

第5節 各種調査

(1) 建物の現況調査

平成29年2月に目視による状況調査を行った。その結果、緊急を要する修理や大規模な修理を行わなければならないほど破損していないことが判明した。壁面は看過できないような破損は生じていない。内部は大雨時に漏れた雨漏りの痕跡があるが、建物に重大な影響を及ぼすものではない。小屋組は土台等の腐朽が予想される。周辺状況としては、北側の日当たりが悪く、トイレや外階段の存在によって風通しも悪いため、土台の腐朽が予想される。

(2) 植生調査

令和3年10月から12月にかけて植生調査を行った。現地調査の結果、図31に示す通り、建造物や造成地である「建物等」が全体の約3割を占めた。サクラ類を中心とした花木などが植栽されている「植林地（植栽）」と、定期的に草刈りされている「草地（乾性）」を中心とした植生となっている。

このほか、調査地北西部の塔之壇公園ではシイ類を中心とした常緑広葉樹が優占し、その西側に落葉広葉樹林と竹林が存在する。

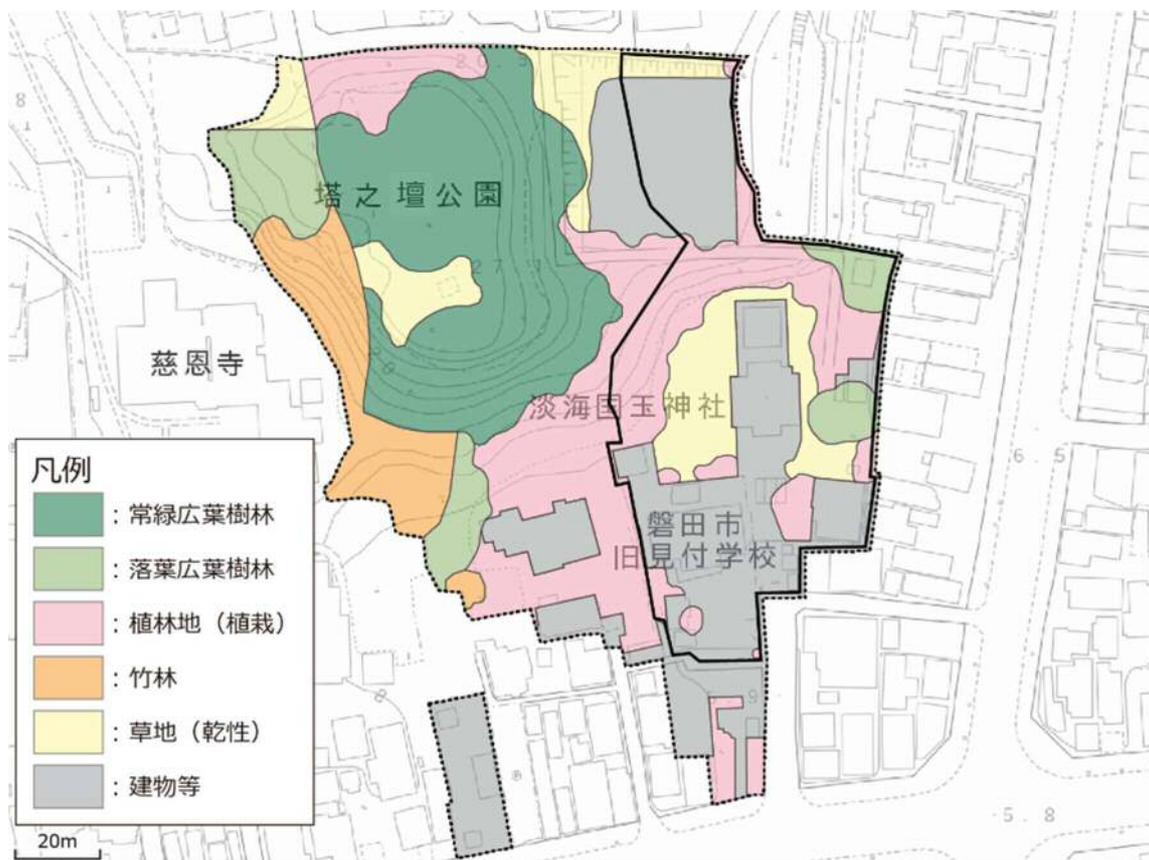


図32 相観植生図

(3) 石垣調査

令和3年2月に三次元測量を行い、その結果を浄書して下記の図を作成した。調査の結果、現状見えている石の下部にさらに大型の石が埋置されていることがわかるので、少なくとも80 cm程度の掘り込み地業を施していると考えられる。現状ではこの基礎石を最下部として積み重ね、石垣を構成していることがわかる。

7点の石については、建築以後に破損したと考えられる。

また、多くの石にはひびが認められた。ただし、石のほとんどは堆積岩で、層理が多く見られるため、建築以後に顕在化したものかどうかは判断できない。

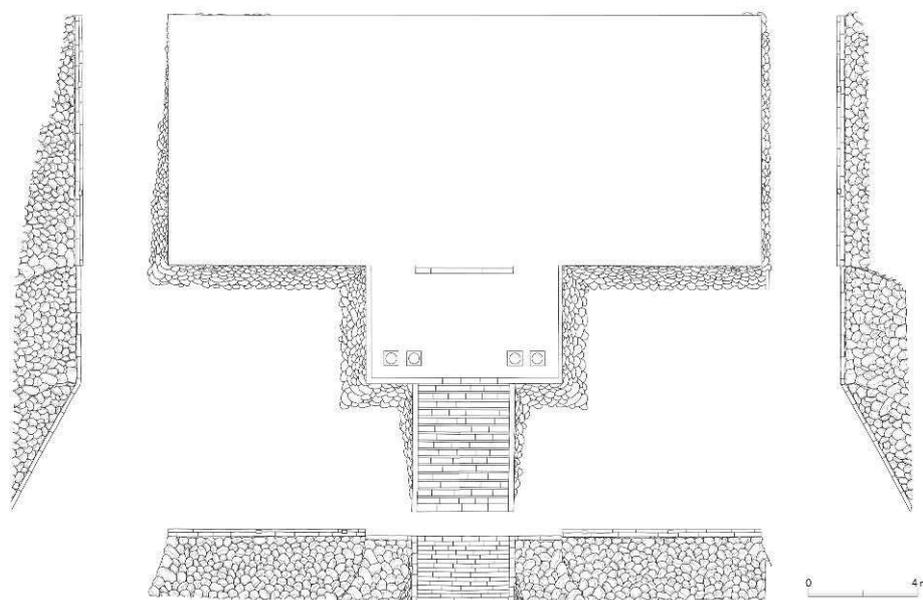


図 33 オルソ画像の浄書図面

(4) 地盤調査

令和2年2月に地盤の強弱や特徴を調査するため、調査ボーリング並びにスウェーデンサウンディング試験及び不陸調査を実施した。

本建物の地盤はN値が高く、支持層が砂質土であるため、比較的硬い地盤であることが明らかになった。支持層が砂質土であるため、地下水位も見られない。また、切土上の粘性土は、層厚が薄く、建物前面の石垣については沈下の可能性が低いものの、側方移動の可能性が残る。前面はほぼ切土上にあるが、側面及び背面は切土上に粘性の高い土にて盛土を施して建設している可能性があるため、盛土の含水が高くなっている。

建物床面における不陸調査の結果、一番低い箇所は北側中央部の柱で-29mmの数値が確認できた。また、全体の数値から、北側が低くなる傾向が見られた。

第6節 課題

(1) 史跡の保存管理に係る課題

a 指定地全体の保存管理に係る課題

史跡指定後も建造物が重要であるという認識が強く残り、史跡としての保存管理を行ってこなかった。そのため、過去には指定地の現状変更も指定地の保護という観点が軽視されてきた。また、標識・標柱・説明板等による史跡指定地の範囲の掲示、指定地境の標示杭による明示等がなされていないことも大きな課題である。

中央エリアについては宗教法人の所有地であり、市は管理団体の指定を受けていない。

南エリア・中央エリア境界に水路があり、国有地であると考えられることから、早期に国との協議を行う必要がある。

指定地の地下遺構の調査は行っておらず、第一副築・第二副築いずれも当初の位置が大まかにしかわかっていない。第一副築については、昭和31年時点で前野農協に移築されていたことが判明した。勤務していた職員なども存命者がいる。早期に資料収集を行う必要がある。第二副築（旧テニスコート）については大きな現状変更が加えられていることが明らかである。造成前の状態に戻すことも考えられるが、事実に基づいた復旧できるのか疑問である。また、市内初のテニスコートであったという歴史も、尊重すべき事項である。今後、これらの本質的価値を構成する要素についてさらなる資料収集を行い、適切な保存措置を講じていく必要がある。

b 防災・防犯に係る課題

防災面では消火訓練や消防設備の設置・改修など一定の対策がなされているが、今後一層の点検や訓練を継続し、同時に危険木・支障木の伐採等について検討していく必要がある。

また、支障木として樹根の伸張や根上がりにより、石積みや舗装のき損などの影響が懸念されたり、眺望を阻害している樹木が確認された。斜面地の樹木では倒木による斜面崩壊の拡大につながる樹木が確認された。地肌が露出した法面も見られる。竹の生育地が拡大した場合、既存の植生の被圧、建造物への影響が想定される。また、樹木の根上りによる歩行者（車椅子等）への移動阻害が懸念される。

危険木として、建造物の周辺に倒木の危険のある樹木が存在し、建造物をき損する可能性がある。また、倒木、落枝による利用者の事故の可能性も想定される。特に規模が大きく、倒木した場合の被害が大きいと予想される樹木について対策が必要である。

その他、淡海国玉神社周辺の草地において、メリケンソウの繁茂が確認された。不特定多数の人の利用が想定される広場であり、種実による怪我の可能性があるので注意が必要である。

c 周知に係る課題

所有者である宗教法人の役員や氏子総代などの関係者に対して、指定地の境界や指定地

内における現状変更の基準や手続きなどについての理解が進んでいない。

(2) 旧見付学校校舎および磐田文庫（歴史的建造物）の保存の課題

a 旧見付学校校舎に係る課題

旧見付学校校舎は、耐震診断が行われていない。したがって、どの程度の耐震能力を有しているのか、またどの部分を補強すれば耐震能力が向上するのかも調査していない。特に、4・5階は最も地震等の影響を受けやすく、危険度が高いが、現状では自由に見学者が見学することができるため、問題がある。

旧見付学校校舎は解体修理から40年以上（2023年で46年）が経過しており、今後の保存修理計画を作成するうえでの資料を収集し、計画的に工事を行う体制を整えておく必要がある。現況調査によっていますぐ修理が必要な深刻な状態ではないとされたが、長寿命化を図るため継続的・計画的に小修理を行う必要がある。

b 磐田文庫の課題

磐田文庫は、耐震診断が行われていない。したがって、どの程度の耐震能力を有しているのか、またどの部分を補強すれば耐震能力が向上するのかも調査していない。

解体修理から30年以上（2023年で31年）が経過しており、今後の保存修理計画を作成するうえでの資料を収集するとともに、長寿命化を図るため継続的・計画的に小修理を行う必要がある。

c 石垣をめぐる課題

旧見付学校校舎の石垣及び基礎工事の実態が明らかではない。石垣については丸石を使用した全国的にも類例のない珍しい積み方であり、どの程度の安全性が確保されているのかわかっていない。

今回の調査で石垣すべての石の三次元計測データが取得できたため、数年おきに経過観察を行う必要であるが、今回の所見でも一部破損した礫も観察されたため、今後破損が進行した場合の処置についても検討していく必要がある。

d 地盤調査の課題

旧見付学校附磐田文庫が立地する土地は磐田原台地斜面をL字状にカットしている場所のように見えるが、今回の調査結果では北側まで盛土した上に立地していることがわかった。ただし、下部地層は安定した磐田原礫層の地盤であり、建築物への影響は小さいことが判明した。逆に校舎の南半は切土によって下部の地盤が露出しており、より安定した地盤であることが判明した。不陸調査でも玄関周辺だけが6～7mm高く、さらに北側は南側に比べ約1cm低い数値となった。これは昭和52年の修理工事以後の経年変化であると考えられるが、北側が盛土でより弱い地盤に立地していることと関連する可能性がある。

今後、実際にトレンチ調査などの手段により、裏込め土の状況や石垣下部の地業のあり方について調査する必要がある。

(3) 周辺地に係る課題

指定地の西側に位置する大久保家は、本質的価値を構成する要素の一つである磐田文庫

を設立し、また同様に本質的価値を構成する要素である淡海国玉神社の神官をつとめ、子孫は見付町長として学校運営に尽力するなど、史跡の本質的価値を構成する要素に大きな役割を果たしてきた。これらを一体的に保護・活用する必要があるが、現在は無指定で個人の所有・管理を行うにとどまっている。

第4章 活用の現状と課題

第1節 現状

(1) 史跡の活用

南エリアのうち、前庭は平時・イベント時の活動にとって重要な場所となっている。来館者が最初に足を踏み入れる場所であり、ガイドを行うときの出発点でもある。また、記念写真やイベント時の体操授業の場所として活用している。

中央エリアの神社境内については、史跡としての活用はしていない。神社への参拝客が散策し、設置してあるベンチに腰掛け、景色を楽しんでいる。

北エリアについては、史跡としての活用はしていない。

(2) 旧見付学校校舎および磐田文庫の活用

旧見付学校校舎は1階から5階まで来館者に開放し、見学に供している。同様に磐田文庫も1階を来館者に開放している。

a 入館者数の推移

記録があるものでは最も古い昭和29年度の入館者数は4,431人であった。その後、国分寺収蔵庫が完成した昭和35年度以降は収蔵庫を利用した企画展などによって旧見付学校校舎の入館者は減少したが、修理工事が完了した昭和52年度に初めて1万人を超え、昭和50年代後半には企画展の開催などにより20,000人を超える入館者数を集めた。しかしその後平

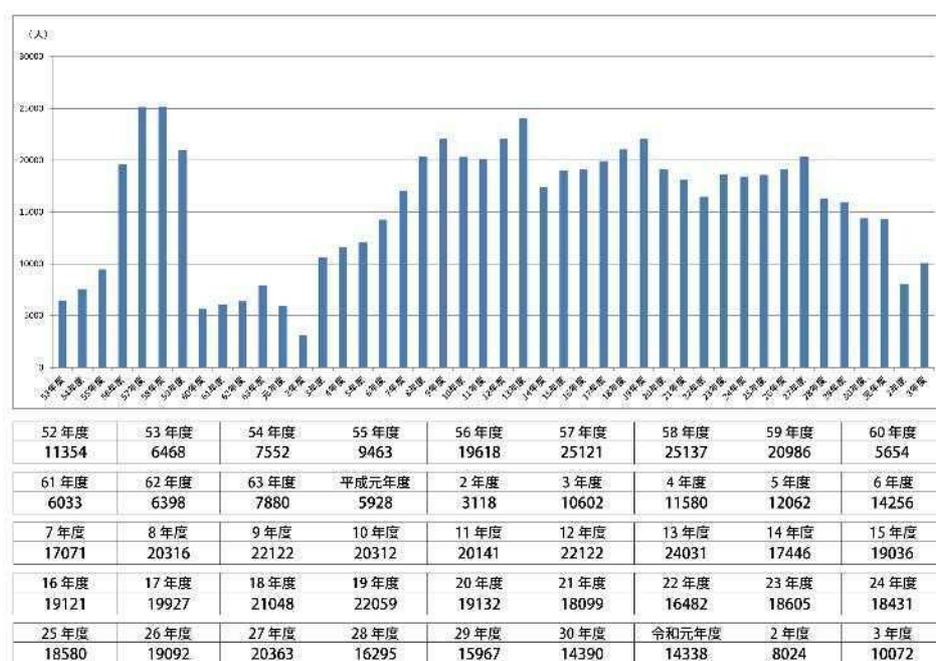


図34 入館者数の推移

成2年度までは工事による入館規制もあり、10,000人を割り込んだ。平成4年1月1日から名称変更を行い、企画展も開催したことで10,000人を回復した。平成8年度以降の20年間は平均して約2万人の入館者数となっていた。しかし、平成28年度以降は1.5万人程度と減少傾向にあり、令和2年度は8,024人と例年になく少なさであった。これには新型コロナウイルスの影響が大きいですが、旧赤松家など他の施設に比べても減少率が高い。

近年の傾向としては、特に小学生の減少が目立つ。小学生数の統計がある平成5年度以降では平成29年度以降4,000人を割り込んでいる。また、一般市民も8,000人前後の年度もあったが、近年は6,000人程度となっている。一般市民のリピーターの減少が背景となっていると考えられる。

b パンフレット及び解説本の発行

いつからパンフレットを配布していたかは不明である。現在確認できる最も古いパンフレットは昭和56年(1981)の記載がある「史跡旧見付学校のしおり」と題するモノクロ印刷のものである。その後、平成4年度にカラー印刷に改訂し、さらに平成18年度に改訂している。いずれも無料で配布している。平成19年度には児童用のパンフレットを新たに制作した。

詳細な解説本として「解説旧見付学校」がある。平成10～11年度に編集委員会を設置し、平成12年3月に刊行し、4月から定価1,000円にて販売した。その後、平成25年度に改訂し、旧見付学校に特化した内容とした。

土産品として、テレホンカード・絵葉書を製作し、販売している。

いずれも売れ行きは鈍っており、特にテレホンカードは需要が少なく、値下げや記念品として贈呈するなど、在庫を減らす努力を行っている。

c 常設展示

平成4年度に行った展示の見直しの設計に基づき、平成5年度から13年度にかけて展示備品・展示ケースの購入やサインボードの製作を行い、それまでの展示を一新した。館内を見学するにあたり、次のようなテーマに分けて展示を行い、見学者の便を図っている。

部屋の照明は昭和52年(1977)の保存修理時に蛍光灯に変えてランプ風のレトロなデザインとし、展示品の照明はスポットライトを、展示台は備え付けの間接照明を使用している。



写真76 昭和56年のパンフレット

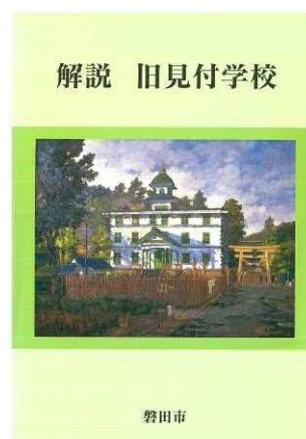


写真77 『解説 旧見付学校』

1階には明治時代の授業風景を再現した人形と木の机、椅子を設置し、石盤（複製）、教科書（復刻）を置いて、来館者に自由に書いたり読んだりしてもらっている。また、「昔の授業体験」の会場として使用している。

また、人形を配置した教員室の風景を再現している。

2階は教科書・学用品の展示、人形による子どもの日常を再現している。

3階は郷土資料・民俗資料の展示を行っている。

d 企画展の開催

企画展の開催は、昭和28年（1953）11月の開館記念展覧会以降、継続して行ってきた。

埋蔵文化財センターが建設された昭和61年度以降の35年間にも、延べ46回の企画展を開催している。開催期間はほぼ年間で、特別展というよりは常設展示に近い形態をとっている。

e イベントの開催

平成5年度から継続して「昔の授業体験（模擬授業）事業」として、小学生を対象にして緋の着物を貸与し、国語や音楽、工作などの授業を体験する事業を行っており、これまでに2,500名を超える小学生の受け入れを行ってきた。また、この類似企画として地元商店の協力を得て「緋の着物で散策事業」として散策をしたり、着物の貸し出しを行って写真撮影をする企画や、成人対象の授業体験や勉強会を行ってきた。

開校記念行事としては、平成7年度に120周年、17年度に130周年を迎え、卒業生や現在の在校生を招いて記念交流会を開催した。

また、入館者数10万人単位での記念行事も開催している。平成10年の10万人を皮切りに、令和元年に50万人を達成し、式典の開催と記念品の授与を行っている。

f 類似校交流事業

類似校交流事業は現存する擬洋風校舎が残る施設との交流を企図したもので、開智学校（長野県松本市）、開明学校（愛媛県西予市）、岩科学校（静岡県松崎町）、津金学校（山梨県北杜市）を対象とした。アンケートを送付して現状や課題の共有を図り、またパンフレットを交換して配布するといった活動を行った。これらの施設については写真パネルを掲示し、来館者への周知を行っている。

明治19年（1886）の教育令発布以前に建てられた学校校舎（「〇〇学校」という名称で開校した小学校）は全国で約40棟が現存しており、対象範囲を戦前の小学校まで広げれば



写真 78 復元教室（1階東側）



写真 79 校長室（1階）

約 280 棟あり、その内 120 棟以上が指定・選定・登録などの文化財保護措置が取られている。本来はこれらの全校を対象としてネットワーク化することが望ましいが、事務量は膨大であり、また他校からはそれほど手ごたえがないというのが印象である。

g ライトアップ

夜間のライトアップも毎年行っている。平成 23 年の東日本大震災で中止し、しばらく行っていなかったが、平成 27 年度に再開した。



写真 80 ライトアップされた
旧見付学校校舎

(3) 調査研究

調査研究はこれまでほとんど行ってこなかったが、本書の作成にあたっての資料収集の課程で沿革誌の複写及び磐田文庫目録の整理を行った。

(4) 情報発信

企画展やイベントの周知や結果の報告は市の広報や文化財課の広報誌である「いわた文化財だより」において行っている。「いわた文化財だより」は市のホームページでも閲覧できる。その他、「旧見付学校だより」を平成 18～20 年度まで紙媒体での配布を行い、一時中断したが平成 25 年度から現在までホームページでの配信で発行している。

コスプレによる撮影、及び結婚式の前撮りなどの目的での使用許可については、公序良俗に反せず、他の来館者の迷惑にならない限り適宜受け付けている。年間数件の依頼がある。

テレビ番組のロケ地としての利用についても歓迎している。東海道や市内をめぐる旅番組、グルメ紹介番組などでの依頼が中心である。1 例として、BS 朝日「百年名家」（令和 2 年 12 月放送）によって紹介された。

インターネットのブログなどでも多くの方々に取り上げられている。遠州地方や県内の方々による情報発信系のページや地域の見どころ紹介のページが多い。また、東海道や宿場をめぐったり、ウォーキングを行っている方々や、近代建築の紹介ページも多く見受けられる。

また、教育史や近代建築を紹介する書籍によって紹介されている。

第2節 課題

(1) 史跡の活用の課題

・園路・散策路やエリアごとの史跡としての特徴、価値の案内表示がなく、史跡としての利活用は皆無に近い。また、案内なども建物の説明に重点が置かれ、土地の説明は意識的に行っていない。

・周辺の関連文化財を巻き込んだ利活用が十分にはできていない。

また、受け入れにあたってのガイドラインが定められていない。

(2) 旧見付学校校舎および磐田文庫の活用の課題

・将来的にも継続して展示施設として使用し続けることが史跡の保存にとって適切かどうか検討していない。特に、重量のある展示備品等が床や柱に与える影響が課題となる。

・企画展は期間限定ではなく、次の展示替えまでの間もそのまま常設展として使用しており、特別な展示会になっていない。

・入館者数が下落傾向にあり、対策が必要である。特に小学生の利用が減少している。また市内在住者のリピーターが少なく、「一度行けばもう二度と行かない場所」になっている。

(3) 調査研究に係る課題

展示会等の開催に必要な教育資料、沿革誌などの整理作業も完了していない。資料の計測や写真等による記録などができていない。磐田文庫の所蔵図書も同様に整理が必要である。

(4) 情報発信の課題

・外国語の案内やパンフレット等が充実していない。

・明治時代に建設された類似施設との交流についても、アンケート調査やパンフレットの交換にとどまっている。

・「旧見付学校だより」は発行が不定期で内容にも計画性がなく、改善する余地がある。

・情報発信の方法も十分とはいえない。

第5章 整備の現状と課題

整備事業は南・中央・北の全エリアで排水路の整備を行っている。その他は南エリアのみ環境整備を行っている。見付学校校地における表裏門及び柵の設置、校舎裏のトイレ、旧見付学校・磐田文庫の案内看板各1基の設置、指定地外における駐車場の整備がある。その他、磐田文庫周辺の芝張り、北側の擁壁設置がある。

第1節 南エリアの整備(旧見付学校校舎周辺)

(1) 経過

a 史跡指定前の整備

昭和30年度に集中して環境整備を行っている。前庭の施設(門扉・自転車小屋・藤棚・便所・風呂場)の改修や北側の使丁室・物置・裏塀等の修理を行っており、昭和33年(1958)4月に塀を新設したとある。昭和41年(1966)には県費補助を受けて正門の修理・復元工事を行っている。昭和43年(1968)と45(1970)・46年(1971)にも外柵工事を行っている。

b 史跡指定後の整備

昭和53年度に前庭の整地(撤去)や古い工作物の撤去、門扉・外柵や既存の排水溝の延長や集水柵の設置等の工事を行った。本工事は昭和53年度国庫・県費補助金の交付を受け、昭和54年(1979)2月23日から3月28日まで行った。同時に市単独の付帯工事として池の撤去、門扉の復元や周辺の鉄平石張、排水溝の設置工事、西側の植栽工事などを3月10日から28日まで行った。排水溝は長さ33cmのU型側溝で、地表下44cmの掘削を行った。集水管は地表下46cm・長さ40cmの溝を掘削して径15cmの透水管を設置した。雨水柵は36cm四方のもので、62cm下まで掘削している。前庭全体を鋤取って不陸をなくし、砂利敷きを行ったため、現況地盤から19cm下まで盛土となっている。平成2年度には新たに管理棟(木造平屋建て・16.14㎡)の新築工事を行い、校内にあった受付や執務室を校外に移転させた。基礎工事に際して地表下36cmの掘削を行った。



写真81 昭和53年度環境整備工事
(柵 竣工)

平成7・8年度は正門・裏門・塀・外階段の改修工事や下水道管理設工事を行った。平成7年度は10月17日から1月12日にかけて裏門及び塀(延長78.85m)の改修工事を、平成8年度は11月21日から2月28日にかけて正門及び門扉、塀(延長9.9m)の改修工事を行った。また、平成8年9月12日～12月16日にかけて排水設備工事として配管68.62mの延長、枡17か所の設置、浄化槽や汚水枡等の撤去工事を行った。また、門・塀などの施設改修工事にあわせ、現況のような門から階段手前までの舗石張り工事を行った。

平成15年度にはポンプ室の南側にあったサクラの、埋蔵文化財センター敷地内への移植工事を行った。平成23年度には防災設備やトイレ排水管の修理を行った。

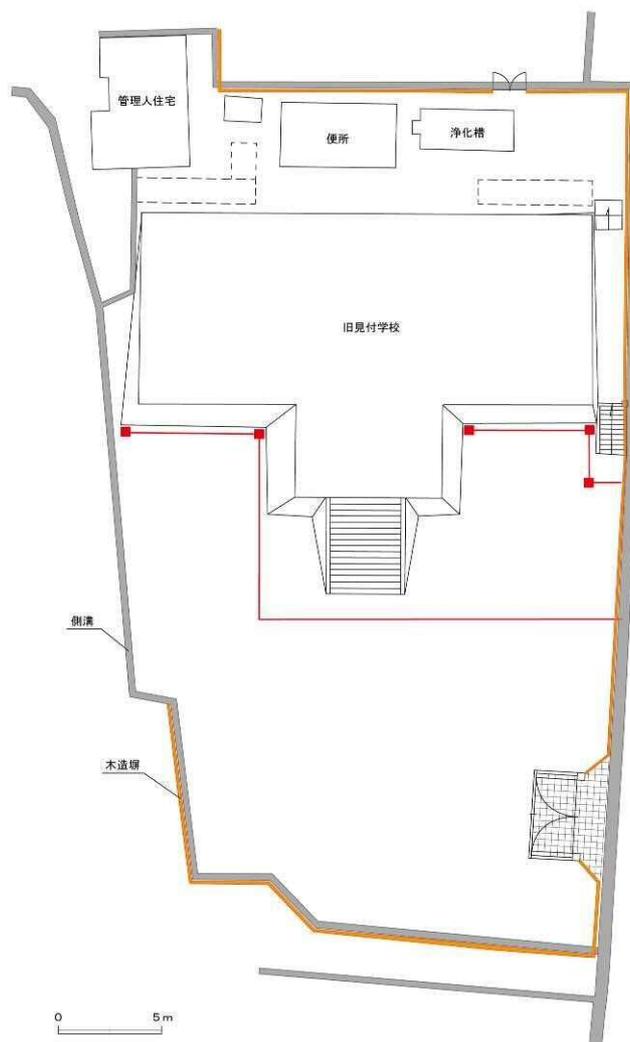


図 35 昭和 53 年度環境整備工事平面図

(2) 現状

a トイレ

校舎北側。コンクリートブロック造平屋建、16.10㎡。床面積7.15㎡の鉄骨造平屋建の渡り廊下が附属する。昭和51年(1976)の解体修理工事以前にも同じ場所があり、工事の際に一旦撤去され、その後新築された。工事は昭和52年(1977)9月6日～11月5日まで行われた。

トイレ東側には浄化槽が設置された。昭和



写真 82 トイレ現況

52 年（1977）に設置されたものである。平成 8 年度に下水道供用に伴う排水設備工事の際に撤去された。

b 案内板

案内板は門入口左側や階段手前、木柵内側への取り付けなど、時期によって設置場所を何度か変えている。現在の看板設置工事は平成 3 年度に行ったものである。平成 8 年度には利用案内等の看板を扉に取り付けている。



写真 83 案内看板現況

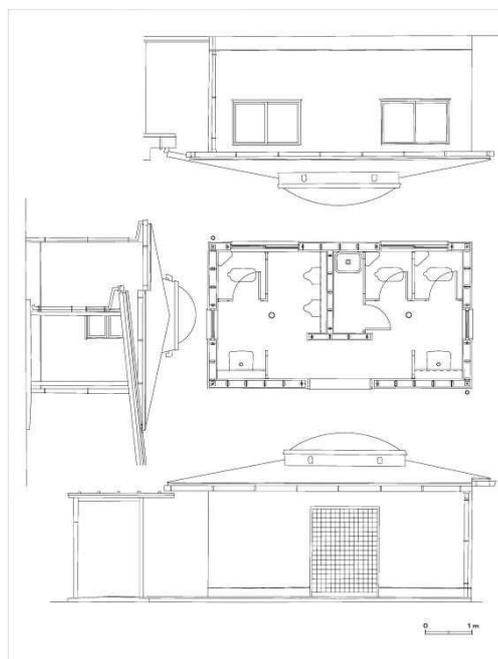


図 36 トイレ実測図

c 門および木柵

校地全体を一周する。建設当初から東西両側に木の門柱一对と木柵が作られていた。現在よりもやや間隔が密なものであったようである。その後、見付高等裁縫女学校時代（大正 14 年[1925]～昭和 14 年[1939]）には柵がなくなっており、楨囲いにコンクリートまたは石積みの標柱に代わっている。続く磐田病院時代（昭和 21[1946]～27 年[1952]）も同様であるが、その後石積みの標柱は北側の一部がなくなり、楨囲いは木柵に戻され、昭和 53 年度の環境整備工事によって新しい木柵と木の門柱を復元し、見付尋常小学校～見付尋常高等小学校時代（明治時代中・後期）の状態に復した。



写真 84 門柱付近現況

なお、南側の門柱には「第壱番小学 見付学校」の表札レプリカと、その南側の柵には「入館案内」を、北側の門柱には「磐田市旧見付学校」の表札及び北側に説明板を、それぞれ設置している。

d 駐車場

敷地南側の指定地外であるが、3 台分の駐車場を整備した。整備時期は見付本通り広場

公園が整備された昭和 55 年度ごろと思われる。さらに平成 17 年度より西側敷地を借り受け、6 台分の駐車場として整備した。

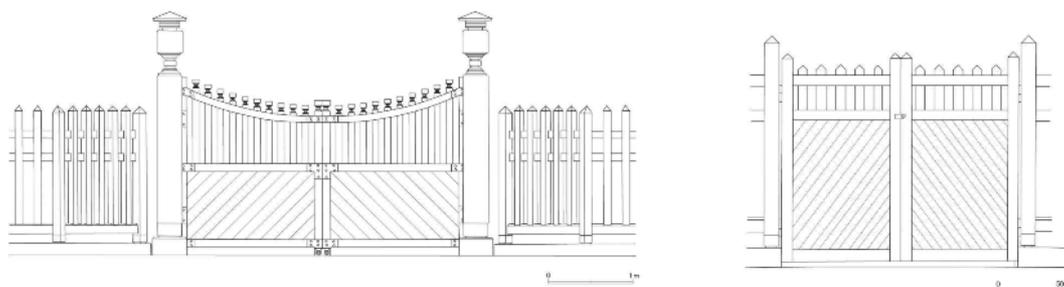


図 37 正門・裏門立面図

第2節 南エリアの整備(磐田文庫)・他のエリアの整備

(1) 南エリア(磐田文庫)の経過

平成3～4年度の解体復元工事の際に北側斜面に擁壁を設置して崩落防止処置を行った。また、環境整備工事としてフェンスの設置や旧見付学校校舎からの通路の設置、芝張り等を行った。案内板設置工事は平成5年に行った。

(2) 南エリア(磐田文庫)の現状

a 案内板

旧見付学校校舎から磐田文庫に至るルート上とし、平成5年度に設置工事を行った。

b 擁壁

平成4年度に北側斜面に擁壁を設置して崩落防止処置を行った。



写真 85 案内看板現況



写真 86 環境整備工事竣工状況



写真 87 北側擁壁の現況(西から)

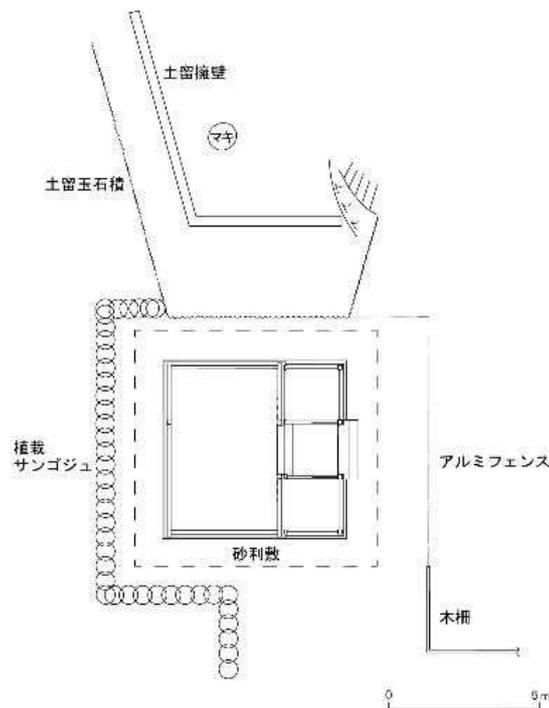


図 38 周辺環境整備工事等平面図

(3) 中央エリア・北エリアの整備

両エリアともに史跡としての整備は行っていない。

第3節 課題

(1) 史跡の整備の課題

・史跡として指定されていることについて理解しないまま整備を行っているため、歴史的な建造物の周辺のみでの整備にとどまっている。

・来客者に史跡指定地の範囲を示しておらず、また史跡内をどのように見学してもらうかという導線計画・サイン計画がないため、全員が旧見付学校校舎や磐田文庫の建造物を見学するのみで帰ってしまう。淡海国玉神社の参拝者も指定地の範囲を歩いている自覚はない。よって、史跡を歩く大半の客が、史跡に対する理解が得られない。

・北エリアにはテニスコートが造成され、大きく改変されている。中央エリアも北エリアに行く舗装路が作られ、現状が変わっている。

・中央エリアは近年植栽された樹木が多く見られ、南・北エリアとは調和しない。

・敷地内に管理棟やトイレがあり、景観を阻害している。

・現在南エリアを囲郭する木柵は開校時のものと形状や色が異なる。再整備の際には以前の形状に戻すか、歴史的建造物と誤解を招かないような現代的なデザインにする必要がある。



写真 88 駐車場の現況

(2) 周辺地の整備の課題

駐車場については現在借地部分を含め9台分が確保されているが、進入路が狭く、借地部分についてはバックで進入しないと駐車することは難しい。大型バスが駐車する場合は他の車の駐車はできず、また誘導員がいなければ駐車できない。

・駐車場の南側に見付本通り広場が隣接している。開園当初は比較的に見晴らしがよい公園であったが、その後樹木が大きく繁茂して東海道からの景観が悪いなどの問題がある。ベンチやトイレも経年劣化している。

・これら南側の土地利用を総合的に検討し、地元住民や見学者にとって最善の方法を検討していく必要がある。



写真 89 竣工当時の本通り広場
(昭和56年[1981])

第6章 運営・体制の整備の現状と課題

第1節 経過

旧見付学校校舎は昭和 28 年（1953）に市立郷土館として磐田市立郷土館条例（昭和 28 年磐田市条例第 20 号）に基づき設置された。同時に郷土館協議会も設置されたが、当初の段階から専門委員会と運営委員会を持ち、地方文化財保護審議会としての性格を有していた。昭和 28 年度に準備委員会を設置し、翌 29 年（1954）5 月 31 日に第 1 回専門委員会が開催された。後年に磐田市文化財の保護に関する条例（昭和 34 年 7 月 30 日条例第 16 号）が制定され、専門委員会は磐田市文化財専門審議会として別組織となった。「保護審議会」ではなく「専門審議会」という名称になったのはこうした背景があったからだと思われる。

磐田市立郷土館条例は昭和 61 年（1986）に磐田市埋蔵文化財センターの設置に伴って改正され（昭和 61 年 12 月 18 日条例第 29 号）、また平成 4 年に再改正して市立郷土館から磐田市旧見付学校に名称変更した。

初代館長は教育長であった磯部勇が兼務した。のち、教育委員会事務局に社会教育課が設置され、社会教育係が所管することとなった。昭和 33 年（1958）4 月 1 日からは全国に先駆けて文化財の専門職員が配置された。46 年度には社会教育課に文化財保護係が設置され、郷土館を含めた文化財全般を所管することとなった。さらに、昭和 55 年度からは郷土館が課に昇格し、57 年度には専門職員 4 名が在籍することとなった。62 年度には磐田市埋蔵文化財センターの建設に伴って文化財課が設置され、旧見付学校校舎を含む史跡、及び郷土館を含む所管施設の管理は庶務係が所管することとなった。現在は庶務係から名称変更した管理グループによって運営されている。

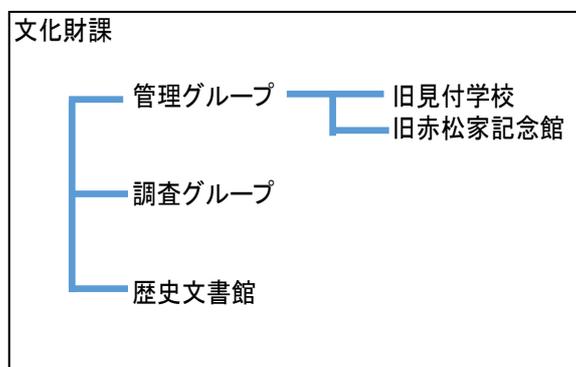


図 39 文化財課組織図

第2節 現状

（1）旧見付学校校舎および磐田文庫

現在は磐田市旧見付学校条例（平成 17 年 4 月 1 日条例第 110 号）・磐田市旧見付学校条例施行規則（平成 17 年 4 月 1 日教育委員会規則第 29 号）に基づく施設である。また、管理については同条例第 5 条に基づいて設置されている旧見付学校協議会を年 2 回程度開催し、意見を問うている。しかし、協議会は博物館法に基づく会のため、史跡に関する運営

管理に関する事項は、上位に位置付けられる磐田市文化財保護条例（平成 17 年 4 月 1 日条例第 108 号）及び磐田市文化財保護審議会条例（平成 17 年 4 月 1 日条例第 22 号）に基づいて開催される審議会で審議・報告を行っている。

令和 4 年度の管理グループの人員は正規職員 4 名、会計年度任用職員 8 名である。事務分掌のなかで文化財課管理グループの職員 1 名を施設担当職員に、1 名を史跡管理担当職員に充てている。

日常業務については「旧見付学校事務マニュアル」を作成し、毎年更新している。

日々の施設管理は施設の会計年度任用職員 3 名が交代で勤務している。うち 1 名は施設長としている。館内案内及び展示等は施設長のみの職掌となっている。また、旧赤松家記念館にも同様に 3 名の会計年度任用職員がおり、施設間の交流を行っている。

旧見付学校ボランティアの育成も行っている。令和 4 年度末現在 13 名が在籍し、旧赤松家ボランティアと合同で研修を受けてもらい、イベントの補助や観光客等の案内に従事してもらっている。令和 2・3 年度は新型コロナウイルス拡大防止の観点から研修などが中止され、また一時休館の措置も行ったため、案内業務の機会も大きく減少した。

（２）淡海国玉神社

宗教学法人である淡海国玉神社によって管理されている。代表役員は矢奈比売神社の役員が兼務している。また、見付三社氏子崇敬者会として淡海国玉神社、矢奈比売神社及び天御子神社の三社とも同じ氏子による奉仕を受けている。

（３）外部団体との連携

市は民間団体によるイベントとして、「いわた大祭り」及び「見付宿たのしい文化展」への協力を行っている。「いわた大祭り」は実行委員会形式で平成 12 年度から、「見付宿たのしい文化展」は静岡県から、ふじのくに文化財保存・活用支援団体に認定されている「見付宿を考える会」の主催で平成 15 年度から毎年 1 回開催している。前者は旧見付学校校舎前に本部が設置される。後者は見付地



写真 90 旧見付学校協議会の様子
（平成 22 年度）



写真 91 見付宿たのしい文化展
（旧見付学校校舎を会場としたハンドベル）

区内のさまざまな場所を利用したもので、旧見付学校校舎や淡海国玉神社、大久保家もそれぞれポイントのひとつとして演奏会やフリーマーケットなどを行っている。

また、観光協会もパンフレットの作成などを行っており、観光ボランティアガイドも史跡周辺の案内を行っている。

（４）防災・防犯の実施体制

災害対策については、「磐田市地域防災計画」を踏まえ、「災害対策本部文化財班（文化財課）における防災マニュアル」に基づき、平常時の防災対策に努めるとともに、災害発生時の避難誘導や被害状況の確認、組織などについて規定している。また、発災時の対応については「非常時優先業務マニュアル」（令和元年12月作成）がある。

外部との連携については「静岡県文化財保存活用大綱」に発災時における連絡体制、及び文化財レスキューの実施体制が規定されている。

本市は全国史跡整備市町村協議会及び日本博物館協会・静岡県博物館協会の一員である。また、静岡県が主催する「静岡県文化財等救済ネットワーク」に加盟している。これら加盟機関を通じて防災体制の整備に関する助言や、災害発生時の情報収集・救済を受けることが可能である。

（公財）静岡県建築士会ヘリテージセンターでは非常時における歴史的建造物の調査マニュアルを作成しており、被災時には関連団体と連携し、情報収集や初期対応を行う体制が取られている。

防犯については防犯カメラを設置するとともに、近隣の警察署や交番の所在を確認し、事案が発生した場合は情報交換を行っている。

（５）指定地および周辺地の管理

北エリアを含むテニスコートおよび西側の塔之壇公園や、見付本通り広場については、都市整備課が所管し、日常管理を行っている。

第3節 課題

(1) 人的資源の強化に係る課題

担当する正規職員も異動時に建造物や近代教育等に関する知識があるわけではなく、学芸員有資格者ではない。担当職員になった時点で学習を重ねることになる。施設職員も、教職にあった者であるが、史跡や近代教育や近代建築についての専門家ではない。こうした状況で専門性をどう担保していくかが課題である。

ボランティアについては、人数が減少傾向にあること、高齢化が進んでいることに加え、新型コロナウイルスの拡大によって、活動機会が減少したことが大きなダメージとなっており、今後アフターコロナをどう生き抜いていくかが大きな課題である。

(2) 審議会等に係る課題

協議会については条例には役割の記述がなく、位置づけが明確でない。また市からの諮問事項があるわけではないため、事務局からの年度当初の事業予定や、前年度の事業報告等の議事に終始してしまい、会自体が形骸化している点が挙げられる。文化財保護審議会においても日常的な管理・活用に係る事業内容等の報告は行っていない。

(3) 連携の強化に係る課題

市役所内部の連携については、都市整備課・広報広聴・シティプロモーション課・経済観光課・学校教育課といったさまざまな部に属する課との連携が求められる。現状では一定の連携がなされていると言えるが、将来にわたって継続していけるかが課題であるといえよう。

見付地区においては見付宿を考える会が大きな役割を果たしている。磐田市文化財保存活用地域計画や、本計画の作成協議会に参加しており、近年は、連携が取れている理想的な状態であると考えている。磐田市観光協会やいわた観光ボランティアガイドについても継続的に連携している。こうした連携を将来にわたって継続していけるかが課題である。

(4) 防災・防犯体制に係る課題

防災や防犯については、市役所内部の体制と、関連団体との連携がある。非常時に備えて体制を確認しておく必要がある。

(5) 所管に係る課題

北エリアについては市有地であるが、都市整備課が所管している。また、指定地南側に位置する見付本通り公園も、一部は駐車場として利用しているが都市整備課の所管である。指定地である前者は当然のことながら、後者も周辺地を含む整備や活用を行う場合に不可欠な土地であり、文化財課へ移管して一体で検討を行う必要がある。

第7章 大綱及び基本方針

第1節 大綱

これまでに示した史跡旧見付学校附磐田文庫の保存修理・整備・活用・運営体制に係る現状を踏まえ、史跡の望ましい将来像として以下のように大綱を定める。

○我が国の近代初等教育の出発点として、国民共有の財産であり、これを確実に未来に引き継ぐ。

○磐田市における地域教育の原点であり、学びの場として活用する。

○地域の住民のまちのシンボルを一層親しみやすいものとする。

○ふるさとを愛し、郷土を誇りに思うところを醸成する。

この大綱を実現していくための具体的な方針を以下の4項目にまとめる。

(1) 保存管理の基本方針

史跡を着実に継承し、未来に残していく

歴史的建造物の長寿命化を図る

(2) 活用の基本方針

史跡の活用を一層拡大・充実させ、あわせて情報発信を図る

史跡に係る資料を調査研究し、その価値を解明する

(3) 整備の基本方針

明治期の学校を彷彿とさせ、史跡全体が調和する公園となるよ

う周辺地を含めた環境整備に向けての準備を行う

(4) 運営体制の基本方針

課内・市役所内の運営体制を強化し、審議会の見直しを図る

民間団体や大学など外部団体と連携する

第2節 基本方針

(1) 保存管理の基本方針

a 史跡の保存管理

保存管理

- 史跡の本質的価値を次世代に継承していくため、史跡の保存修理・管理を確実に行う。
- 指定地の明示や境界杭の設置を行う。
- 史跡の本質的価値を構成する諸要素や、景観の保全のための日常管理を行う。
- 宗教法人と管理団体の指定について協議する。
- 国有地について協議を行う。

防災・防犯

- 設備点検を行い、万全の体制を作る。
- 防災訓練や講習会を開催する。
- 樹木伐採や排水・法面对策を行う。

周知

- 現状変更の基準や手続きを明確に示し、土地所有者や関係者の理解を得た適切な保存管理を図る。

b 旧見付学校校舎および磐田文庫（歴史的建造物）の保存管理

- 旧見付学校校舎および磐田文庫ともに耐震診断を行い、その結果をもとに耐震補強を含めた保存修理計画の策定を行う。
- 石垣の経年変化や指定地の発掘調査を行い、保存管理上の資料を得る。

c 周辺地の追加指定の方針

- 本質的価値を構成する諸要素に密接に関連する土地について、追加指定の意見具申を行う。

(2) 活用の基本方針

a 史跡の活用

- 案内看板の改訂や散策マップの作成を行う。
- 史跡指定地であることを意識し、周辺地を含めた活用を行う。

b 旧見付学校校舎および磐田文庫の活用

- 展示施設としての活用方法を再検討する。
- 小学生を中心とした活用を最も重要な事業として位置づけ、推進していく。
- 一般市民を対象とした活用事業を行う。

c 調査研究

- 関連する諸要素である教育資料等の整理や活用を行う。

d 情報発信

- ・外国人向けの情報発信を行う。
- ・類似施設との交流を行う。
- ・広報や旧見付学校だよりを充実させ、報道、デジタルコンテンツを用いたPRを行っていく。

（３）整備の基本方針

a 史跡の整備

- ・将来的な整備基本計画の策定に向けての資料収集を行う。
- ・北エリアのテニスコートを撤去する。
- ・中央エリアの所有者である宗教法人と社叢保全と植栽樹の伐採について協議する。
- ・管理棟やトイレの移設について、周辺地の整備を含めた可能性調査を行う。
- ・門・木柵についての資料を収集し、往時の環境復元についての資料を得る。

b 周辺地の整備

- ・指定地周辺について、駐車場の拡大や見晴らし、管理棟・トイレの移設を含めた整備に向けて関係機関との協議を行う。
- ・危険木・支障木の伐採や排水対策・法面对策を行う。

（４）運営・体制の整備の基本方針

a 人的資源の強化

- ・研修やマニュアルの作成などを通じ、職員の資質向上をめざす。
- ・ボランティアの育成を推進する。

b 審議会等の充実

- ・文化財保護審議会・旧見付学校協議会の充実を目指す。

c 連携の強化

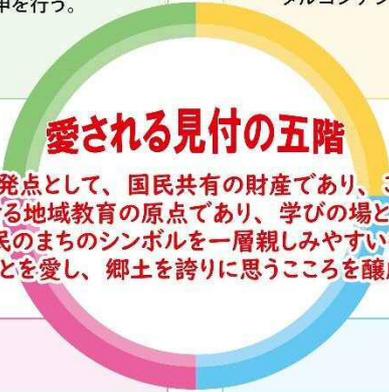
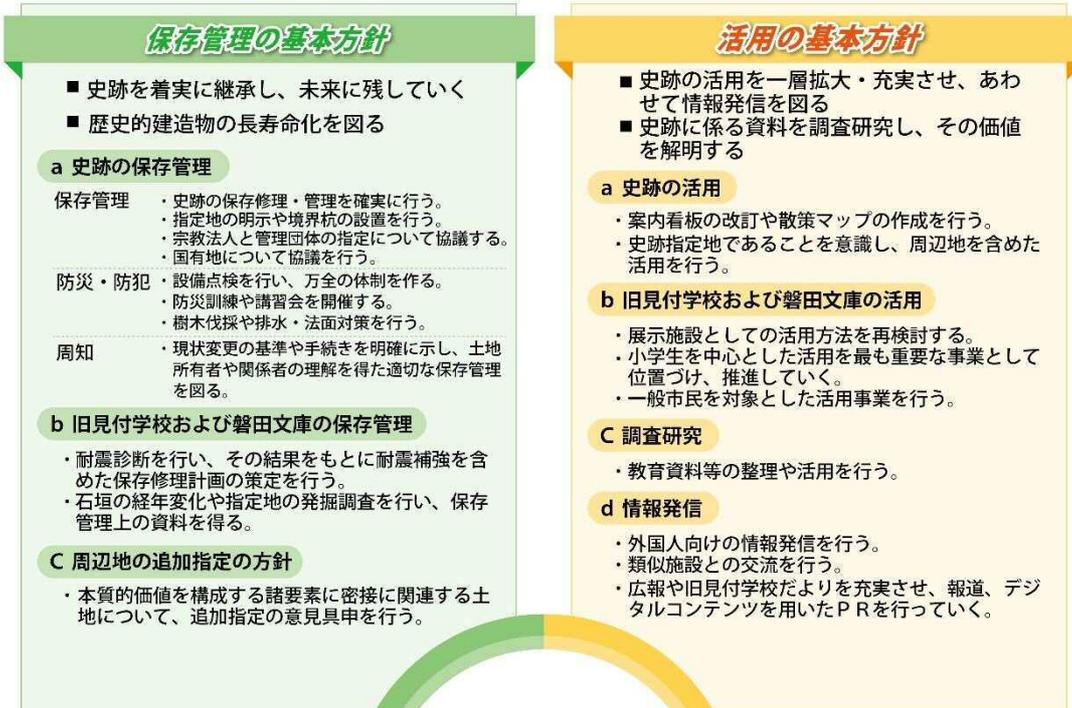
- ・市役所内の連携を強化し、情報交換を密にする。
- ・民間団体や大学などの研究機関との連携を強化する。

d 防災・防犯体制

市役所内の体制と関連団体の体制に分けて整理し、非常時に備える。

e 所管換え

北エリアおよび見付本通り公園について、所管換えを行う。



我が国の近代初等教育の出発点として、国民共有の財産であり、これを確実に未来に引き継ぐ。
 磐田市における地域教育の原点であり、学びの場として活用する。
 地域の住民のまちのシンボルを一層親しみやすいものとする。
 ふるさとを愛し、郷土を誇りに思うところを醸成する。

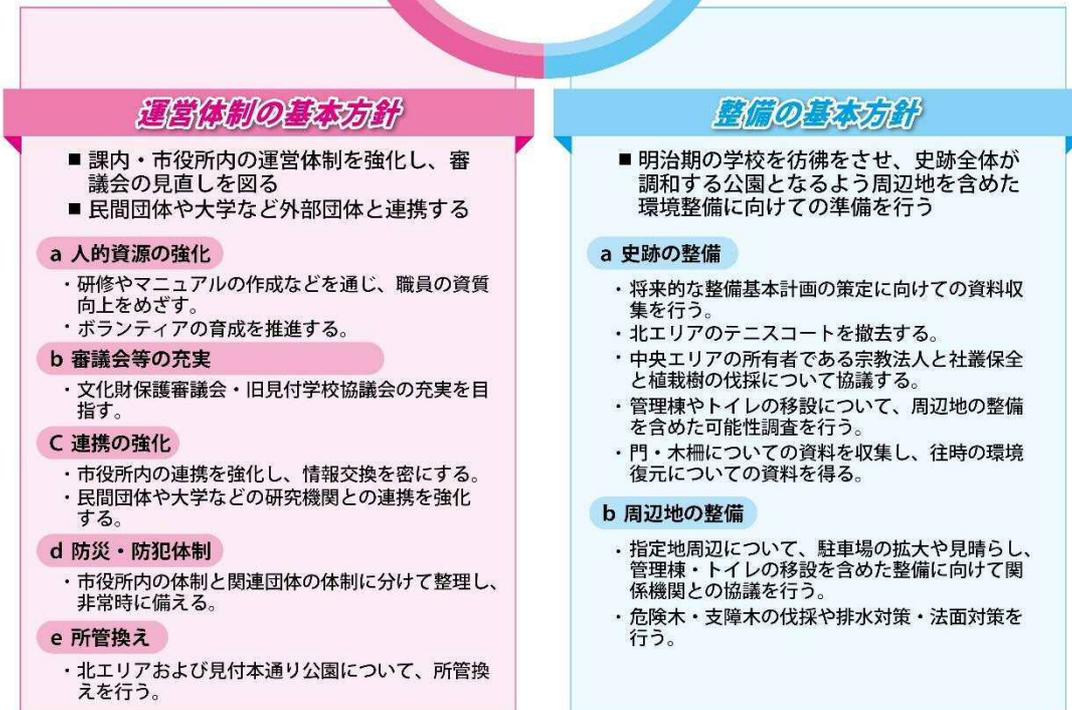


図 40 大綱・基本方針模式図

第8章 保存の方向性と方法

第1節 方向性

(1) 史跡の保存管理

a 指定地全体の保存管理

・史跡および本質的価値を構成する建造物の保存や景観の保全のための日常管理を行う。具体的には目視等による定期的なチェックを行い、必要に応じて専門機関による診断を行う。また、き損箇所及び可能性の高い場所の定期的な診断を行い、史跡の保全に影響がないよう万全を期する。万が一き損している場合は迅速に修理し、長寿命化を図る。

・標識・説明板・境界標等について、速やかに設置または改修を行う。

・宗教法人の所有地や国有地について、市が所有する土地と一体的に管理・整備を行えるような環境を作る。

b 防災・防犯

・定期的に防火・防犯設備の点検を行い、万全の体制を作る。

・危険箇所の点検や消防・避難訓練等を継続し、救急救命講習会を開催する。

・史跡の本質的価値を損なう恐れのある危険木・支障木については伐採する。また史跡に影響を及ぼす可能性のある排水対策・法面对策を講じる。

c 現状変更の取扱方法・基準の周知

・指定地内の現状変更の基準や手続きを市有地である南エリア・北エリアと、淡海国玉神社所有地である中央エリアに分けて具体的に示し、土地所有者や関係者の理解を得た適切な保存管理を図る。

(2) 旧見付学校校舎および磐田文庫（歴史的建造物）の保存管理

・2棟の歴史的建造物について耐震診断を行う。その結果をもとにした耐震補強の方法について検討し、保存修理計画を策定する。

・石垣についての経年変化の観察を継続的に行う。一定期間を経て三次元計測を実施し、比較検討を行う。

・保存管理の資料とするため、指定地内の発掘調査を行い、痕跡調査や裏込め土や掘り込み地業などについてのデータを得る。

(3) 周辺地の追加指定の方針

指定地内の国有地および指定地の西側に位置する大久保家について、所有者等の同意を得て追加指定の意見具申を行う。

第2節 保存管理

(1) 日常管理（史跡）

施設職員が半年に一度、現状変更の有無について巡回し、目視等による定期的なチェックを行う。チェックにあたっては以下のようなチェックリストを作成する。また定点での写真撮影を行って経年変化が追えるようにする。

万が一き損等の現状変更が見られた場合は、文化財課管理グループに連絡し、本課職員が現状を確認したうえで県文化財課への報告を行う。

表6 日常管理（史跡）チェックリスト

チェック場所		チェック項目	診断結果		特記事項
南エリア	前庭	土砂の露出、掘削痕がないか	○	×	
	校舎北側	土砂の露出、掘削痕がないか			
	磐田文庫周辺	擁壁に異常はないか			
中央エリア	社殿周辺	土砂の露出、掘削痕がないか			
	境内西側	斜面部に異常はないか			5月のみ
		メリケントキンソウが繁茂していないか			
	境内北側・東側	斜面部に異常はないか			
新たな植樹はないか					
北エリア	全体	土砂の露出、掘削痕がないか			

(2) 日常管理（旧見付学校校舎および磐田文庫【歴史的建造物】）

施設職員が月に一度、目視等による定期的なチェックを行う。チェックにあたっては以下のようなチェックリストを作成し、また定点での写真撮影を行って経年変化が追えるようにする。

万が一部材等の劣化や、き損等の現状変更が見られた場合は、文化財課管理グループに連絡し、本課職員が現状を確認したうえで速やかに県文化財課への報告を行う。

チェックによって万が一き損・劣化が認められる場合は専門機関の診断を行い、その結果に応じて迅速に修理し、長寿命化を図る。

また、定期的に専門機関による診断を行う。また、き損箇所及び可能性の高い場所の定期的な診断を行い、建物の保全に影響がないよう万全を期する。

表 7 日常管理（旧見付学校校舎および磐田文庫）チェックリスト

チェック場所		チェック項目	診断結果		特記事項	
外面	南面	壁面	漆喰がひび割れていないか 汚れていないか	○	×	
		屋根	凹凸がないか 破損はないか			
		樋	破損はないか 壁面が汚れていないか			
	西面	壁面	漆喰がひび割れていないか 汚れていないか			
		屋根	凹凸がないか 破損はないか			
		樋	破損はないか 壁面が汚れていないか			
	東面	壁面	漆喰がひび割れていないか 汚れていないか			
		屋根	凹凸がないか 破損はないか			
		樋	破損はないか 壁面が汚れていないか			
	北面	壁面	漆喰がひび割れていないか 汚れていないか			
		屋根	凹凸がないか 破損はないか			
		樋	破損はないか 壁面が汚れていないか			
	玄関		柵は腐食していないか			
	階段		手すりが腐食していないか			
石垣		割れ礫の状態は変わっていないか				
内部	1階	壁面・柱	汚れや破損・ヒビはないか			
		天井	凹凸や汚れはないか			
		扉・窓	枠の破損はないか			
	2階	壁面・柱	汚れや破損・ヒビはないか			
		天井	凹凸や汚れはないか			
		扉・窓	枠の破損はないか			
	3階	壁面・柱	汚れや破損・ヒビはないか			
		天井	凹凸や汚れはないか			
		扉・窓	枠の破損はないか			
	4階	壁面・柱	汚れや破損・ヒビはないか			
		天井	凹凸や汚れはないか			
		扉・窓	枠の破損はないか			
	5階	壁面・柱	汚れや破損・ヒビはないか			
		天井	凹凸や汚れはないか			
		扉・窓	枠の破損はないか			

（3）国有地における手続き

南エリアの北側および東側の水路については無番地で国有地であると思われる。当該土地について、財務省（静岡財務事務所）と協議を行い、測量を行って土地境界の確認や地籍の確定を行い、法務局への登記手続きを経て譲渡もしくは買収を行って市有地とする手続きを行う。

(4) 標識等

・標識・説明板・境界標等のうち、標識は未設置である。また、説明板は設置しているが、規則に準じた内容とはなっていない。境界標は一部のみ設置してあるが、全部ではなく素材・規模が要件を満たしていない。

これらの標識等については、下記の「史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則」に従った内容で、できるだけ速やかに設置または改修を行う。

(5) 管理団体の指定

中央エリアについては淡海国玉神社の所有であり、保存管理や整備にかかる事業は法人が行うこととなる。

しかし、指定地全体を調和的に整備するためには、市が一体として事業を行うことがスムーズである。

そのため、文化財保護法第 113 条に規定する管理団体の指定を受けるよう神社と協議を行う。

【参考】文化財保護法

(管理団体による管理及び復旧)

第百十三条 史跡名勝天然記念物につき、所有者がないか若しくは判明しない場合又は所有者若しくは第百十九条第二項の規定により選任された管理の責めに任ずべき者による管理が著しく困難若しくは不適當であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な管理及び復旧(当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該史跡名勝天然記念物の所有者の所有又は管理に属するものの管理及び復旧を含む。)を行わせることができる。

2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。

3 第一項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人に通知してする。

4 第一項の規定による指定には、第百九条第四項及び第五項の規定を準用する。

表 8 史跡名勝天然記念物標識等
設置基準規則に基づく標識等の設置基準

標識	素材	石造 (特別の事情があるときは金属・コンクリート・木材 その他石材以外の材料)
	記載事項	史跡 旧見付学校附磐田文庫 文部科学省 昭和44年4月12日指定 (令和●年●月●日建設)
説明板	記載事項	史跡 旧見付学校附磐田文庫 昭和44年4月12日指定 指定理由 説明事項 保存上注意すべき事項 その他参考になるべき事項 指定地域を示す図面
		指定地域を示す図面
境界標	素材	石造またはコンクリート造
	形状	一辺13cmの四角柱 地表からの高さは30cm以上
	文字	上面 指定地域の境界を示す方向指示線 側面 史跡境界及び文部科学省の文字
	設置場所	指定地域の境界線の屈折する場所 その他境界線上の主要な地点

第3節 防災・防犯対策

史跡内に設置してある火災報知器や消防ポンプ、放水銃や防犯カメラ、消火器などについて専門業者による点検を継続する。

また、文化財防火デーなどの機会を利用し、危険箇所点検や消火訓練・避難訓練を実施し、消防署員から助言を受ける。またAEDの使用訓練、救急救命訓練、講習会などを行う。

市有地内の樹木については、史跡の本質的価値に影響があるものについては伐採する。さらに、台風などによって樹木が倒れた場合、地域住民への被害が想定されることから、危険木・支障木について、適切に剪定または伐採をする。特に、高木は原則として伐採する。

法面については現状を把握し、安全対策が必要かどうか判断する。崩壊の危険がある斜面上に存在する樹木については伐採や斜面の成型、保護マット、ワイヤーネットなどの崩壊対策について検討する。メリケンソウの繁茂は怪我の危険があるため、除草する。

防犯対策については、文化庁の「文化財の防犯対策について」（平成27年4月30日付通知）に準拠し、定期的な見回りや声かけ、死角になりやすい暗がりなどをなくすなどの処置を行う。

民間所有者に対しては消防訓練への参加を呼びかけ、消火器や火災報知器の設置への協力を呼び掛ける。また、救急救命講習会等を開催する。



写真 92 淡海国玉神社本殿の倒木
平成 23 年

第4節 現状変更等の取り扱い方針と取り扱い基準

(1) 現状変更等の許可を必要とする行為

史跡指定地内において現状変更等を行おうとする場合には、文化庁長官の許可（文化財保護法第125条第1項）が必要となる。また、文化財保護法施行令第5条第4項に規定された現状変更等については、当該市の教育委員会がその事務を行うとある。

なお、文化財保護法第125条第1項で規定する「現状を変更する行為」とは物理的変更を伴う一切の行為、「保存に影響を与える行為」とは物理的変更を行わないが将来にわたり史跡に支障をきたす行為をいう。同項にはただし書きがあり、許可が必要ない行為が規定されている。

以上を踏まえ、史跡指定地内において想定される現状変更等の行為を次のように整理する。

(2) 現状変更等の取扱方針と取扱基準

<共通の手続き上の留意点>

文化庁長官の許可を必要とする現状変更等のうち、建築物の新築・建替えなど、より慎重に取り扱う必要のある事項は、国・県と早い段階で協議し、その取扱いについて判断していく。

なお、文化庁長官の許可を必要とする現状変更等については、すべてにおいて国・県と協議し、現状変更等の申請に対処する。

また、本書に記載がない、現状変更等の取扱方針および取扱基準に該当しない事案が生じた場合は、国・県と協議し、現状変更等の申請に対処する。

本計画が対象とする史跡は2件の所有者がいるのみであり、また現状変更の可能性も限られている。以下に所有者別の取り扱い方針を示し、別表で基準を示す。

a 南・北エリア（市有地）

磐田市の所有地であり、本質的価値を構成する諸要素である旧見付学校校舎及び磐田文庫、旧幼稚園舎・園庭跡及びその他の諸要素がある（※）。

本質的価値を構成する諸要素である旧見付学校校舎及び磐田文庫と前庭、旧幼稚園舎・園庭跡については、その価値を損なわず、かつ史跡の保存・活用上、必要と認められる場合以外は、原則として現状変更を認めない。

本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素の建て替え、改築、修繕、模様替えは、史跡の保存が図られ、かつ史跡としての景観をそこなわない措置が講じられる場合のみ認める。

※本質的価値を構成する諸要素…旧見付学校校舎および磐田文庫、前庭、旧幼稚園舎・園庭跡

本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素…石灯笼・管理棟・ポンプ小屋及び放水銃・側溝・電柱・防犯カメラ・水道管・集水柵・植栽樹・防火水槽・説明板・園路・舗

装路・門・木柵・テニスコート跡および観覧席・フェンス等・擁壁

b 中央エリア（淡海国玉神社所有地）

宗教法人の所有地であり、宗教活動を行うに不可欠な要素がある。また、近隣住民が自治活動上使用する倉庫なども設置されている。本質的価値を構成する諸要素である境内地と、本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素がある（※）。

本質的価値を構成する諸要素である境内地（遊歩場）については、その価値を損なわず、かつ史跡の保存・活用上、必要と認められる場合以外は、原則として現状変更を認めない。

本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素の新築は宗教活動及び自治活動上必要な建築物について、本質的価値をそこなわない措置が講じられる場合のみ必要最低限の規模で認める。

本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素の建て替え、改築、修繕、模様替えは、本質的価値をそこなわない措置が講じられる場合のみ認める。

※本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素…神社本殿・拝殿・幣殿・石垣

鳥居・社号碑・中門・石段・石段標柱・兎像・井戸小屋・手水舎・納札所標柱・石灯籠・玉垣・案内板・社務所・神社倉庫
馬場町防災倉庫・自主防災会ポンプ倉庫・遊具
社叢・植栽樹・電柱・水道管・側溝・放水銃・舗装路

（用語の定義）

遺構 地下に埋設されている基礎工事（掘り込み地業、整地・盛土等）の痕跡、副築の柱痕等

改築 従前の建築物を全部または一部を取り壊した後に、引き続き、これと位置・用途・構造・階数・規模がほぼ同程度のもの（著しく異なるもの）を建てること。元の建物と著しく異なるときは「新築（建替え）」又は「増築又は増改築」と捉える。

修繕 経年劣化した建築物の部分を、既存のものと概ね同じ位置に概ね同じ材料、形状、寸法のものを用いて原状回復を図ること。

模様替え 建築物の構造・規模・機能の同一性を損なわない範囲で、建築物の材料や仕様を替えて、建築当初の価値の低下を防ぐこと。

区画形質の変更 「区画」の変更：公共施設（道路や水路など）の新設又は改廃を伴う土地の分割又は統合のことで、具体的には道路や水路などの新設、つけ替え、廃止などを行うこと。

「形質」の変更：土地の形態、地目を変更すること。

史跡としての景観をそこなわない範囲

建造物・構造物にあつては白色・黒色または灰色の外観であること。

本質的価値を構成する建造物等の景観を阻害しないものであること。

園路等を横断しないものであること。

その他景観にそぐわないと判断されたもの。

表9 現状変更等の許可を必要とする行為

権限を有するもの (届出先)	根拠法令など行為の内容 (抜粋・要約)	旧見付学校附磐田文庫における例
文化庁長官	<p>■文化財保護法第125条第1項</p> <p>○現状変更</p> <p>・土地の形状の変更を行う行為 ・建築物の新築・増改築・除去など</p> <p>※現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。</p> <p>※法施行令第5条第4項の規定に基づく行為は除く(下記)。</p>	<p>【現状を変更する行為】</p> <p>○建築物(トイレ・ポンプ室など)の新築・増築・改築・除却、修繕、色彩の変更</p> <p>○園路・広場の設置・舗装</p> <p>○地形・区画形質の変更、掘削</p> <p>○木竹などの植栽・移植・除根</p> <p>○発掘調査など各種調査、史跡の保存整備など</p> <p>○地下遺構の直上または建造物における重量物の搬入や通行など、耐久構造を弱める行為</p> <p>○石・木材などの露出遺構の薬剤処理など</p> <p>【保存に影響を及ぼす行為】</p> <p>○植栽等</p>
磐田市教育委員会	<p>■法施行令第5条第4項</p> <p>○小規模建築物(階数が2以下、建築面積が120㎡以下など)で2年以内の期間を限って設置されるものの新築、増築又は改築</p> <p>○工作物(建築物を除く)の設置若しくは改修(設置の日から50年を経過していない工作物)</p> <p>○道路の舗装若しくは修繕(土地の形状の変更を伴わないもの)</p> <p>○史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修</p> <p>○電柱、電線、ガス管、水管又は下水道管その他の改修</p> <p>○建築物などの除却(建築又は設置の日から50年を経過していないもの)</p> <p>○木竹の伐採</p> <p>○保存のため必要な試験材料の採取など</p>	<p>○イベントなどに利用される仮設建築物の整備</p> <p>○工事に関わる仮設建築物(2年以内)の整備</p> <p>○工作物(塀・柵など)の設置・改修・撤去</p> <p>○園路・広場の修繕</p> <p>○説明板、看板などの設置・改修・撤去</p> <p>○水路排水関連工作物、電気配線などの設置・改修・撤去</p> <p>○木竹の伐採</p>

表 10 現状変更等の許可を必要としない行為

区分	根拠法令など行為の内容(抜粋・要約)	旧見付学校附磐田文庫における例
維持の措置	<p>■文化財保護法第125条（第1項ただし書き）</p> <p>○現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。</p> <p>○前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。（下記）</p> <p>■特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則（省令）第4条（上記ただし書きの範囲）</p> <p>○き損などからの原状復旧</p> <p>史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。</p> <p>○き損などの拡大を防止する応急措置</p> <p>史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。</p> <p>○除去（復旧が明らかに不可能な場合）</p> <p>史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。</p> <p><許可は必要ないが届出（文化庁長官）が必要な場合></p> <p>※文化財保護法第127条</p> <p>○復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の30日前までに、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。</p> <p>○許可を受ける必要のある場合は除く。</p>	<p>○き損などからの原状復旧</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部分的にき損している建物の壁、屋根、窓枠、手摺りなどの現状復旧 ・一部が崩れている崖面などの原状復旧 など <p>○き損などの拡大を防止する応急処置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・き損している屋根への一時的なシート、支持柱の設置など <p>○復旧が不可能な場合における、き損部分の除却</p> <ul style="list-style-type: none"> ・枯死した樹木の除去（保存に影響を及ぼす抜根は除く）など
非常災害のために必要な応急措置	<p>■文化財保護法第125条（第1項ただし書き）</p> <p>○現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。</p>	<p>○崩落や浸水を防ぐ土のうの設置</p> <p>○シートによる文化財の保護</p> <p>○立入禁止柵などの設置</p> <p>○倒壊した樹木や崩落した土砂の撤去 など</p>
保存に影響を及ぼす行為で影響が軽微なもの	※同上	<p>○危険樹木、史跡の利用上支障となる樹木の除去（部分的な除去：許可の必要な行為かどうか、個別具体的に検討する）など</p> <p>○花などの植栽（影響の軽微である場合）</p>
一般的な管理行為	※同上	<p>○清掃</p> <p>○除草、下草刈り</p> <p>○樹木の管理（剪定・除草・下刈・つる切りなど枝打ち）</p> <p>○枯損木・倒木・危険木の伐採および除却</p> <p>※許可が必要な行為かどうかは、個別具体的に判断する。</p>

表 11 現状変更等の取扱基準

		北・南エリア（旧見付学校及びテニスコート部分、市有地）	中央エリア（神社境内）	
現状変更等の取扱方針		史跡の保存・活用上、必要と認められる場合以外は、原則として現状変更を認めない。		
現状変更等の取扱基準	共通事項	○本質的価値の保護に影響を及ぼす行為、または史跡として相応しい景観に影響を及ぼす行為は、原則として認めない。		
	建築物の新築など	○原則として、建築物の新築を認めない。	○原則として、建築物の新築を認めない。 ○ただし、現に営まれている宗教活動および自治活動上真に必要な建築物については、本質的価値をそこなわず、かつ史跡として相応しい景観をそこなわない措置が講じられる場合のみ、必要最低限の規模で新築を認める。	
		○調査成果に基づく建築物の整備（復元・再現など）、史跡の保存・活用に資する小規模な建築物の新築は認める。なお、本質的価値をそこなわず、かつ史跡として相応しい景観をそこなわない措置が講じられることを前提とする。 ○既存建築物（今後、整備されるものを含む）の建替え、改築、修繕、模様替えは、本質的価値をそこなわず、かつ史跡として相応しい景観をそこなわない措置が講じられる場合のみ認める。 ○既存建築物の移設・撤去を認める。		
	園路などの敷設・改良など	○園路・広場、駐車場などについては、史跡の保存・活用上、必要と認められる場合以外は、原則として新設を認めない。	○園路・広場、駐車場などについては、史跡の保存・活用上又は宗教活動および自治活動上、真に必要なと認められる場合以外は、原則として新設を認めない。	
		○園路・広場、駐車場などを新設・改良する場合は、本質的価値をそこなわず、かつ史跡として相 ○公園への進入路の新設、ルートの変更は認めない。 ○既存の進入路・公園（広場）を改良する場合は、本質的価値をそこなわず、かつ史跡としての景観をそこなわない工法・材料によることにする。		
	工作物の設置・改修・撤去など	○本質的価値を構成する諸要素および本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素については、原則として現在地で適切な維持管理および修理などを行うこととするが、史跡の保存・活用上、必要と認められる場合は、移設・撤去を認める。 ○史跡の保存・活用のために資する要素の改修・更新、移設、撤去は、本質的価値をそこなわず、かつ史跡の景観をそこなわないことを前提に認める。 ○電気、上下水道などの工作物の設置（新設）については、本質的価値をそこなわず、かつ史跡の景観をそこなわないことを前提に認める。		
	地形・区画形質の変更	○原則として、地形・区画形質の変更を認めない。		
○調査成果に基づく遺構の表現、史跡の保存・活用のために必要な小規模の地形・区画形質の変更については原則として認めない。 ただし、将来的に整備委員会などを組織して検討し、整備基本計画に記載された場合を除く。その場合は、国・県と協議し取扱いについて判断していく。		○宗教活動上真に必要な場合においても、地形・区画形質の変更は原則として認めない。 ただし、将来的に整備委員会などを組織して検討し、整備基本計画に記載された場合を除く。その場合は、国・県と協議し取扱いについて判断していく。		
植栽	○原則として新たな植栽を認めない。 ○ただし、史跡の保存・管理上において必要な新たな植栽は、本質的価値をそこなわず、かつ史跡の景観をそこなわないことを前提に認める。			
	○原則として新たな植栽を認めない。 ○ただし、宗教活動上や敷地の管理上において必要な新たな植栽は、本質的価値をそこなわず、かつ史跡の景観をそこなわないことを前提に認める。 ○植栽の管理のための伐採、剪定などは認める。			

第5節 旧見付学校校舎および磐田文庫(歴史的建造物)の保存管理

(1) 建造物の耐震診断の実施

歴史的建造物である旧見付学校校舎および磐田文庫について耐震診断を行う。また、耐震能力が不足していると判定された場合は補強方法についても検討を行う。

これらの結果を踏まえて、保存修理計画を策定する。

(2) 経年変化の観察

石垣については破損礫の状態チェックや、破損礫の増加の有無などをオルソ画像のチェックによって行う。また、必要に応じて三次元計測を再度行い、比較検討を行う。

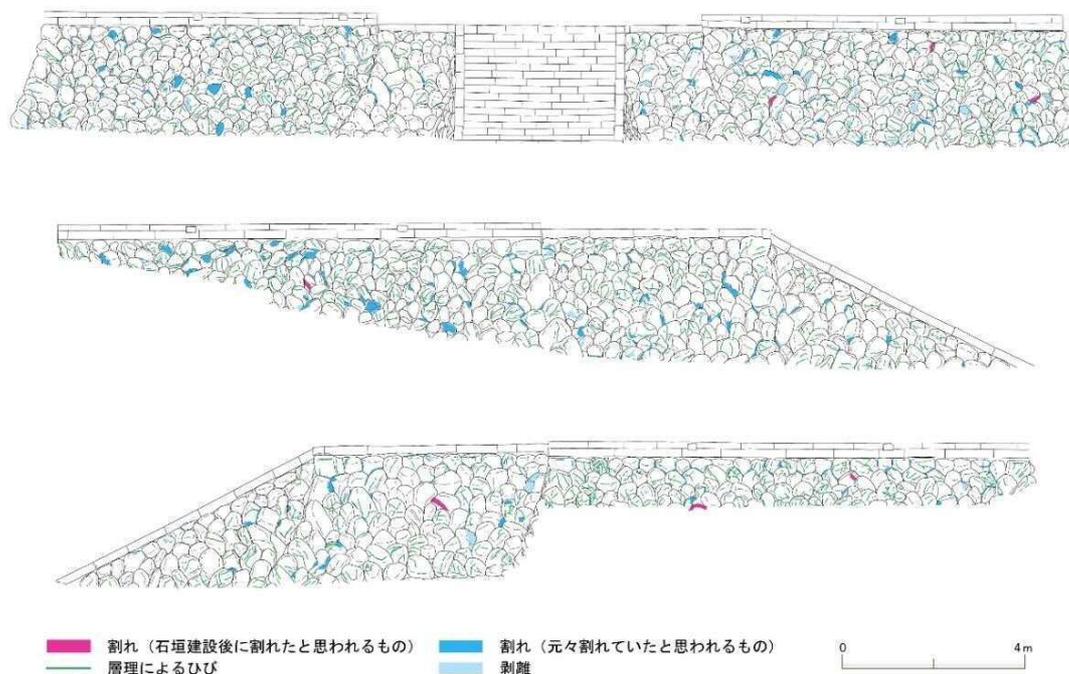


図 41 石垣構成礫の破損状況

(3) 発掘調査

史跡指定地内の発掘調査を行い、状況確認を行う。調査地点は以下の4地点を想定し、有識者の助言を得て適宜変更する。

①旧見付学校校舎床下内部

旧見付学校校舎が建つ磐田原台地の縁辺部の状況（地山土と南側の一部にあると想定される盛土の境界ライン）、および石垣裏込め土の確認を行う。

②同上 石垣下部

現状で見えている石垣のさらに下部にある基礎石や、周縁部にあると思われる掘り込み

地業の範囲や深さ等の確認を行う。

③第一副築痕跡調査

所有者の同意を得て中央エリア南東における残存状況を確認する。

④第二副築痕跡調査

北エリア南側における残存状況を確認する。

⑤その他

前庭における御大典記念公園の池跡や井戸跡の痕跡を調査する。

第6節 史跡の追加指定の方針

史跡に関連する土地のうち、水路は国有地であると思われる。測量・地番登録後、財務省協議を経て市有地とするよう手続きを行うが、その後追加指定を行うこととする。

磐田文庫の敷地は一部未指定である。また、指定理由においても大久保家が見付学校・磐田文庫双方の設立に大きく関与したことが触れられており、これをあわせて保存することが史跡の理解を深めることになると考えられる。



写真 93 大久保家

大久保家の事績は以下の通りにまとめることができる。

①今川氏によって淡海国玉神社の神官に任じられ、同時に遠江国の中枢域である見付地区の統治を任されていた。さらに住民の意見を背景に代官停止を願い出て、自治都市としての地区の発展に貢献した。

②徳川氏の支配下においても引き続き神官の立場にあり、見付地区のみならず国内の宗教的な中心であり続けた。

③幕末には遠州国学の中心となり、寺子屋を開き、また磐田文庫を設立して後進の育成に力を尽くした。また遠州報国隊を組織し、有栖川宮の東征軍の従軍許可を得たことで、地方神官を中心とした討幕運動の事例として評価されている。維新後は政府に出仕し、市内出身者としては唯一人の叙爵者（男爵）となっている。



写真 94 大久保家内部

④自邸及び神社境内を見付学校の敷地として寄附し、また書籍の寄附なども行った。明治9年には学校幹事・世話係に就任、見付町長だった明治24年の運動場の寄附・工事などにも貢献している。

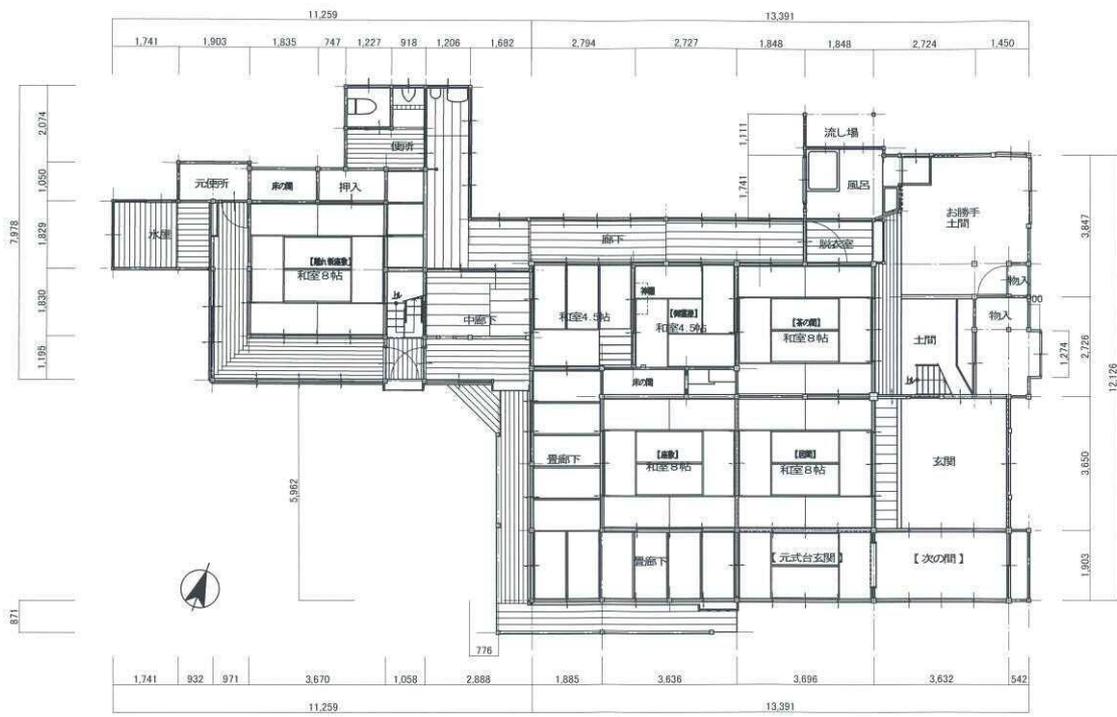
なお、子孫も町助役などとして町政に貢献した。

以上の理由から、現在の指定地である学校敷地及び神社境内のみではなく、神官屋敷地を含めた一体的な保全が史跡の保護及び活用に利すると判断できる。大久保家が所有する土地について追加指定を行うよう意見具申を行う。

意見具申を行うにあたっては、土地所有者及び関係者の意見聴取を行い、その同意を得る。



図 42 大久保家周辺図



南 立面図

図 43 大久保家 1 階平面図・南面立面図

第9章 活用の方向性と方法

第1節 方向性

(1) 史跡の活用

- ・既設の案内看板について内容を改訂する。
- ・史跡内および周辺地の周遊コースの選定を行い、散策マップなどを作成する。
- ・史跡としての案内ポイントを設定し、関係者に提示し、研修等を行って周知する。

(2) 旧見付学校校舎および磐田文庫の活用

- ・展示備品が建物に与える影響調査を行い、影響があると判断された場合には撤去する。
- ・常設展示の入れ替えを行う。
- ・企画展を計画的に実施する。
- ・模擬授業（昔の授業体験）を活用の中心的な事業と位置づけ、一層の活用を図る。また、開校年や入場者数などを記念したイベントを実施する。
- ・学校教育部門と連携し、市内小学生を対象としたメニューを提示し、施設利用を促進する。
- ・講演会など、一般市民を対象とした活用事業を行う。
- ・民間団体が行うイベント企画等に積極的に協力する。

(3) 調査研究

- ・第一副築・第二副築の資料や、門及び木柵の変遷、北エリアの改変状況などの資料を研究し、保存修理に資するとともに市民への公開・活用を行う。
- ・教育資料や沿革誌などを収集し、教育資料についてはデータベース化を、沿革誌については読み下しを行う。また、地域住民に対して教育資料の寄贈の呼びかけを行う。
- ・文庫の蔵書を整理し、台帳の製作を行う。
- ・教育資料データベースや磐田文庫の台帳について研究者向けに資料提示を行うとともに、一般向けや学校教育等にも活用することにより磐田文庫の価値の向上につなげる。

(4) 情報発信

- ・「しずおか遺産」に認定された自治体や、県外の明治期の学校が保存されている自治体に呼びかけ、類似施設との交流や新たな事業による相乗効果について検討する。
- ・「旧見付学校だより」を継続して刊行する。刊行にあたっては年間計画を定め、内容を課内でチェックし、充実した内容となるよう配慮する。
- ・デジタルミュージアムなどの先端技術を活用した事業を検討し、収蔵資料の公開を促進する。
- ・自ら情報発信と同時に、マスコミなどを通じた情報発信も積極的に行っていく。

第2節 史跡の活用

(1) 案内看板の改訂

現在設置してある案内看板について、内容の改訂を行う。改訂にあたっては、「史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則」に従って製作する説明板との位置関係や設置内容等についての整合を図る。看板にはQRコードを付し、これを利用して動画や音声での案内などの情報提供を行う。

外国人についても、観光客向けには欧米やアジア圏の言語が想定されるが、市内には9,200人以上の外国籍の住民がおり、国籍別では半数以上がブラジル、次いでフィリピンが15%強を占める他、ベトナム、中国、インドネシアの順に構成比が高い（令和5年4月末国籍別外国人人口統計より）。こうした状況を踏まえ、上記の言語に加えてポルトガル語などの言語にも対応できるよう、案内看板やパンフレットなどにQRコードを用いるなどの方策を検討する。

(2) 散策マップ・パンフレットの製作

史跡指定地及び周辺地の散策マップを作成し、それぞれのマップには右の要素を表示するものとする。

また、指定地周辺の教育関係史跡（宣光寺・省光寺・金剛寺[仮校舎提供寺院]・鐘鑄塚校舎・城之腰校舎・大善坊校舎・寄宿舎跡・子ども厄除け地蔵など）を集め、周遊コースとして紹介し、観光客の滞留の長時間化を図る。

コースは、たとえばしっぺいの足跡によって表示するなど、親しみの持てるデザインになるよう工夫する。

史跡の指定を受けていることを念頭に置き、指定地内の見どころについて紹介するパンフレットを製作する。

また、東海道めぐりの拠点として周辺散策や店舗紹介などのパンフレットを製作し、積極的なアピールを行う。

(3) ガイドツアーの実施

案内看板へのQRコードの掲載を利用したガイドツアーを実施する。また観光ボランティア

表 12 散策マップ（史跡）表示項目

本質的価値を構成する諸要素	旧見付学校
	磐田文庫
	前庭
	神社境内
	第1副築跡地
本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素	第2副築・幼稚園跡地
	淡海国玉神社
	管理棟
	トイレ
	駐車場

表 13 散策マップ（周辺文化財）
表示項目

関連文化財	塔之壇公園
	見付本通り公園
	見付宿いこいの広場
	大久保家
	女子寄宿舎跡
	子ども厄除け地蔵
校舎跡地	鐘鑄塚校舎跡
	大善坊校舎跡
	城之腰校舎跡
仮校舎	宣光寺
	省光寺
	金剛寺
遠州三大学校	若宮八幡宮(西之島学校跡)
	医王寺(坊中学校跡)

ィアガイドにも働きかけを行い、スキルアップ研修への協力やツアーガイドの企画や実施に協力する。

実施にあたってはツアーガイド用の冊子を作成し、ガイドマニュアルとしての機能を持たせる。

第3節 旧見付学校校舎および磐田文庫の活用

(1) 展示の見直しと企画

まず、現在設置している展示ケースや模型などが建造物に影響を与えていないか、調査を行う。

影響があると判断された場合には、建造物の保護を第一とし、早急に展示備品の撤去を行う。

常設展示について、「重要文化財」ではなく「史跡」であることの紹介や、その違いの解説を行い、理解を促す。また、定期的に展示替えを行い、市民や近隣市町住民、その中でも特に子育て世代へのアピールを行い、リピーターの増加を狙う。

これに加え、期間を限定したさまざまな企画展を行っていく。

教育資料については、「明治時代の教育」などの漠然とした広いテーマではなく、細部の項目を深く掘り下げた企画を検討し、たとえば「優良表彰」「卒業」「夏休み・冬休み」「遠足」など、当時の児童の日々に迫るような企画展になるよう努力する。また、展示会の開催についてのノウハウが豊富な調査グループや歴史文書館の職員が参画し、より充実した内容の展示会になるように連携を強化する。

また、教育資料に限定せず、民俗資料の展示企画も行う。

学校関係資料の一部については本書の作成過程で寄贈者が判明したものもあり、今後の展示替えに役立たせる。

また、令和3年度には歴史文書館において学制150年を期して「歴史資料から見た磐田の近代教育」と題する展示会を行った。この中では見付地区以外の教育資料に



写真95 「学制」公布150年と令和の教育展



写真96 リニューアルした3階スペース
(令和3年)



写真97 令和3年度歴史文書館企画展
「歴史資料から見た磐田の近代教育」
(歴史文書館会場)

ついて掘り下げを行い、磐田市の近代教育が見付地区だけの特許ではないことを示した。

「遠州三大学校」と呼ばれた塔屋を持つ洋風校舎がすべて市内にあることを踏まえ、見付学校以外の学校にも目を向ける必要がある。

同様に旧赤松家記念館ともコラボした企画を検討し、相乗効果を狙う。

(2) イベント企画の実施 (Living History※)

「昔の授業体験事業」について、マンネリに陥らないよう内容を見直しながら継続的に行っていく。たとえば教師の服装や、授業科目についても検討する。文化庁が推進する Living History (生きた歴史体感プログラム) 促進事業の応募も検討する。

また、「緋の着物で町並み散策」等の事業については、地元の商店街との触れ合いも可能な事業であり、今後も継続して行っていく。また、旧赤松家や歴史文書館との連携も継続していく。

また、切のよい (10 万人単位の) 入館者数到達記念のイベントも引き続き開催する。

さらに、令和3年度には学区内の中学校と協議し、美術部の作品展示を行った。こうした試みを継続し、地域に親しまれる施設であることをアピールしていく。



写真 98 昔の授業体験 (令和元年)



写真 99 緋の着物で撮影散策 (令和3)



写真 100 入館者 50 万人記念式典
(令和元年)



写真 101 地元中学校とのコラボレーションによる企画 (黒板アート 令和3年)

(3) 展示会・講演会の開催

過去には教育に関する講演会を行った実績があるが、外部講師を招いた講演を行うことにより、史跡としての価値を再認識し、また教育史や建築史、近代史など、さまざまな観点から本質的価値を見直す契機とする。

(4) イベント企画への協力 (Unique Venues※の創造)

民間団体などが行ういわた大祭り・見付宿たのしい文化展などのイベントや、神社祭典などに積極的に協力し、ともに見付地区を盛り上げる一助となるよう企画する。令和3年度には「見付宿歴史講座」として、中央図書館視聴覚室を会場とした講座を開催した。新型コロナウイルス拡大防止の観点から会場定員の1/2の60名を参加上限としたが、応募多数のため抽選となった。民間団体の企画には演奏会の実施など、これまでもユニークベニューと言える企画が含まれていた。補助事業にならないかなど、文化庁が発行している『文化財を活用したユニークベニューハンドブック』を参考にしながら研究や助言を行う。



写真 102 見付宿歴史講座風景
(令和4年2月)



写真 103 復元教室を使った演奏会
平成30年・令和元年

※Living History…往時を再現した復元行事・歴史体験事業の実施、及び当時の調度品や衣装の整備・展示等を通じて歴史的な出来事や当時の生活を再現することにより、生きた歴史の体感・体験を通じて文化財の理解を促進する取り組み。

※Unique Venues…博物館・美術館、神社仏閣、歴史的建造物、庭園、公共スペースなど、地域の風土や文化を体感できるこれらの施設や空間をイベントやレセプション等の会場として利用するために、本来の業務とは異なるニーズに応じて特別に貸し出される場所。

第4節 調査研究

旧見付学校には、近代最初期にあたる時期に建てられた建造物としての価値が存在する。同時に、旧見付学校校舎の立地は淡海国玉神社とその神官家である大久保邸との境界にある。これらは学校の創立経過を見れば必然的なものであり、ここに史跡としての価値を見出すことができる。また、小学校としての使用が終わってからも、県立見付中学校や見付高等裁縫女学校など、学校教育の場としての使用は継続されてきた。戦後も市立郷土館として社会教育の場として使用され、現在も教育資料館としての使命を果たしている。ここには教育の場としての価値が存在する。

以上の価値をより高めるために、見付学校・磐田文庫関連資料や『沿革誌』などの資料の整理、台帳の作成を行う。作成した台帳等はデジタルコンテンツとして作成し、インターネット等を通じて誰でも使用できるデータとして公開する。

また、特に見付地区の住民に呼びかけ、卒業証書や教科書などの教育資料の寄贈を促す。

今後も引き続き市全体で教育資料の充実に努め、見付地区の住民以外にも愛される文化財であるように努力していく。

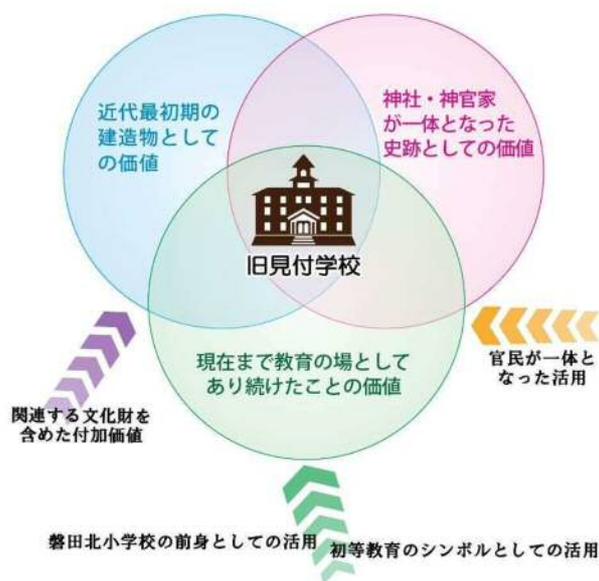


図 44 旧見付学校を取り巻く環境と価値づけのイメージ



写真 104 沿革誌

表 14 沿革誌一覧 令和 4 年 3 月借用・複写

No.	類	番	号	年代	名称	学校名	存続年代
1	一	一	ノ一	自明治初年	学校沿革誌	見付尋常小学校	明治20年～ 明治41年
2	一	一	ノ二	自明治22年	学校沿革誌		
3	一	一	ノ三	自明治27年	学校沿革誌		
4	一	一	ノ四		沿革史		
5					沿革誌 第六項 経済		
6	一	一	三		校規	見付尋常高等小学校	明治41年～ 昭和16年 (昭和23年) (大正11年～大 正14年までは第 一・第二尋常高 等小学校) (昭和16年以降 は見付国民学 校、昭和22年以 降は見付小学 校)
7	一	一	三ノ一	自 明治41年 至 大正11年	七冊ノ内一 沿革誌 設備		
	一	三	一		学校沿革誌		
8	一	一	三ノ二		七冊ノ内二 沿革誌 学校基本財産		
	一	三	二		学校沿革誌		
9	一	一	三ノ三		七冊ノ内三 沿革誌 校員		
	一	三	三		学校沿革誌		
10	一	一	三ノ四		七冊ノ内四 沿革誌 生徒		
	一	三	四		学校沿革誌		
11	一	一	三ノ五		七冊ノ内五 沿革誌 経済		
	一	三	五		学校沿革誌		
12	一	一	三ノ六		七冊ノ内六 沿革誌 学事関係吏員		
	一	三	六		学校沿革誌		
13	一	一	三ノ七		七冊ノ内七 沿革誌 記事概要		
	一	三	七		学校沿革誌		
14				自 大正14年4月 至 昭和22年3月	沿革誌 第一輯	見付女子尋常高等小学校	明治41年～ 大正11年
15				自 大正14年4月 至 昭和22年3月	沿革誌 第二輯		
16	一	一	四ノ一		沿革誌 第一輯 制度、校規、設備、基本財産、経済		
17	一	一	四ノ二		沿革誌 第二輯 校員 関係吏員 生徒	見付高等小学校	明治20年～ 明治41年
18	一	一	四ノ三		沿革誌 第三輯 御尊影 巡視官 職員出張 天災地変 重要件 功勞事績 職員履歴 家庭連絡 就学勧誘		
19	一	一	二ノ一		沿革誌		
20	一	一	二ノ二		沿革誌 第二	磐田市立磐田北小学校	昭和23年～
	一	二	一		学校沿革誌		
21					沿革誌		
22				昭和25年度以降	沿革誌	磐田市立磐田北小学校	昭和23年～
23				昭和39年度以降	沿革誌		

第5節 情報発信

(1) 「しずおか遺産」をめぐる活動

令和5年1月24日に旧見付学校を中心とした教育遺産群が「近代教育に情熱をかけたしずおか人の結晶」として静岡県より「しずおか遺産」に認定された。本市においては旧見付学校を含む遠州三大学の敷地や、城下学校（森町）・内田学校（菊川市）・岩科学校（松崎町）が認定されている。これらの構成文化財を有する自治体や、開智学校（長野県松本市）・中込学校（長野県佐久市）・睦沢学校（山梨県甲府市）・春米学校（山梨県富士川町）・柳原学校（滋賀県近江八幡市）・開明学校（愛媛県西予市）などの県外の類似施設などと連携し、御朱印に似た「御校印」や「学校カード」などを創出し、新たな価値の創造やファン層の開拓を行う。



写真 105 「しずおか遺産」
ロゴマーク

(2) 「旧見付学校だより」の刊行

月1回、ホームページのみでの公開とし、内容は主催事業の告知や報告、来館者の声、周辺のイベントや指定地内にある草花の開花情報などの内容とする。文中に写真またはイラスト等を2点以上入れ、読みやすい内容とする。年度当初に年度を通じた計画を立て、課内の決裁を受ける。



写真 106 旧見付学校
だより

(3) 広報等を通じたの周知

前節において製作したデジタルコンテンツについて、デジタルミュージアムとして公開するよう検討する。

企画展や昔の授業体験などのイベントや、開校記念日などについて取材メモを通じての報道関係者への周知や、「広報いわた」や「いわた文化財だより」を活用する。

市が運営する「いわたホットライン」でも、「歴史・文化財」メールマガジンの登録者数は4,107人に達する（令和5年1月末現在）。こうした「文化財ファン」に対して積極的に情報提供を行う。

また、広報広聴・シティプロモーション課が実践しているドローンによる敷地の撮影を行い、職員等によるガイドツアーのようすなどを素材として磐田TV（YouTube）による情報発信を行う。さらに、市役所や駅、情報館などに



写真 107 磐田TVでの情報発信の例
（「しっぺいと踊ろう」 令和3年）

設置したデジタルサイネージを利用した画面で映像発信を行う。

経済観光課を通じてユーチューバーやインフルエンサーなどに呼びかけ、新たな顧客獲得の可能性を模索していく。

第10章 整備の方向性と方法

第1節 方向性

(1) 史跡の整備

整備基本計画の策定に向けた資料の収集や、関係機関との協議、整備計画の各項目（本質的価値を構成する諸要素やそれ以外の諸要素の整備、便益施設[管理棟・トイレ・園路・案内板等]の整備、基盤整備、ソフト整備、周辺整備、活用等）の整理を行う。整理にあたっては以下の点に留意する。

1. 全体が調和した空間となることを前提とする。ただし、それぞれの区域で所有者や土地利用の方法が異なるため、史跡指定地を区分した3エリアごとの検討も行う。
2. 北エリアについては、テニスコート跡は本質的価値を構成するものではないため、撤去する。
3. 中央エリアについては、境内地であることに配慮し、所有者と協議する。特に、社叢の保全を行いつつ、暗がりをなくし、明るく安全な空間になるよう配慮を求める。同時に児童が体操や遊戯を行った場所であることを重視し、管理団体の指定を受け、眺望に配慮した環境整備の手法について研究する。
4. 南エリアのうち、校舎南側は前庭と呼ばれていた。児童が集まり校長などから訓示等を受けた場所であり、これを踏まえた整備を研究する。管理棟・トイレ・防火水槽等については撤去・移転を踏まえ、準備・協議を行う。門・木柵についての過去の写真や以前の整備の際の資料を収集する。

(2) 周辺地の整備

- ・指定地周辺について、景観の改善や管理棟の移転、駐車場の拡大など、史跡の本質的価値を向上させ、かつ来館者が来やすい環境整備の手法を研究する。
- ・危険木・支障木の伐採や排水対策・法面对策を行う。

第2節 方法

(1) 史跡の整備

整備基本計画の策定準備を行う。策定にあたっては3階が増築された明治16年(1883)前後の状態を復元することを主旨とし、表15に記載した整備内容を整備基本計画がめざすべき「理想の整備の形」と位置づけ、その実現に向けてエリアごとに分けて整備方法を整理し、指定地全体が調和的に整備されるものとする。市有地以外の土地については所有者である宗教学人と協議を行い、早期に管理団体の指定を受けることとする。また、宗教学人としたの土地利用に配慮して理解を得る。また、指定地以外の周辺地、特に見付本通り公園と一体となった整備が有効であるため、あわせて検討を行う。

a 全体の整備

史跡全体を周遊し、当時の学校生活に思いを馳せることができるような導線計画を検討し、これにもとづいて園路や案内看板、ベンチ・四阿等の整備計画を作成する。案内看板は全体を示すものと個別の場所についての説明板とを分け、統一感を持った案内板とする。全体の案内板については史跡の理解が得られるような推奨ルートを明示し、個別の説明板については、たとえば「前庭」「運動場」「第一副築」「第二副築(幼稚園)」などを作成する。

b 南エリアの整備

保存管理に必要な防災施設等を除いて撤去する。指定時に存在しなかった樹木や、管理棟・トイレ・防火水槽などの施設、踏み石や砂利などについて撤去する。撤去後は当時の地面に類似した土系舗装やスラグ舗装などを想定する。防火水槽などは撤去を理想とするが、防災上の理由で困難な場合はマンホール以外を周辺とあわせて舗装し、景観に配慮するものとする。

門および木柵については、明治期の資料を調査し、それに近い風景が体感できるような整備を行うこととするが、復元が困難である場合は明治期のものであるとの誤解を受けないよう、現代的な材質・デザイン等により整備する。

c 中央エリアの整備

遊具やアスファルト・コンクリート等で舗装した私道の撤去を行うよう要請する。また、植生調査の結果を踏まえ、所有者である宗教学人の立ち会いのもと、社叢を構成する樹木の同定を行う。社叢に該当しない近年植栽した樹木などを中心とした整理を行い、明治期の景観に近い状態に復する。

d 北エリアの整備

テニスコート跡や観覧席などの付属施設は撤去する。本来は明治期の状態に復することが理想であるが、地下遺構の残存状態は不明であり、その後の整備方針については発掘調査の結果を踏まえて決定する。

(2) 周辺地の整備

南エリアの南側の市有地(見付本通り公園)について、都市整備課からの移管を前提とし、史跡と一体となった整備を行う。西側の借地部分については取得の意向を所有者に打診し、可能であれば取得する。

トイレの改修または新設と同時に、史跡内のトイレの撤去や、史跡内にある管理棟や周辺の電柱・防火水槽の移設等を検討する。これにより、史跡内の本質的価値を高めると同時に周辺地の環境整備を行って景観を改善する。さらに、駐車場を広くして駐車しやすい環境を整備し、来場者の便宜を図る。

大項目	小項目	課題	方向性	具体的な例	
遺構整備	南エリア	門及び木柵が明治期の施設を再現したものではない。	過去の整備で復元された施設が妥当であるか検討を行う。 明治期の施設で復元可能なものを復元する。	井戸を復元する。 現状の門及び木柵を撤去し、復元する。	
		史跡内に指定時以降に設置された施設等がある。	本質的価値に関係しないものについては撤去する。	トイレは撤去する。 管理棟は撤去する。 防火水槽については撤去が可能であるか関係機関と協議する。 指定時以降に植樹された樹木は伐採する。 踏み石や砂利は撤去する。	
	中央エリア	史跡内に指定時以降に設置された施設等がある。	本質的価値に関係しないものについては撤去する。	遊具は撤去する。 指定時以降に植樹された樹木は伐採する。	
	北エリア	指定時以降、テニスコートの造成により大きく改変されている。	明治期当時の状況を復元する。	発掘調査の成果により可能であれば地形復元を行う。	
		史跡内に指定時以降に設置された施設等がある。	本質的価値に関係しないものについては撤去する。	テニスコートやその付帯設備については撤去する。	
便益施設	管理棟	指定地内にある。	本質的価値に関係しないものについては撤去し、史跡外への移設を行う。	管理棟・トイレは撤去する。 見付本通り広場の樹木の伐採および管理棟・トイレの新設、駐車場の整備を行う。	
	トイレ	指定地内にある。	本質的価値に関係しないものについては撤去し、史跡外への移設を行う。		
	駐車場	指定地に隣接しているが狭く、出入りも難しい。	史跡外においてなるべく広い土地を確保する。	四阿は史跡指定地外を想定し、広場の全体計画を踏まえて決定する。 ベンチ等は導線計画を作成し、これに基づいて整備する。	
	四阿・ベンチ等	設置されていない。	必要に応じて設置を検討する。		
	園路	設置されていない。	導線計画を作成し、これに基づいた整備を行う。		導線計画を作成し、これに基づいて整備を行う。
	看板	導線計画に基づいていない。	導線計画を作成し、これに基づいた整備を行う。		
基盤整備	排水計画	指定地全体での排水計画はない。	適切な排水計画を策定し、これに基づいた整備を行う。	基本設計時に、適切な排水計画を作成し、これに基づいて排水路の規模や流路の見直しを行う。	

表 15 整備基本計画の検討項目とめざす方向性

第11章 運営・体制の整備の方向性と方法

第1節 方向性

(1) 人的資源の強化

・史跡や施設の運営について、磐田市教育委員会文化財課の全職員が一丸となって業務にあたるため、課内会議などで問題意識を共有し、「他人事ではない業務であること」について意思統一する。

・担当職員の資質向上をめざす。マニュアルの作成や職員の研修を行う。また、有識者を招いての勉強会を行う。

・ボランティアの育成を推進する。ボランティアにとってやりがいがある、魅力のある事業運営を行っていく。

(2) 審議会等の充実

・文化財保護審議会・旧見付学校協議会の協議事項や開催方法などについて見直しを行い、充実した会議を行う。

(3) 連携の強化

・市役所内において市の宝を後世に継承していくという意識を共有し、全庁をあげて取り組んでいく体制をつくる。庁内関係各課との連絡会を行い、連携を強化する。また都市整備課と連携し、周辺市有地の所管換えを行い、指定地との一体的な整備を行っていく。

・民間団体や観光関連団体、研究機関などと連携を強化する。

(4) 防災・防犯体制

危機管理課が中心となっている市役所内の体制と、上級機関や市が加盟している所属団体の体制に分けて整理し、非常時に備える。

(5) 所管換え

北エリアおよび見付本通り公園について、都市整備課から文化財課への所管換えを行う。

第2節 方法

(1) 人的資源の強化

担当職員の専門性の向上については、所管する管理グループだけでなく個々の職員の勤務年数が比較的長く専門性が高い調査グループ、学校関係文書を含む公文書・古文書を所管する歴史文書館の3グループが連携して当たる体制とする。管理グループの職員は全員が担当するものとし、グループ長の指導のもと、主任担当者（正規職員）が中心となって課題や問題点を整理して業務に当たる。また、施設職員（会計年度任用職員）は個々の事務分掌を明確化し、自覚をもって業務に当たってもらう。中でも施設長は教員経験者であり、教育に関する豊富な知識と経験を持っているため、リーダーとしての働きが期待される。

他の2グループについては、調査グループは発掘調査を行うプロフェッショナルであり、指定地内の発掘調査において掘削指導、土層精査や測量について担当する。歴史文書館は古文書についての専門職員がいるため、史跡に関わる古文書の解読を担当する。こうした人材を最大限に生かし、また各グループの担当業務を情報共有することによって、充実した事業運営を行っていく。

具体的な施策として、史跡の範囲やエリアの意味、館内案内等は全員が行えるように担当職員の指導のもと、業務マニュアルだけでなく案内マニュアルなどを作成し、知識の習得・共有を行っていく。保存管理についての日常的なチェックは施設職員が交代で行い、チェック表での引継ぎを万全にする。

また、内外の有識者を招いての研修や、勉強会などの機会を設けていく。有識者には市民向けの講演を行うことも検討する。このように知識が蓄積していくことによって、職員が担当する歴史講座などを開催することが可能になり、市民に還元することができる。

以上の計画は、個々の職員の急激な負担増にならないよう、丁寧な配慮のもとで行っていく。

ボランティアについても、継続的に募集を行っていく。スタッフの減少や高齢化を防ぐため、ただ来館者の対応をするだけでなく、展示に関するアイデアを募ったり、歴史講座の開催、ガイド向け講習会の開催など、知的好奇心を満足させ、またボランティア同士の交流が促進されるような魅力ある事業運営を行っていく。また、子供たちが参加する事業についてもボランティアに運営補助を依頼することで、世代間交流を促進する。



写真 108 ボランティアによる運営補助

(2) 審議会等の充実

史跡の保存・活用・整備については、磐田市文化財保護審議会において報告を行い、その助言を受けて行っていく。

旧見付学校協議会については、主要な業務である「郷土の歴史、教育、考古、民俗、美術、工芸、産業、自然科学等の資料並びに参考資料の保管及び展示に関すること」(条例第3条)について助言を受ける。

いずれも、議事についてはあらかじめ資料を送付し、意見を持ち寄ってから会を開催する。そして、その意見を尊重し、運営に活かしていく。こうした見直しについては、事務局の職員と審議会・協議会の委員との意見交換を行い、会の役割、議事について関係者の合意の上で進めていく。

(3) 連携の強化

a 市役所内の連携強化

市内外へのアピールを行うため、情報交換のための庁内連絡会を開催し、本計画の説明等を行うことで広報広聴・シティプロモーション課や経済観光課・都市整備課・学校教育課との連携を強化する。

b 他団体等との連携強化

静岡県は文化財の価値を十分に理解し、地域に根差した活動を行っている民間団体を「ふじのくに文化財保存活用・推進団体」に認定している。令和4年度までに認定された市内の7団体の中には、市内全域を研究対象とした磐南文化協会その他、見付宿を考える会・見付天神裸祭保存会という見付地区に関わる団体、磐田市観光協会・磐田観光ボランティアふれあいガイドの会という歴史講座の開催や地区のガイドツアーなどを企画した実績のある団体など、いずれも史跡の活用に寄与してきた。これらの団体とは講師の派遣や研修会の開催、団体が主催するイベントへの協力等を通じて連携を強化してきたが、今後も同様の取り組みを継続し、これまで以上に連携を図っていく。

市内には静岡産業大学や農林環境専門職大学があり、隣接する浜松市にも静岡文化芸術大学などの大学がある。こうした機関の教員と情報交換を行い、まちづくりや活用をテーマとしての共同研究を行うことによって、大学教員の専門的な知識を活用すると同時に若い世代の着想を取り入れることができる。令和4年度には試験的に地域連携演習を導入したが、今後も継続的に行う予定である。

また、史跡指定地の所有者や崇敬者会、隣接



写真 109 静岡文化芸術大学
地域連携演習

地の所有者などとも、日ごろから声掛けを行うなど、気軽に相談ができる雰囲気醸成し、緊密な連携を継続していく。

(4) 防災・防犯体制

災害対策については、「磐田市地域防災計画」を踏まえ、「災害対策本部文化財班（文化財課）における防災マニュアル」に基づき、平常時の防災対策に努めるとともに、災害発生時の避難誘導や被害状況の確認、組織などについて確認する。また、発災時の対応については「非常時優先業務マニュアル」に基づき、第一に来館者や職員の安全確保、体制確保を行い、第二に所管施設や史跡等の被害状況調査を行う。市危機管理課の指示のもと、適切な対応を行う。

外部との連携については発災時における県や文化財レスキューの連絡体制を確認し、万が一に備える。

また、発災時には加盟機関を通じて防災体制の整備に関する助言や、災害発生時の情報収集・救済を受ける。

また、県が認定する文化財建造物監理士と連携し、文化財建造物の耐震診断や耐震補強を検討するとともに、防火・防犯対策について調査し、問題点の洗い出しを行っていく。

防犯対策については引き続き防犯カメラを設置するとともに、近隣の警察署や交番等と連携し、不審者事案や犯罪が発生した場合は適切な対応が取れるよう準備する。

(5) 所管換えの検討

- ・見付本通り広場を所管する都市整備課と協議を行い、文化財課への移管を検討する。
- ・テニスコートのある北エリアについては、所管する都市整備課と協議を行い、指定地または塔之壇公園を含む西側市有地を含めた全体について文化財課に移管する。

第12章 計画期間と実施計画

本計画の期間は令和5年度から11年度までの7年とする。

磐田市総合計画で予定されている第3次総合計画前期実施計画及び令和3年認定の磐田市文化財保存活用地域計画の計画期間も同様に11年度までとなっており、上位計画との整合を図る。

また、行う事業については前期計画事業及び後期計画事業に分け、それ以外の事業は本計画終了後に改めて作成を行う。

(1) 通期計画事業

保存管理事業

- 史跡の日常管理
- 設備の点検
- 防災訓練や講習会の開催
- 石垣の経年変化の観察

活用事業

- 史跡ガイドツアーの実施
- 展示の見直し、展示会の開催
- 昔の授業体験等の実施
- 部活動作品展示などのイベント開催
- 外部講師を招いた講演会の開催
- 他団体のイベント企画の協力
- 沿革誌等関連資料の整理
- 住民への教育資料寄贈の呼びかけ
- しずおか遺産関係活動の実施
- 旧見付学校だよりの刊行
- デジタルコンテンツの作成
- 広報や文化財だよりをを用いたPR
- 磐田TVを活用した情報発信

整備事業

- 整備基本計画の策定準備

運営・体制の整備事業

- 情報交換会・勉強会・研修会等の開催
- ボランティアの募集・育成
- 市役所内、観光協会等、大学、ふじのくに文化財保存・活用推進団体・所有者等との意見交換等

防災・防犯体制の確認・強化

(2) 前期計画事業（令和5年度～令和7年度）

標識等の設置

中央エリアの管理団体指定

現状変更手続きの周知

国有地の測量・取得・追加指定の意見具申

大久保家の追加指定の意見具申

案内看板の改訂・パンフレットの作成

案内マニュアルの整備

旧見付学校ボランティアの育成

審議会・協議会の見直し

所管換えの協議

(3) 後期計画事業（令和8年度～11年度）

樹木伐採・排水対策・法面对策

耐震診断および保存修理計画の策定

史跡内の発掘調査の実施

表 16 保存事業一覧

基本方針	本文記載	No.	事業名	財源	取り組み主体			計画期間		
					住民	民間	行政	前期	後期	
史跡の本質的 価値の継承	保存管理	8章2節(1)(2)	1 職員の目視・巡回により史跡の日常管理を行う。	市、所有者			○	○	←	→
		8章2節(3)	2 標識・説明板・境界標の設置を行う。	市、所有者			○	○	←	→
		8章2節(4)	3 中央エリアについて管理団体の指定を受ける。	市、所有者			○	○	←	→
	防災・防犯	8章3節	4 設備点検を行う。	市、所有者			○	○	←	→
		8章3節	5 防災訓練や講習会を実施する。	市、所有者			○	○	←	→
		8章3節	6 樹木伐採や排水・法面対策を行う。	市、所有者			○	○	←	→
		8章3節	7 民間所有者に対して訓練の参加や消火設備の設置について協力を依頼する。	市、所有者			○	○	←	→
	周知	8章4節	8 現状変更の基準や手続きを明示し、関係者の理解を得る。	市、所有者			○	○	←	→
歴史的建造物の保存管理	8章5節(1)	9 建造物の耐震診断を行い、保存修理計画を策定する。	市					○	←	→
	8章5節(2)	9 石垣の経年変化の観察を行う。	市					○	←	→
	8章5節(3)	10 史跡内の発掘調査を行う。	市					○	←	→
追加指定の提案	8章6節	11 西側に隣接する大久保家の追加指定の意見具申を行う。	市、所有者					○	←	→
		12 国有地の協議及び測量・取得後追加指定の意見具申を行う。	市					○	←	→

表 17 活用事業一覧

基本方針	本文記載	No.	事業名	財源	取り組み主体			計画期間	
					住民	民間	行政	前期	後期
史跡の活用	9章2節(1)	1 案内看板を改訂する。	市				○	←	→
	9章2節(2)	2 散策マップ(指定地及び周辺地)を作成する。	市				○	←	→
	9章2節(3)	3 ガイドツアーを実施する。	市、民間			○	○	←	→
歴史的建造物の活用	9章3節(1)	5 展示の見直しを行う。	市				○	←	→
	9章3節(1)	6 常設展示や特別展示を行う。	市				○	←	→
	9章3節(2)	7 昔の授業体験、まちなみ散策事業を行う。	市				○	←	→
	9章3節(2)	8 部活動作品展示などのイベント事業を行う。	市、民間			○	○	←	→
調査研究	9章3節(3)	9 外部講師を招いた講演会を実施する。	市				○	←	→
	9章3節(4)	10 「いわた大祭り」や「見付宿たのしい文化展」などの他団体が行うイベント企画に協力する。	市、民間			○	○	←	→
調査研究	9章4節	11 沿革誌や関連資料の整理を行う。	県、市				○	←	→
	9章4節	12 住民に対して資料の寄付を呼び掛ける。	市				○	←	→
市内外への情報発信	9章5節(1)	13 「しずおか遺産」をめぐる活動を行う。	県、市				○	←	→
	9章5節(2)	14 旧見付学校だよりの内容を充実させる。	市				○	←	→
	9章5節(3)	15 デジタルコンテンツの作成をすすめる。	市				○	←	→
	9章5節(3)	16 広報や文化財だよりを活用した情報提供を行う。	市				○	←	→
	9章5節(3)	17 「磐田TV」を活用した情報発信を行う。	市				○	←	→

表 18 整備事業一覧

方針	本文記載	No.	事業名	財源	取り組み主体			計画期間	
					住民	民間	行政	前期	後期
史跡の整備	10章2節	1	整備基本計画の策定準備を行う。	国、県・市			○	←	→

表 19 運営体制事業一覧

方針	本文記載	No.	事業名	財源	取り組み主体			計画期間		
					住民	民間	行政	前期	後期	
人的資源の強化	11章2節(1)	1	案内マニュアルの作成を行う。	市			○	←	→	
	11章2節(1)	2	勉強会などを開催し、職員研修を行う。	市			○	←	→	
	11章2節(1)	3	旧見付学校ボランティアの募集・育成を行う。	市			○	←	→	
審議会等の充実	11章2節(2)	4	審議会・協議会の内容の見直しを行う。	市			○	←	→	
連携の強化	11章2節(3)	5	市役所内の連携を強化する。	市			○	←	→	
	11章2節(3)	6	ふじのくに文化財保存・活用推進団体や観光協会、大学等との連携を強化する。	市		○	○	←	→	
防災・防犯体制	11章2節(4)	7	市役所内の体制について再確認する。	市			○	○	←	→
	11章2節(4)	8	外部との連携について確認・強化する。	市			○	○	←	→
所管換えの検討	11章2節(5)	9	見付本通り広場および北エリアの所管換えを行う	市			○	←	→	

第13章 経過観察

保存活用の推進に向け、実施成果を記録し、経過観察を行う。本質的な価値を損なうことにならないよう留意する。経過観察の成果を踏まえて、計画変更の必要が生じたときは関係機関と協議し、見直しを行うものとする。

(1) 保存管理の経過観察

- ・現状変更

現状変更許可申請書の記録を収集し、それぞれの事業の史跡に対する影響を確認する。

- ・維持管理

歴史的建造物の補修、設備点検等の日常管理の記録簿を作成し、適切な維持管理が行われているかどうかを確認する。

(2) 活用の経過観察

- ・学校教育との連携

学校教育課及び市内小中学校と連携し、集団見学の参加校の増大を目指す。

- ・体験学習の充実

「昔の授業体験」事業その他の事業を継続し、また旧赤松家とも連携したさまざまな体験学習、啓発事業を行っていく。

- ・民間団体との連携

見付宿を考える会その他のイベント実行委員会などと連携し、イベントに積極的に協力し、参画する。

- ・調査研究

史跡、その他関連する文化財についての調査研究を進める。

- ・その他の啓発事業の促進

パンフレットの内容見直し、刊行物その他の関連グッズの販売等を通じて啓発活動を行っていく。また、市が本計画の作成過程で得た資料や研究の成果を講演会などとして市民に発表したり、刊行物として公表するなどして価値を高める努力を続け、今後の整備事業に活かしていく。

(3) 計画の改定

施策の経過観察や調査研究の進展により得られた新たな知見や、関連法令や市の計画等の変更により計画変更が必要になった場合は随時改定を行う。

改定にあたっては、文化庁及び県文化財課の指導のもと、文化財保護審議会・旧見付学校協議会などの審議を経て、文化財保護法第129条の3に基づく再認定を受ける。

改定後は地域住民への周知を図る。